

アジアの動向

1964

フィリピン

アジア経済研究所



11567724

アジア経済研究所

フィリピン

〔通常国会の終了〕 第5議会第3会期は、5月22日でもって法定会期を終えた。しかし、一般予算法案をはじめとする、いくつかの重要法案が上院を通過せず、会期満了直前にマカパガル大統領が重要案件として強調した小売業国民化法改正法案は下院さえ通過しなかった。大統領は、当然のことながら30日間の特別会議を召集し、法案の継続審議を国会に要求しなければならなかった。下院では、与党である自由党が多数党であったが、上院では、4月末のマルコス議長について5月5日アントニーノ議員が自由党から離反して、与党は24議席中9席を占めるにすぎなくなっていたのである。5月にはいつからの上院の大統領攻撃は、12日のトレンティーノ上院議員による大統領弾劾の下院に対する要請という形で頂点に達し、16日にはフィリピン政界をまきこんだ大汚職事件（「ストーンヒル事件」）に関する上院小委員会の報告が公表されふたたび政争の具に供されようとした。

このような動きは、「政治過剰」のフィリピンに似つかわしいと言えようが、ただ「政治かけひき」とだけですますことはできない。

〔農業から工業へ〕 今期国会を通過しなかった法案の主なものをいくつか拾ってみると、つぎの諸法案が示すように、地主（農園主）よりも工業資本家の利益をはかるものであることが分る。

▼ 20パーセント留保制廃止とひきかえの輸出税法案

現行の法によると、輸出業者が輸出により獲得した外貨の20%は中央銀行に留保されることになる。現在、為替レートが公定では1ドル=2ペソであるのに対し、自由では1ドル=3.9ペソ程度であるために、輸出業者は20%の獲得外貨が公定で中央銀行に留保されることにより損失を蒙る。したがって、廃止を声高く要求する。これに対して、政府はそのかわりに輸出税をとりたてるというのである。現在時ままで、輸出がおもに農産物であったことを考慮に入れると、この意図は明瞭となる。

▼ 投資奨励法案、小売業国民化法改正法案

前者については5月18日、後者については19日の項に見られるように、ともにフィリピンにおいて発展しつつある工業資本家を育成することを目的としたものである。

このような事情について、ミズーリ大学の David Wurfel 助教授は、つぎのように記している。

「指導的人物のあいだでのグループの作り直しと並行して、1963年のあいだにフ

フィリピン

フィリピンの政治において、もっと目立たないが根本的な変化が起った。砂糖ブロックの連続的な衰微の結果として政治的エリートの構成上に起った基礎的な変遷を示す事実がいくつかあった。……もちろん、こう言ったからといって、巨富を持つ人びとがもうこれ以上フィリピンの政治で優越性を示すこともなく政府の恩恵の受益者となることもないであろうと言うのではない。彼らは、ちがった人びと——農業家 (agriculturalists) よりも工業家 (industrialists) であるであろう。」(“A Changing Philippines,” *Asian Survey*, Feb., 1964, p. 708.)

彼は、さらに、労働者 (Lapiang Manggagawa, 労働党) の役割が大になったことを付け加え、新しい傾向として社会改革立法を強調し、その一例として1963年7月12日に制定された「土地改革法」に全面的な賛辞を送っている。

〔跛行の変革〕 Wurfel 助教授は、「衰微」の一途を辿っているとする「砂糖ブロック」の主要人物として、ロペス (Lopez)、アラネタ (Araneta) と並べて第一人者としてユーロー (Yulo) をあげている。ユーローに対する攻撃を政府がなし得たことこそ、上のような傾向を明示していると言うのである。しかし、政府は、5月4日、ユーローの所有する7000ヘクタールの土地の収用を断念した。しかも、このさいに「土地改革法」第3章の規定——「家族農場単位 (family-size farm units) に分割するに相当」と認められる場合のみ収用の対象となし得る——が援用されていることから明かなように、「土地改革法」そのものが、社会改革立法として、まだまだ不十分なものであったことを示している。また、アントニーノ上院議員の自由党脱党の契機をなしたと考えられる伐木権問題について、政府は、一度取上げた伐木権をふたたび同議員に返還しなければならなかったのである (5月26日)。

このような事情は、労働者の支持に全面的信頼を寄せることもできず〔5月9日、Lapiang Manggagawa はそれまでの指導者 Cipriano Cid を追放し、自由党と袂を分った〕農民の支持を得るような徹底的な土地改革法も制定できない現マカバガル政権が、農業から工業へその基礎を決定的に移しかえることの困難さを物語っている。

フィリピン日誌

1964年5月1日

▼ SEATO 第27回演習“Ligtas”の計画発表——タガログ語で「救出」を意味する“Ligtas”演習は、オクシデンタル・ミンドロを「侵略軍」から「救出」という想定のもとで、5月12日～6月10日に行なわれると発表された。参加国はSEATO 加盟8ヶ国、うちパキスタンとタイはオブザーバーを送るのみである。75隻の艦船、2万以上の兵員が参加し、水陸空の作戦を予定した大規模なものであるとともに、ゲリラ戦をはじめ新形式の戦闘のため特別に訓練された特別機動軍を重要視するような形で行なわれる。〔*Manila Daily Bulletin*, 5. 20.〕

5月2日

▼ 商業会議所、米比通商協定の検討開始——フィリピン商業会議所臨時会頭デメトリオ・A・ムニョスは、1955年の米比通商協定（ロウルル＝ラングリー協定）を検討する特別委員会を創設する意図を明かにした。この協定は1974年に期限切れになりその後は特別利益の保護をとまなわぬ自由貿易となるために、それに間に合うように、この協定の結果・利点・問題を民間部門の立場から検討し、政府に勧告できるようにしようというものである。

5月3日

▼ 南阿からの輸入について政府積極的——マカパガル大統領は、今後も南アフリカからのいわし輸入がおこなわれるであろうと、述べた。大統領は、多くの批判にもかかわらず、Namarco (National Marketing Corp., 交易公社) のカルデロン総支配人とこの問題について長く討論した結果、輸入に承認を与えたのである。

▼ マレーシアとの領事関係復活——政府は、昨年9月以来外交関係を断ってきたマレーシアと領事を交換すると声明した。領事館の設置は、両国とも5月18日に同時に行なうと決められた。政府は、この関係復活が「外交的承認」をも「北ボルネオに対するフィリピンの要求の任意放棄」をも意味するものではないことを明らかにした。

5月4日

▼ 政府、ユーロー所有地取用を断念——元下院議長ホセ・ユーロー (Jose Yulo)

フィリピン

がラダグーナに所有している7000ヘクタールの土地の取用申立は、2年前に法務長官・土地局長・法律顧問により提出され、政府はこの申立を積極的に支持してきた。マカパガル大統領は、アメリカ人の成上り者ハリー・S・ストーンヒル追放後まもなく、フィリピンの「ストーンヒル」追放運動をはじめており、1962年8月28日のラジオテレビ放送では、「過去における公けの地位や勢力を乱用して不正に富を蓄積したような者たちからは、不法取得品を取り戻さねばならない。……だから、元議長ホセ・ユーローに対して訴訟が起されたのである」と述べた。この訴訟は、第1に取得方法が不正であったことに対して、第2にユーローの土地に住んでいる不満をもつ小作人に土地を分配することに関して、おこなわれた。しかし、第1の理由は、ユーローが利用したと告訴されたフィリピン開発銀行（当時の復興金融公庫——ユーローはこの公庫の理事のひとりであった）がユーローの所有権に対する訴訟を取り下げ、その合法性を認めたことによって、消滅した。第2の理由は、問題になってきたカンルーバング (Canlubang) の2000ヘクタールの農園が永久作物（ココナツ）栽培にあてられており、「家族農場単位 (family-size farm units) に分割するに適當」（土地改革法、第3章）でないとし、しりぞけられた。こうして農業関係裁判所 (Court of Agricultural Relations) は、ユーロー所有地に対する申立を棄却した。

5月5日

▼アントニーノ上院議員、自由党を脱党——アメリカ合衆国での療養から帰国したガウデンシオ・アントニーノ (Gaudencio Antonino) 上院議員は、彼に与えられたバシラン島の伐材権のひとつが不在中に政府によって取消されたことが「简单明瞭な恐かつ (blackmail pure and simple)」であるとして、自由党から離れた。これにより、上院議席24中、自由党員はわずかに9名となり、反対派議員は12名となった。

▼バトラー外相、訪比（～6日）——バトラー外相は、東京からロンドンの帰途フィリピンに立寄った。マニラ空港での記者団に対する発言は、つぎの通りであった。

1. イギリスは、侵略の場合における防衛という形でマレーシアに対する義務を果すという意志だけを持っている。
2. 頂上会談の準備をなす外相会議を開く可能性についてフィリピンの高官たちと討議するのが、訪問の目的である。
3. イギリスは、「マレーシアの独立と領土保全を尊重する」ようなマレーシ

ア問題の平和的解決を望んでいる。

なお、パトラー外相は、6日午後フィリピンを去るすこし前の記者会見で、サブー（北ボルネオ）に対するフィリピンの要求については国際司法裁判所による解決を「最良の方法」と考えると、述べた。

5月6日

▼ Namarco, いわしの南阿からの輸入について弁明を発表——Namarco は、国際連合が人種差別 (apartheid) のかどで経済封鎖を加盟諸国に呼掛けてきている南アフリカ連邦からのいわしの輸入について、一般の批判に答える意味で、5日付あるいは6日付の首都の日刊新聞に [Manila Daily Bull. は6日付に] 「いわし輸入についての諸事実」として、1ページ全面をうめる弁明をのせた。〔村 I を参照〕

▼ 政府、中国人学校閉鎖の意図を発表——マラカニャング [大統領官邸] は、マカパガル大統領が、この国にあるすべての中国人学校を閉鎖するという、マルティニアノ・ビボ移民局長の提案を検討中であると、発表した。理由は、国家の福利にとって「有害な (inimical)」ものであるというのである。

5月7日

▼ 前駐日大使マウロ・メンデス、外相に就任——マカパガル大統領は、新外相マウロ・メンデス (Mauro Mendez) の宣誓を主宰した。この宣誓が突然におこなわれた理由は、情報通によれば、大統領がハシント・ボルハ (Jacinto Borja) 国連大使の帰任のさい既成事実で対しようと欲したことにある。

なお、マウロ・メンデスは、帰国直後「ロシア系であろうと中国系であろうと、共産主義は本性をあらわした。かれらは、わが政府に浸透しそれを転覆するよう仕込まれている。妥協などありえない」とのべているように、反共強硬論者である。また、インタビューで次のように語った。

1. 日本はフィリピンとの関係を正常化することを熱望しており、両国の関係の改善のためにはどんなことをも考慮するであろう。
2. 日本政府は、マレーシア紛争を調停するのに喜んで援助の手をさしのべるであろう。しかし、フィリピンは、東京で頂上会談を開くことについて日本政府に何らの話しかけもしていない。
3. 賠償協定の新しいスケジュールがまもなく出来あがるであろうと期待している。

5月9日

フィリピン

▼ Lapiang Manggagawa, 自由党との連合を破棄——全国労働同盟 (National Labor Union) 出の Lapiang Manggagawa (労働者党) の会計係アントニオ・ポリカルピオとフィリピン労働組合会議 (Philippine Trade Unions Council) と Meralco 組合のビセンテ・アルニエゴとの署名した声明文は、Lapiang Manggagawa が自由党との連合を破棄し、フィリピン労働統一運動 (Philippine Labor Unity Movement) 副委員長ビセンテ・ラファエルを同党の臨時党首に全員一致で推薦し、現党首シブリアノ・シドを追放することを、明らかにした。

5月10日

▼ 民間商業銀行から、政府預金の完全引出し——ルフィノ・エチャノバ (Rufino Hechanova) 蔵相は、政府が民間商業銀行の手中にまだある政府預金の完全引出しにふみ切ったと、のべた。彼は、この決定の理由をつぎのようにのべた。

1. ある基金を預託するのに活躍した政府職員に対する手数料の「机下の (under the table)」支払による、民間銀行への政府預金の配分における変則的狀態をこれ以上継続させないため。

2. 貨幣および信用をよりよく監督もしくは制御することによって金融政策を立てるという責任を全面的に中央銀行に取り戻し、これにより政府預金の配分のさいに起りうる政治を取りのぞくため。

3. 銀行の手持の基金の「乗数」効果により信用の継続的拡大を惹起するのに民間銀行が用いてきている基金を引出すことによってインフレーションを抑制するため。

(注) *Philippine Herald* の5月6日号は、大統領が、民間銀行に預託されている政府資金3億1800万ペソの漸次引出しを承認したことを報じた。

5月12日

▼ トレンティーノ上院議員、大統領を弾劾——上院多数党指導者アルトゥーロ・トレンティーノ (Arturo Tolentino) は、大統領の弾劾を要求する請求書を下院に提出した。彼の告発は、つぎの2点に集中された。(1)昨年軍によっておこなわれた問題の多い25万6000トンの米の輸入、(2)サルタン海運 (Sultan Shipping Lines) に対する25万ペソの賠償割当。

しかし、憲法によれば、大統領を弾劾する決議を提出するには全下院議員の3分の2の賛成が必要であり、決議を通過させるには4分の3の賛成が必要である。したがって、翌13日、下院の国民党は、この決議を積極的にすすめることに決めた

が、14日、下院の多数を占める自由党員60名は全員、この弾劾事項が「根拠なきもの」であるとして棄却することに決め、結局上程されずにおわった。〔付Ⅱを参照〕

▼ ロペス特使、ジャカルタ訪問（～15日）——外相の地位をメンデスにゆずって国連大使となったサルバドール・P・ロペス (Salvador P. Lopez) は、フィリピンの特使としてマレーシア紛争解決のために、スカルノ大統領との会談を目的にジャカルタに向かった。

13日のスカルノ大統領との45分間にわたる会談のあと、頂上会談の可能性について、「何か神秘的なこと、私の骨の中での感じ」として、楽観的な見解を述べた。

〔マレーシア紛争関係の詳細については、「マレーシア」の項を参照〕

▼ ボルハ、駐日大使を受諾——ロペス前外相の国連大使任命により転職することになったハシント・カステル・ボルハ (Jacinto Castel Borja) は、大統領特別顧問・無任所大使あるいは駐日大使のいずれを受諾したか、大統領官邸の声明書で明らかにされなかったが、*Philippine Herald* によると、後者を受諾した。

5月14日

▼ エチャノバ蔵相、農業銀行に対し警告——中央銀行の通貨局長を兼ねているエチャノバ蔵相は、いくつかの農業銀行がその資金を理事の私用に供している事実を指摘し、そのような銀行から政府預金を引出し、運営がうまくいっており投資計画もきちんとしている他の銀行に預託することを明らかにした。なお、同時に、彼は、この国の農産物輸出が1961年の4億5000万ドルから1963年の7億3100万ドルにのびた事実をも指摘した。

▼ 「平和のための食糧」協定、調印——マラカニャングの大統領官邸で、フィリピンのリブラド・カイコ外相代理とアメリカのウィリアム・スティーヴンソン大使とによって調印されたこの協定によって、フィリピンはアメリカから7万5000トンの米を輸入することになった。その価格は4450万ペソであるが、その35%は、30年間0.75%の利子での借款という形でフィリピン政府に返還される。調印に立会ったマカパガル大統領は「アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間に存在する堅い友情の一里塚」とこの協定を賛美した。この協定は、PL480の第1項の下にはいるものである。

5月15日

▼ イスマエル製鋼会社でスト（～16日）——ケソン市のイスマエル製鋼会社 (Ys-

フィリピン

mael Steel Mfg. Co.) のフィリピン陸運労働組織 (Philippine Transport Ground Workers Organization, 指導者は Roberto S. Oca) に属する約 800 人の労働者は、組合幹部 3 名の解雇をめぐる、ストに突入した。会社側は、フィリピン自由労働組合連盟 (Phil. Ass'n. of Free Labor Union, 指導者は Cipriano Cid) との労働協約をたてにとって幹部再雇用に関する交渉を拒否したのである。また、最近の組合選挙に対する会社側の干渉もストの理由となった。

▼ ロベス特使、クワラルンプール訪問 (～20日) ——ロベス大使は、マカパガル大統領の親書をたずさえて、クワラルンプールに到着した。しかし、ラーマン首相にインドネシア・フィリピン両国との「頂上」会談に出席するよう説得できるような新提案を何ひとつ持たせていないことを明らかにした。

ラーマン首相不在のため、首相との会談は18日と19日と2回にわたっておこなわれたが、マレーシア側はインドネシア軍のボルネオからの完全撤退を条件として譲らず、ゲリラ部隊の「名目的撤退 (token withdrawal)」というインドネシアの新提案を拒否した。

5月16日

▼ 法相、トレンティーノ議員の大統領弾劾に反論——サルバドール・マリーニョ法相は、16、18日付の *Manila Daily Bulletin* に「主張されている弾劾非難：ひとつの評価」を寄稿して、トレンティーノ議員に反論を加えた [*Philippine Herald* には、16、18、19日付に連載された]。この要旨は、以下の通り。

〔一般的問題〕

a. 「罪深い憲法違反 (culpable violation of the Constitution)」について——トレンティーノは、これを弾劾の論拠としているが、これは「意図的で、故意で、熟慮され十分に計画された違反」を意味する。大統領の行動は「判断の単なる誤り、あるいは義務の省略から生じたもので、詐欺の要素のないものであり、」「主張されている不注意」も「義務の故意による無視よりもむしろその誤解に帰せられるべきもの」であって、弾劾の論拠となりえない。

b. 「大罪 (high crime)」について——トレンティーノは、これを「犯された罪の性質でなくて課せられる刑罰」によって判断しているが、本当の意味は、その性質において「基本的な重要政治原則をくつがえすものか、あるいは、公共の利益をいちぢるしく損うものか」である。大統領の行動は、この理解に立つ場合「大罪」となりえない。

〔個別的問題〕

a. 米の輸入について——政府機関による米の輸入は、米穀局法（共和国法 3542）により禁止されているが、これは、緊急時における軍による輸入をも禁止しているものではない。また、最高裁は、この輸入のさいに禁止命令を発しなかった。

b. サルタン海運問題について——この会社に対する賠償額の割当は、1963年 8月の賠償委員会のスケジュールに入っていた。その後、国家経済会議の民間の島嶼間海運会社に割当を与えるべきでないとの決議が出されたが、賠償委員会はふたたびスケジュールにこれを入れて大統領に提出した。大統領は、両者の長との談合の上、これに承認を与えたのである。なお、国家経済会議は、諮問機関であって、その決議は大統領を束縛するものでない。

▼ 上院、ストーンヒル事件についての報告受理——国外追放処分を受けたアメリカ人実業家ハリー・S・ストーンヒル (Harry S. Stonehill) をめぐる汚職事件についての上院ブルー・リボン小委員会の報告が、上院に提出された。131ページにわたるこの報告は、委員会内の多数を占める国民党議員全員により署名されたが、自由党議員は2名だけが署名したにすぎなかった。

マカパガル大統領は、悪名高いストーンヒル事件についてもっと行動を起せとの反対派の示唆を歓迎すると述べるとともに、この発表を「派手な政治宣伝」と烙印をおし、さらにこの「事件を新たに堀り起すとよりいつそう非難の泥試合が起り、政府が国家的諸問題に目を向ける時間が縮められるおそれがある」と述べた。

5月18日

▼ 投資奨励法、下院を通過——フィリピンにおける投資の奨励を目的とする下院法案第9477号は、下院で53対2でもって可決された。これは、正当な手続と法の前での平等な保護、取用からの自由、契約義務の履行などのような「基本的保証」を与えて、外国資本がこの国に投下されることを奨励するとともに、つぎのような方法でフィリピン所有の資本および合弁企業を奨励するものである。

1. 諸企業は、操業開始後5年間創業費および操業前の費用を、課税所得から差引くこと。
2. 納税者の任意により、8年間かまたは固定資産の予定耐用年数の全体にわたって固定資産の繰上げ減価償却分を課税所得から差引くこと。
3. 操業開始後3年以内に惹起された操業欠損を繰越して、その欠損のあった年以後6年間課税標準額から差引くこと。
4. 管理・監督・技術・顧問に関する地位に雇用される外国人従業者を「全人

フィリピン

員の10%を超えない範囲に」制限すること。

5. フィリピン資本に対しては、資本利得税の支払の免除。
6. 登録後5年間、フィリピン資本に対する所得税の支払免除。
7. 3年満期の外国からの借入金に対する利子支払の免税。

▼ マレーシアとの領事関係樹立——予定通り、アリ・ビン・アブドゥラ領事をはじめマレーシア領事館員により、昨年9月17日以来閉鎖されていた領事館がマニラに開かれた。フィリピンの側は、関係決裂前シンガポール駐在総領事であったフアン・C・ディオニシオ公使とその随員がクワラルンプールで、同時に領事館を開いた。

5月19日

▼ 最低賃銀法、下院を通過——下院は、物価の急騰にともなう生活費の上昇を考慮に入れて、最低賃銀法を可決した。国民党議員たちは、原案通りの可決によりインフレ傾向がますます強まることを恐れながらも、この法案そのものが自由党の物価抑制の失敗自認とみなして、6ペソを5ペソに切り下げる案を否決して労働・法律改正委員会提出の原案通り可決した。

▼ 小売業国民化法 (Nationalization of Retail Trade Law) 改正を重要案件として強調——マカバガル大統領は、国会に対し、物価上昇を抑制するのに小売業国民化法改正法案の通過が緊急必要であると強調した。この法は、本来中国系の「サリ・サリ」店段階の小規模な商品販売だけを対象としたものであったが、裁判所や司法省の解釈でかなり限られた顧客への大量販売をも含めるまで拡張された。それで、今度の改正法案は、小売業の範囲から以下のものを除くことを主要目的としている。

1. 一般公衆にはなく、卸売業者・小売業者・仲買人・卸屋・商人一般、および他に販売する目的で商品を購入する仕事に従事している個人あるいは団体への販売。

2. 原料・半製品・製品・商品・財貨・物資の、一般公衆にはなく、農業・鉱業・工業・製造業・加工業および公益事業の諸施設、あるいは、フィリピン政府、すなわち、上記財貨の製造・生産・加工のさい要素として用いることによるような政府機関あるいは政府関係団体の販売。

これは、国内外の資本に利益を与える政策の一環をなすものであり、政府は、これとともに投資奨励法が、早く上院で可決されることを要請した。

▼ 米穀法 (Rice & Corn Act) についての特別教書——大統領は、「米穀産業を国

内自給および長期安定の水準に向かって発展させ、また、そのためとその他の目的のための資金を供給する法」についての特別教書を国会に送り、この法の通過が緊急重要なものであることを強調した。なお、大新聞は〔*Manila Daily Bulletin*, *Philippine Herald* の21日号〕大統領の署名入りで、この文書を広告の形で全紙大に掲載した。〔付Ⅲを参照〕

5月20日

▼ P C I, 合弁企業支持の声明を發表——P C I [Philippine Chamber of Industries, 工業会議所] は、「フィリピンへの外国投資に関して、P I Cは合弁企業を強力に支持する」広告を、大新聞に〔*Manila Daily Bulletin* 20日号, *Philippine Herald* 19日号に〕掲載した。〔付Ⅳを参照〕

▼ ロベス特使、ジャカルタ到着（～22日）——ロベス特使は、到着後スカルノ大統領と会談し、「われわれは妥協に向かって動きかけている」とのべた。スカルノ大統領は、マレーシア領ボルネオからのゲリラ部隊の撤退に同意したのであった。

▼ パパンガ地方北部でフク団活動——*Manila Daily Bulletin* の20日号は、陸軍の諜報関係将校により与えられた情報として、国防省アルベルト・R・デ・ホヤの明らかにした、パパンガ州の第2選挙区〔北部〕の諸市邑、とくにアンヘレス市がフク団の手中にあるという報道を掲載した。

5月21日

▼ 共産党指導者逮捕——フィリピン共産党指導者ヘスス・ラバ (Jesus Lava) は、18年の地下活動ののち、サンパロクで逮捕された。彼は、アルフレド・パウロ (Alfredo Paulo), ルイス・タルク (Luis Taruc), カスト・アレハンドリノ (Casto Alejandrino) についての彼の逮捕によっても、フィリピン共産党はいぜん活動すると、声明した。*Manila Daily Bulletin* の5月23日号によれば、彼なきあと、「フク団の第1人者」は、ルイス・タルクの未弟ペレグリーノ・タルク・イ・マンガルス (Peregrino Taruc y Mangalus) であるとのことである。

5月22日

▼ 国会の会期終了：30日間の特別会議召集——1月27日に開会された第5議会第3会期の法定会期が終了した。この会期に下院で可決されながら上院の批准を得なかつたのこされた法案のおもなものは、つぎの通りであった。

1. 一般予算法案
2. 5億ペソの公共事業法案

フィリピン

3. 政府がいわゆる20パーセント留保制の廃止とひきかえに提出した輸出税法案
4. ガソリン税および所得税の税率を改訂する法案
5. 関税法修正
6. 米および穀類自給法案
7. 公債を10億ペソから20億ペソに増額する法案
8. 大統領が自らの社会経済計画に必要とする資金を国外で調達する権能を大統領に与える提案

下院では、フィリピンの小売業をフィリピン化する法律を緩める法案が未決のままになった。大統領は、ただちに30日会期を延長する手段をとった。

▼ ロペス特使、クワラルンプールに到着（～31日）——ロペス特使は、クワラルンプール空港に着いた直後の記者会見で、インドネシアとマレーシアとが「前よりもずっとずっと近づいてきたと言うことができる」と語った。

5月25日

▼ アラブ連合大使館員、比との貿易促進を強調——アラブ連合大使館のアブデル・アジム・エルモウルシ経済顧問は、フィリピンのココナツ油・木材・材木・砂糖・マニラ麻・タバコがアラブ連合の中に有利な市場を見出すであろうと語った。しかし、そのために、フィリピンの輸出業者がアラブ連合の輸入業者と連絡することが必要であると附加した。

5月26日

▼ アントニーノに、伐木権を返還——大統領は、ホセ・フェリシアーノ (Jose Feliciano) 農相に対し、アントニーノ上院議員の約2300ヘクタールにわたる伐木権を停止する4月23日に発せられた命令を撤回するよう、命じた。

▼ 比・豪貿易協定調印——フィリピン、オーストラリア両国の投資家間の合弁企業形成の第一歩は、オーストラリア貿易代表団とフィリピン実業家グループとの間の協定調印をもって、踏み出された。これはフィリピンの産物の世界市場への進出を促進するとともに、フィリピンにおける合弁企業形態での工業建設を目的とするものであった。

5月27日

▼ 上院歳入委員長、基礎産業法改正法案通過を発表——上院歳入委のホセ・J・

ロイ委員長は、基礎産業を改訂する下院法案第2393号が通常会期中に通過したことを明かにした。この改訂により、免税の適用を受けうる基礎産業は、19から17となり、(1)農産物生産と(2)植物性油脂の製造・加工・精製が除かれ、その関連産業についてもかなりの加除がおこなわれた。この変化の意味は、旧法の下で免税の適用を申請したものの大部分が新法では除外されることになることから知りうる。

▼ E.D.F. 設立——大統領は、民間企業育成のための私営・非株式・非営利のサービス機関としての E.D.F. (Economic Development Foundation, 経済開発財団) の設立を声明した。

5月28日

▼ 米穀法、下院を通過——「米および穀類の輸出を許可しながら、これら主要作物の生産を増進させることを約束する法案を、政府は、なぜ通過させなければならぬのか」という国民党議員の反対論にかかわらず、51対21で、米穀法が下院で可決された。それは、国策として、米および穀類の増産促進、その価格の「現実的な水準での」安定を標榜し、この目的のために、大統領直轄の「米穀開発局」を設置するものである。「米穀開発局」の主要な任務は、つぎの通り。

1. 米および穀類の生産・調達・加工・分配についての現行法規の実施を任務としている諸政府機関の活動を監視・指導・統制・統合するため、基本方針・計画・政策の決定。
2. 米および穀類増産の計画が実施される最重要地域の画定。
3. 政府が一次的機能を果たすのを助けるのに必要とみなされるような庁・局・室などの機関の任命。

5月29日

▼ モンテリバーノ、経済計画を批判——フィリピン農業・天然資源会議所会頭アルフレド・モンテリバーノ (Alfredo Montelibano) は、青年商業会議所 (Junior Chamber of Commerce) のルソン会議で、政府の計画過剰を批判し、実業界・一般市民・専門家の諸組織が欠陥の多い経済政策とその解決法について世論を喚起するよう努力するよう力説した。彼は、討論に有益な論題としてつぎのものをあげた。

1. 「中央銀行の詐欺・汚職にむしばまれている為替管理と同様、農業および輸出産業に依存している、わが国人口の大多数すなわち2000万の利益を損いつづけると思われる」20%留保機構。
2. 「この国の米の生産の改善および拡大に役立ったであろうと思われる」

フィリピン

7700万ペソを昨年の米輸入で失ったということをも含めての、政府の米穀政策。

3. 「その額がもっと有効に用いられたならば生産を一挙に上げたと考えられる」5000万ペソ以上が昨年の輸入のため失なわれてしまったことをも含めての、Namarco の輸入。

彼は、なお、「政府のいわゆる経済エキスパートたちの言分にもかかわらず、経済の進歩・発展がみられるのがマニラとその近郊に限られているのは、悲劇的である」とのべた。

5月30日

▼ マカパガル、大統領選再出場確定——マカパガル大統領の第2期要請は、大統領の「わが過失なり (Mea culpa)」の繰返しと「今日あるよりも、明日はいっそう良い大統領となる」との約束のあとで、自由党全国幹部会の承認を得た。

▼ N. I. D. C., 最初の中性アルコール工場建設のため60万ペソを貸付——NIDC (National Investment & Development Corp., 投資開発公社) は、この国で最初の中性アルコール工場建設のために、バーバックス化学 (Berbacs Chemicals Inc.) に対し60万ペソの貸付を認可した。この認可は、基礎化学産業はじめ諸産業を育成するという政府の政策にそうものであると、NIDC 幹部はのべた。中性アルコールは1962年のみで、120万キロも輸入しなければならなかったのである。

現在フィリピンの消費量は一日1万8000リットルであり、建設の予定されているバーバックスの工場は最初のうち一日1万キロを生産するとのことである。

5月31日

▼ ロペス特使帰国——ロペス特使は、マレーシア、インドネシア、フィリピン3国の頂上会談を早めるための19日間にわたる任務を終えて帰国した。彼は、「平和への道は舗装されている」と述べ、軍隊の撤退についてのつまらぬ問題の解釈の差が大になったとのジャカルタやクワラルンプールからの新聞報道を鼻であしらった。発表されたコミュニケは、「政府首脳会談の直前に外相会談が〔東京で〕開かれるであろう」とのべた。

〔付 I〕 いわし輸入についての諸事実

1. 一般政策

マカパガル政権の政策は、時間のかかる社会経済5ヵ年計画の長期的な恩恵を待つあいだ、国民大衆が庶民的食糧である米・魚のような基本的必要品を獲得するよう援助がなされるべきであるというのである。

2. いわし、主要食物

米はRCA [Rice and Corn Administration, 米穀局] を通して供給されている。低廉ないわしは、とくに雨期においては、貧困な人びとが伝統的に摂取してきている魚である。

3. 南アフリカ、唯一の産地

今年、南アフリカは、スペイン・ポルトガルから手に入れうるいわしが一缶1.92ペソであるのに比して、0.64ペソという低廉ないわしの唯一の産地である。一缶1.28ペソというこの差額は、庶民の生計にとって致命的である。

4. 他の方法で人種隔離とたたかう

アフリカからいわしを買うことをひかえることは、人種隔離に対する反対を示す唯一の方法ではない。

輸入にもかかわらず、フィリピンは人種隔離に依然として反対なのである。

5. 強制的でなくて「要請」

とくに南アフリカとの貿易ボイコットという国連決議は、強制的でなくて加盟諸国に対するひとつの「要請」にすぎない。

事実、ペラエス副大統領が外相であった期間に、外務省は、この国が木材・ラミー・ココナツの実をはじめとする産物を南アフリカに輸出することを許可した。上述の木材の輸出がただひとりの輸出業者とだけ結びつけられることは、注目に価する。

6. 50カ国が南アフリカと貿易している

ローデシア、タンガニイカ、ケニヤおよびトーゴランドのようなアフリカの数ヵ国を含む、すくなくとも50の国連加盟国が、国連決議に留意してきていない。南アフリカからいわしを買い、それと貿易している国々には、つぎの国々にてである。アーデン、アルゼンチン、アラビア、オーストラリア、ベルギー、ポルネオ、ビルマ、カナダ、セイロン、コスタ・リカ、キュラソー、キプロス、デンマーク、エジプト、ローデシア連邦、フィジー諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、グアテマラ、ホンジュラス、香港、イタリア、ケニヤ、ルクセンブルク、モーリシアス、オラ

フィリピン

ンダ、ニュー・ギニア、ニュー・ジーランド、ニカラグア、パナマ、パプア、ペルシア、フィリピン、ポルトガル、東アフリカ、プエルトリコ、レユニオン、サラワク、セヴシエル、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンガニイカ、トーゴランド、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラおよび西部サモア。

7. フィリピン共和国は提唱者でない

南アフリカに対するボイコットをするよう国連加盟国に「要請」する決議を提唱したのは、34ヵ国であった。フィリピンは、34提唱国の中に入っていなかった。

8. 選択的励行

南アフリカとの貿易のボイコット以外に、国連決議は、加盟国に対して南アフリカとの外交関係を断絶し船舶が南アフリカの諸港に入ることを禁止する法を制定するよう、「要請した。」フィリピンは、国連決議の中にあるこれら要請をも励行してきていない。

これに関連して、ペラエス副大統領は——外相として——、国連決議が外交関係の断絶を「要請した」のに、フィリピンの駐南アフリカ名誉領事として白人のヴィッゴ・F・リンハルトを任命した。

9. 国家会議からの許可

カルデロン支配人が、上級諸機関によって止められなければ、大衆を助けるために上述の諸事実により南アフリカからいわしを買うことを、国家会議に提議したとき、国家会議の構成員のだれからも反対が出されなかった。ロペス大臣はそのとき出席しており反対しなかった。

国家会議とロペス大臣の態度のゆえに、マカパガル大統領は、大統領の庶民に対する周知のような関心のゆえに Namarco を止めなかった。

10. 契約は今や効力を持つ

国家会議の好意的な態度のゆえに、Namarco は、公けの入札を通していわしを買う契約をとりむすぶようはこんだ。落札するや契約が調印され、信用状が発行された。今になっていわしを買うことをこぼむならば、Namarco は契約破棄のかどで訴追をまぬがれないであろう。

11. われわれは人種隔離に反対する

フィリピンは、国連に対して負っている義務を履行すべきではあるが、何よりも、その国民、とくに繁栄の準備をなす困難の時にある一般国民の福祉を重んじなければならぬ。国連決議が命令的でなくて単なる「要請」である以上、大衆を助けることによって、われわれは国連に対する特定の義務を何ひとつ真に放棄しているのではな

く、また依然として人種隔離に反対しているものである。

12. 呼 掛 け

Namarco は、うまくやっている人たちにとって低廉な南アフリカのいわしが何物でもないとしても、貧窮している大衆にとっては3度の食事と飢餓との差を意味していると主張する。われわれの社会経済計画の下で繁栄に至る過渡的条件として必然的に起る生活費高騰のこの時に、Namarco は、裕福な人たちが困窮にうちのめされている大衆のことを考慮しかれらを助けるよう懇請する。

〔この下に Namarco の印章と、総裁代行テオフィリオ・D・レイエス・S R、副総裁兼総支配人ホセ・D・カルデロンはじめ5人の理事の連名がある〕

(注) この広告に対し、5月7日、ペラエス副大統領は、リンハルト任命当時の外相は、フェリスベルト・セラノであり、自分はこの任命後2年して外相に就任したと反論した。また副大統領のスポークスマンは、外務省・中央銀行・商務省の代表者との会議で Namarco が南アフリカからの禁輸に同意したとの事実を暴いた。〔*Manila Daily Bulletin*, 5. 8.〕

〔付Ⅱ〕 トレンティーノの大統領弾劾請求書

弾劾請求書

下院議長および議員各位宛：

1. フィリピン市民にして法定年齢に達しておりマニラ市の住民であるアルトゥーロ・M・トレンティーノは、ここに、フィリピン共和国大統領ディオスダード・マカパガルが罪深い憲法違反 (culpable violation of the Constitution) および大罪 (high crime) を犯した、以下に述べられているように犯したために、フィリピン憲法第1章第9条のもとで弾劾されうるし、また、有罪と確定すれば解職されうると、告発するものである。

非法な米の輸入

1. 1963年のある時に、ディオスダード・マカパガル大統領は、申し開きによればフィリピン軍隊が緊急の場合に用いるべき米を備蓄するという目的のために、実際にはこの米が事実1963年11月の選挙を左右するために分配されたということからも分るように純粋に党派的目的のために、国防相に対して、タイとビルマから25万6000トンを入力するよう、命令し権限を与えたこと。

a. この米の輸入は、共和国法第3452号の直接かつ明瞭な侵害であった。この法の

規定にすれば、「……米穀局あるいはいかなる政府機関も米および穀物を輸入することを禁じられる。……米および穀物の輸入は、相当の税額を支払って民間当事者にまかされる。」第10章。

b. 共和国法第3452号の侵害は重大な犯罪を構成する。それは、1万ペソ以下の罰金および5年以下の禁固刑で罰せられるべきものであって、公職につく資格の永久喪失をとともうものであり、したがって弾劾の根拠である「大罪」を構成するものである。

c. 最高裁判所は、1963年10月22日に発表されたゴンサレス対エチャノバ事件、60公報802の事件における判決で、この米の輸入をすでに非法なものとして宣言している。

サルタン賠償供与

2. 1964年1月のある時、ディオスダード・マカパガル大統領は、明らかな不公平、明白な悪意、あるいは、言訳できない大きな不注意をもって、賠償基金から、225万ドルの配分を一隻の島嶼間船舶分としてサルタン海運に与えた。これは、すでに操業中の現存する合法の国内海運会社よりも大きな利益、便宜あるいは優先権を不当に与えた、明らかに不公平な不正な差別的な行動であること。

a. この配分は、ディオスダード・マカパガル大統領により、この配分を否定しこれを第8年の賠償計画から取除くという、1963年12月23日の第53定例会議での国家経済会議の決定にもかかわらず、またそれに反して、サルタン海運に与えられた。

b. この配分は、ディオスダード・マカパガル大統領により、「……産業にすでに従事していた他のものよりも不当に大きな便宜を受益出願者に与えるであろう同じ理由による賠償を通しての島嶼間船舶の調達を許す政策の正当化で妥当なものはひとつもない」との1963年9月17日の第45特別会議で国家経済会議がとった立場および到達した結論にもかかわらず、与えられた。

c. この配分を与えるにあたり、マカパガル大統領は、同時に国家経済会議の決議第41号を承認し、島嶼間船舶には賠償から許されないであろうという政策を示し、こうして、サルタン海運に賠償基金から島嶼間船舶を獲得する唯一の海運〔会社〕であるという独得で排他的な特権を享受させた。

d. 上記の差別的賠償配分をサルタン海運に与えるにあたってマカパガル大統領のとった行動は、共和国法第3019号、反収賄法の公然たる明白な侵害である。この法は、政府をも含めて、いかなる当事者であろうとそれに少しでも不当な損害を与えあるいは、いかなる当事者であろうとそれに、明らかな不公平、明白な悪意、あるいは、言訳できない大きな不注意により、その行政的あるいは司法的機能を果すにあたって、

すこしでも不当な利益、便宜あるいは優先権を与える」いかなる公務員をも罰するものである。(第3章(e))

e. 共和国法第3019号、反収賄法は、上記のようなマカパガル大統領により犯された罪を、1ないし10年の禁固刑および公職につく資格の永久剥奪でもって罰するものであり、その罪は弾劾に適切な根拠である「大罪」を構成する。

憲法違反

3. 上述のようなディオスダード・マカパガル大統領により犯された罪は「大罪」とどまらず、罪深い憲法違反にもなる。なぜならば、

a. 憲法の第7章第7条の要求する就任宣誓で、ディオスダード・マカパガル大統領はその(フィリピンの)諸法を遂行することを誓った。それでも、上記の米の輸入の場合には、ディオスダード・マカパガル大統領は、法律を施行するかわりに、法律を犯し、また、同じように法律、共和国法第3452号を犯すよう国防相に指令したのである。

b. 憲法の要求する同じ宣誓で、ディオスダード・マカパガル大統領は、「だれをも公正にあつかう」ことを誓った。それでも、上記の差別的なサルタン補償をおこなうにあたって、ディオスダード・マカパガル大統領は、現存の合法的国内海運[会社]に対し、明らかにひどく不公平な取扱いをしたのである。

嘆願

上記のことをすべて記憶にとどめて、下に署名する者は、敬意をもって、フィリピン議会の下院に対し、フィリピン大統領ディオスダード・マカパガルを、フィリピン憲法第2章第9条の下で、またそれにより、罪深い憲法違反と上記の大罪のかどで、弾劾することを請願する。

フィリピン、マニラにて、1964年5月11日

(署名) アルトゥーロ・M・トレンティーノ

上院、マニラ

私、アルトゥーロ・M・トレンティーノは、義務としての誓いをなしたあとで、宣誓の上で証言し声明する。私は、上の請願書に署名した請願者であり、ここに述べられている事実が、私の知りかつ信ずるかぎり、真実であり正確なものであることを知っているものである。

1964年5月11日

(署名) アルトゥーロ・M・トレンティーノ

フィリピン、マニラ市にて、本日、1964年5月11日、私の前で署名され宣誓された

フィリピン

ものである。

(署名) レヒーノ・S・エウスタキオ
上院書記

〔付Ⅲ〕 大統領の議会あて特別教書

「米穀産業を国内自給および長期安定の水準に向かって発展させ、また、そのため、およびその他の諸目的のための資金を供給する法」についての国会への特別教書
現在にいたる何世紀ものあいだ、フィリピンの農民は、地上もっとも豊かな土地に、はだして飢えて立ってきた。

このように、彼は、わが国の歴史の初期に、彼の労働の果実で自らを肥やした人達に搾取されて、立っていた。このように、彼は、今日、人口増加の圧力から救済される約束を何ひとつ与えないプランテーション経済という封建的型態をいやいやながら受継ぐ者として、立っている。

フィリピンの農民にとって、昨年議会を通過した土地改革法(Land Reform Code)は、封建的農奴制の状態からの独立宣言である。しかし、このような独立達成にとって必要な手はじめの一步は、彼に彼の生活の大部分および生命そのものすべて——米と穀類を提供する主要作物の国家的自給に向けられるべきである。

近代的農業経験の星の光に向かって習慣の暗がりの数世紀からフィリピンの農民を解放すること。

——灌漑用水の十分で頼りになる供給、彼が彼の作物を植える土地の生命に必要な血液を彼に供すること、

——もっと多量に収穫をもたらすような米の改良品種を彼に紹介すること、

——彼の土地を肥沃にし、あるいは、その能力をとりもどす肥料の確実な供給を彼に確証すること、

——彼が金貸しおよび不当利得者のわなをのがれることができるようにする合理的な契約条件で適切な信用を彼に供すること、

——農業増産事業の計画を通して、科学研究の諸結果を彼にもたらすこと、

——彼が彼の生産物をもっと有効に市場に出せるように、精製、貯蔵、運輸の設備をはじめ諸便宜を彼に供すること、

——自給が実質的に達成されるまでに、なされた仕事に対する適正な補償を彼に保

証し需要供給の気ままさから彼を保護するような形で、米および穀類の価格を安定させること、

なかでも、食用の米および穀類を必要だけ持つという安全性と、できるだけ早い時期にこのような必需品の供給について他の諸国にたよる必要がないという尊厳性とを、フィリピンの農民をはじめとするわが同国人に与えること——

以上が、国会が現会期において「米穀産業を国内自給および長期安定の水準に向かって発展させ、また、そのため、およびその他の諸目的のための資金を供給する法」と題するこの法案の審議において答えることを要請されている挑戦である。

国会が、公共福祉の要請が命ずるとき党派的連がりにも個人的な差異にもかかわらず過去においてしたように、このような挑戦に立ちむかうという全市の信頼をもって、私は憲法第21節(2)第6条の現定にしたがい、ここにこの法案の即時制定の必要性を証言する。

(署名) ディオスタード・マカバガル

フィリピン大統領

〔付IV〕 フィリピン工業会議所 (PCI) の声明

フィリピンへの外国投資に関して

PCIは合併企業を強力に支持する

Sho Manila Mullitath 20

フィリピン工業会議所はフィリピンにおける600以上の工業会社を代表して、国家経済会議 (N.E.C.) の決議第60 (64) 号を完全に是認するものである。

N.E.C. は「フィリピンが外国投資を希求しそれを奨励することを欲する一方、上述の投資がフィリピンの衡平法上の権利と経営面への参加とを喜んで招入し受容することになるような、国家的政策の曖昧さのない宣言」を唱道している。同時に、N.E.C. は、また、「フィリピンにおける外国の完全所有にかかる子会社をおしとどめる」ことを求めてもいる。

この問題についての会議の見解は、決議に表明されているように、つぎのようなものである。

(1) 合併企業。——投資関係立法は、外国資本と国内資本との間の合併企業の活動を奨励すべきである。このような立法は、フィリピンの企業家および資本家との意義深い共同関係でフィリピンで操業するよう、外国投資家たちを効果的に説得するよう

な国家的政策の道具として計画されるべきである。

(2) 外国の完全所有にかかる子会社——外国の完全所有にかかる子会社がフィリピンで仕事をするよう奨励することは、国家利益にそうものではない。マカパガル大統領自ら1963年7月12日にアメリカ商業会議所での政策演説でのべたように、「外国の完全所有にかかる子会社という考えは裏返しの排外政策を反映するものであり、客分国による主人国の国民に対して向けられるものである。

当会議は、また、国際的に活動している合衆国の諸会社が「かれらの操業している諸国で投資家たちによる株の所有度を高めることを求める」必要を強調した合衆国政府の大統領附特別顧問団の勧告にも留意している。(Daily Mirror, 1964年4月28日「合衆国グループは障害が除去されるのを欲する」)

投資関係立法は、それゆえに、フィリピンにおける外国の完全所有にかかる子会社をおしとどめ、現存の子会社にフィリピンの参加を招入し受容するように説得するという、国家的政策の道具として企画されるべきである。

(3) 恩恵——上記のことと一致して、投資関係立法は、その恩恵を(a)フィリピン人に全面的に所有されている、また(b)外国資本とフィリピン資本との合併により企てられている諸投資にのみ限るべきである。恩恵は、外国の完全所有にかかる子会社にまで及ぼされるべきではない。このような恩恵は、さらに、経済活動の特恵地域で操業している諸投資にのみ限られるべきである。

(4) 政策宣言——投資関係立法は、「フィリピンが外国投資を希求しそれを奨励することを欲する一方、上述の投資がフィリピンの衡平法上の権利と経営面への参加とを喜んで招入し受容することになるような国家的政策の曖昧さのない宣言」を含むべきである。

上記の重大問題についての会議の立場は、1963年7月12日にアメリカ商業会議所の席上でその43周年記念会の際にマニラ・ポロ・クラブでおこなわれた演説に含まれている、ディソダード・マカパガル大統領の政策声明と一致している。その中の関連部分を以下に引用する。

マカパガル大統領の政策声明

「このゆえに、フィリピンにおける外国の完全所有にかかる子会社の操業を禁止することなく、われわれの綱領は『フィリピンの資本と経営参加を基本とする国際的合併企業』に公的に賛成であることについて宣言した。完全所有にかかる子会社は当然の含意をもって現地の投資参加をまったく認めないがゆえに、主人国におけるその実業行動から引出される利益が全面的に完全に国外に送付され、企業に参加することを

欲しながらその参加を拒否されている現地投資家に何物ものこさないのは、不可避である。このことによって、現地資本家の間に不信と疑惑を育くみ、自分本位の搾取の道具であるとの非難をみずから負うような結果になる。全面所有にかかる子会社という考えは、客分国が主人国の国民そのものに対して向ける裏返しの排他政策を反映している。」

合弁企業の設立は、いまや外国投資家と投資地の市民とのあいだの合弁企業を強調する世界的な実業動向を反映するものである。それらは、国際的な協力、善意および理解のすぐれた見本を提供し、また、主人国の未来に対する外国投資家の信頼およびその国民の関心と熱望とに対するかれらの深い尊敬の明白な証拠である。このような企業が世界の平和と安定とになしうる貢献は、はかりがたいものである。

当会議所は、わが国家指導者が以上のような重大な考慮を秤量して、難局を切抜け、優越する国家利益を他のいかなる要素よりも上において、わが国を進歩への途上におき、わが国民のためにかれらが熱望する平和と幸福を勝ち得るであろう正義の法律を制定すると、絶対的な確信を有するものである。

フィリピン工業会議所

フィリピン

〔新年度予算の通過〕 第5議会第3会期は、すでに5月末に法定期限が切れ引続き30日間の特別会議を迎えたものの、この特別会議も残された重要法案のうち予算案だけをようやく通過させて、6月26日新たに召集された第2特別会議に入った。新会計年度の開始寸前に可決されたこの予算は、22億ペソに上り、フィリピン史上最大のものであった。しかし、これも、激しい政争のために、マカパガル大統領が2月8日に国会に提出した予算案を2億5000万ペソ削減したものであった。

新予算の全貌を明らかにする資料を持ちあわせていないが、新予算の意義を、大統領提案の予算を見ることによってうかがおう(註1)。予算原案は、24億5340万ペソの『A』予算と、「過剰収入が得られれば直ちに」支出するよう提案された5億7810万ペソの『B』予算とから成っていた。『A』予算原案の使途別区分は、つぎのようであった。

経済開発(農業・天然資源・商工業・運輸通信)	948,100,000 ペソ
社会発展(学校、衛生、労働、福祉)	748,900,000 ペソ
国 防	304,200,000 ペソ
一般行政	283,800,000 ペソ
国債利子	132,400,000 ペソ

以上の歳出に見合う歳入は、公債基金からの2億7900万ペソを含めて24億6120万ペソであり、780万ペソの黒字が見込まれていた。この計算にもとづいて、大統領は、「均衡財政政策を唱道する改正予算法(共和国法第992号)の諸条項を尊重する」ものであると、のべた。

しかし、その歳入の算定基礎として見込まれた税収は19億1370万ペソであり、1963~64会計年度の税収見込17億2540万ペソより10.9%増、1962~63会計年度の実収15億9450万ペソより20%増であった。これを、歳出の前年比増と比較すると、この予算の「均衡さ」が明瞭となる。すなわち、予算原案による歳出予定額は、1963~64会計年度の歳出見込よりも2億9930万ペソ(12.2%)増、1962~63会計年度の実績よりも6億0130万ペソ(37.9%)増であり、公債発行による「均衡」であることが判る。実際、マカパガル大統領が就任した1961年末に27億2280万ペソであった公債は、1963年6月30日に28億1400万ペソとなっており、9120万ペソの増を示している。

たしかに、以上のような膨脹予算の強行は、低開発国における急速な発展のための

必要事である。このことは、前にあげた予算原案の使途別区分からも知られる。マカパガル大統領も、予算原案を「われわれの社会経済総合5ヵ年計画を支える車(vehicle)」と呼び、この計画完遂のためには予算の膨脹が必至であり、1968~69会計年度には32億0910万ペソに上ることとなろうと、のべたのである。

The Journal of the American Chamber of Commerce of the Philippines の3月号の論説が指摘するように、補助金・価格支持政策、回収不能の融資、不経済な公社とならんで、“authorities” “administrations” “systems” “boards” “offices” “agencies” “councils” の乱立も、予算膨脹の一因となっており、「効率の増大と経済との両者を目的とする行政機構の徹底的な再編成、——そして簡素化が必要であり、また、ガウデンシオ上院議員の指摘するように、お手盛予算の削減が緊急必要であるとしても(注2)、開発途上にある低開発国の困難さが、この膨大な予算という事実の中にうかがえることは疑いない。

〔小売業国民化法の実施〕 フィリピンの経済開発にからみあって複雑な問題を提起したものに、小売業国民化の問題があった。1954年6月19日マグサイサイ大統領の裁可により成立した小売業国民化法(共和国法第1180号)は、10年の猶予期間ののち、いよいよ小売業に従事している外国系会社の営業許可を取消す時期を迎えようとしていた。しかし、現実にこれが実施を見ると、アメリカ合衆国系資本の利益をも傷つけることになり、経済開発にとって必要な外資の導入をも妨げないとはかぎらなかつた。というのも、最高裁判所は関係訴訟事件についての裁定で「売られる量ではなくて買手の性格こそが、特定の取引が卸売か小売かを決定する基準である。もし買手が最終利用者であれば、小売であり、そうでなければ卸売である」とのべて、小売業の定義をもっとも広く解釈することを妥当としていたのである。このディレンマに直面して、現マカパガル政権は、小規模な商品販売だけをこの法の対象に限るよう、この法の改正案を緊急案件として国会に指定した(5月19日の項を見よ)。しかし、小売業国民化法は、長い歴史の中でつちかわれてきたフィリピン人の念願を明文化したものであり、1954年の制定以来着々と実施されつつあったものであったから、この法は、改正が議会で可決されないまま、6月19日に完全実施されることとなった。

この法は、原則として、フィリピン共和国市民とフィリピン共和国の法人以外の者の小売業従事を禁止するものであった。ただ、つぎの3つの例外があった。(1) 1954年5月15日現在において小売業に従事している外国人は、彼が隠退するか、死ぬか、あるいは正当な理由により営業権を停止されるまで、この職業の継続を許される。(2) 1954年5月15日現在において小売業に従事している会社あるいは団体では、この法の

裁可の日から10年間この仕事に従事することを許される。(3)製造業・加工業・農業に従事している外国人は、その投資額が5000ペソを越えない場合に限り、その製品または生産物を一般公衆に小売することを許される。以上3つの例外のうち、最近この法を問題化したのは、もちろん(2)に関する点であった。

この法律の趣旨が外国人の支配する経済のもたらす害悪を除去しようとするものであったことは当然であるが、成立当時とくに問題となったのは、華僑による小売業の支配であった。フィリピンに在住する約25万の華僑は、1958年当時約15億ペソの資産を有し、“sari-sari”とよばれる小店舗を通じて商業の30%を占めていた。その他、精米工業の60%、繊維工業の50%、製材業の40%、巻煙草製造業の60%、ココナットの集荷輸出の70%、金融業の30%も彼らの手中にあった。以上のような華僑の支配をつきずすための一連の政策——1948年マニラの公設市場からの華僑の縮出し、1951年華僑に対する移民割当の削除、1957年不法滞在華僑の強制送還要求、1960年米・とうもろこし業国民化法——の一環をなすものとして、この法律が制定されたのであった。そして、この法律は、つぎの数字から看取することができるように、徐々にではあるが、効を奏してきた(註3)。1954年5月15日当時2万0268を数えていた外国人小売業者数は、1961年には1万2545となり、逆に、フィリピン人小売業者で任意登録に依じた数は、1954年の18からほぼ上昇傾向をたどり1961年には4593に達し8年間で1万4212であり、その資本金は同じ8年間で4億5483万8213.29ペソにのぼったのである。

このようにして、大詰にきた小売業国民化法は、無修正のまま完全実施を見ることとなったのである。このときになって、現政権が危惧していた事態が発生した。アメリカ合衆国資本の側からの反対——外国資本の流入をさまたげるという意味でフィリピンにとって脅威的な反対が起ってきたのである。フィリピン・ナショナリズムの頑固な反対者、*The Journal of the American Chamber of Commerce of the Philippines*の編集者兼支配人 A.V.H. Hartendorp (註4) は、その雑誌の論説において、小売業国民化法にはげしく反対し(6月22日の項を見よ)、エッソ石油会社をはじめアメリカ系資本は問題を裁判所に持ちこんだ(6日19日の項を見よ)。

これに対し、レイエス商工相代理、Namarco(交易公社)のカルデロン総支配人はそれぞれ、前者の動きに対し批難の言葉を発し、国会も Hartendorp の国外追放を審議する姿勢を示したが、この動きのフィリピンにとっての危険性には変りはなかった。第1審裁判所は、提訴した合衆国系諸会社に対する国民化法の適用禁止を命じたのである。

〔岐路に立つナショナリズム〕 小売業国民化法の底流をなすナショナリズムは、たしかに反華僑と同時に、もっとも影響力の強い外国資本としてのアメリカ合衆国資本

に対してもその刃を向けざるをえないものであった。1946年の Bell Act (1955年の改正もその本質を変えなかった)は、フィリピン経済の一次産品への依存を恒久化しただけでなく(「強制された双務主義」)、アメリカ合衆国市民に対してフィリピンの天然資源開発・企業経営における「平等待遇(parity rights)」を与えた(「強制された片務主義」)。それゆえ、合衆国に対する信頼と恐怖との感情が薄らぐや、当然反対される要素を有していた。すでに、合衆国市民に内国民待遇を与えるフィリピン憲法修正が問題になっていたとき、Claro M. Recto 上院議員らのナショナリズムの側からのほげしい反対があったが、その後、経済的側面からではないが、独立記念日の7月4日から6月12日への変更、「与えられた」憲法の改正問題、在比アメリカ軍事基地をめぐる紛糾と、ナショナリズムの刃は合衆国にも向けられてきていた。この傾向は、経済開発の進展にともなっていよいよ明瞭になるのである(注5)。経済開発のために外資が必要とされる、経済開発にともなっってナショナリズムは強まり外資、とくにアメリカ資本の流入をさまたげざるをえない。ここに、現在フィリピンのナショナリズムの岐路がある。

また、フィリピンのクラーク基地からのラオス爆撃というUPIの報道(6月15日を見よ)、6月25~28日の南ベトナム使節団の訪比をめぐって、「共産主義」はフィリピンの政治の中にいよいよ浮き上がってきた。この「共産主義」に対抗するとなれば、フィリピンのナショナリズム(とくに対米関係で)は一步譲らざるをえない。ここに、現在フィリピンのナショナリズムが岐路に立っている第2の理由がある。

(注1) *The Journal of the American Chamber of the Philippines* の1964年3月号論説による。

(注2) 6月25日付 *Manila Daily Bulletin* の Bernardino Ronquillo 執筆の Business Views。

(注3) Rizalino R. Pablo, "Nationalization of the Retail Trade", *The Philippine Economy Bulletin*, Vol. I, No. 6.

(注4) Hartendorp は、その著書 *History of Industry and Trade of the Philippines* (1961) で「それ [Filipino First というスローガン] は、本質的に、この国の実業冒険家の小グループの意図を促進するためにこの地で採択されたフェンスト的スローガンである」とのべた。(R. S. Milne, "The Uniqueness of Philippine Nationalism", *Journal Southeast Asian History*, Vol. 4, No. 1)

(注5) Sixto K. Roxas は、"Reflections on Economic Nationalism in the Philippines" で、「……ある条件下では、経済開発が国内の多数の個々別々のグループの統合に導き、統合は多数のグループの間にナショナリズムの基本的要素のひとつである統一の意識をつくり出す。統一の意識は、開発についての配慮に導くであろう」と、のべている。(Milne, *op. cit.*)

フィリピン日誌

1964年6月1日

▼ 中国人の入国禁止——移民局長マルティニアノ・ビボ (Martiniano P. Vivo) は、文書によるのではないが、中国（台湾）人のフィリピン入国を禁止した。この禁止は、ビボがフィリピン市民の家族と称する中国（台湾）人に対するビザの発行について質問したのは対して与えられた外相代理リブラド・カイコ (Librado D. Cayco) の回答にもられた命令を実施するという形でおこなわれた。

ビボの出した論点は、以下の通りである。

1. きわめて多くの中国（台湾）人が、フィリピン人の直接家族という名目で「密輸」されてきた。
2. フィリピンでは、定住者の国外追放が長い間かかる国外追放手続のあとではじめておこなわれるのに対し、台湾では、定住者として認められたフィリピン人が単に許可滞在期間の満了とか滞在期間延長不許可とかによって追放される。

このゆえに中国（台湾）人に対してビザが拒否されるべきである。

カイコは、この論に全面的に賛同し、どのような範疇の下であろうとも*中国（台湾）人に対する移民ビザ要請を受付けるべきでないとの命令を発したのである。

* その後、カイコ外相代理は、禁止が永住希望者に限られるものであると説明し、また、マリーニョ法相は、ビボ移民局長もカイコ外相代理も国家的政策に関係するこのような事を決める権限なく、この禁止は内閣と大統領の承認をえなければならぬことを強調した。 [Bulletin, 6. 3. による]

▼ “Victory” 政府紙幣、7月30日で通用禁止——“Victory” あるいは “Central Bank of the Philippines” と刷り加えてある政府紙幣の法貨としての通用は予定通り7月31日以後禁止されるが、法貨との交換は中央銀行で1967年7月30日まで行われうると発表された。

中央銀行総裁アンドレス・カスティージョ (Andres Castillo) は、Bulletin の質問に答えて、1949年中央銀行の営業開始と同時に政府紙幣が中央銀行の債務となったこと、中央銀行法が同行に対し政府紙幣を銀行券と交換する権限を与えた以上それら紙幣を米ドルに交換することも2対1で銀行券と交換すること*も正当化されないと、強調した。

フィリピン

今年はじめ中央銀行は、「Victory」紙幣回収に関する1963年7月30日付の中央銀行通達により政府紙幣が「償還されることも同価値の米ドルに兌換されることもできない」ものとなったとの見解を発表していた。それにもかかわらず、米ドル、あるいは2対1で銀行券と交換できることを期待して、「Victory」紙幣を隠退蔵する投機家が多くあり、「Victory」紙幣の発行高は3月末でなお1億2500万ペソ以上、流通通貨総額の約10%に上っていたのである。

* 現在、為替レートは公定で1ドル=2ペソ、自由で1ドル=約3.9ペソである。

▼ C. C. P.、合衆国との「平等待遇(parity rights)」破棄を要求——C. C. P. (フィリピン商業会議所)は、ラウレル=ラングリー協定の再交渉と関連して、合衆国との「平等待遇」を継続することに反対した。C. C. P.の臨時会頭デメトリオ・A・ムニョスは、国家経済会議議長ヒラリオン・ヘナレス(Hilarion Henares, Jr.)宛の書簡で、「もし平等待遇が外国(合衆国)投資を誘引するための代価でなければならぬならば、フィリピン商業会議所にとってはそれら投資がまったく行なわれない方が好ましい」とのべた。当会議所は、フィリピンは合衆国以外の国への輸出を開拓するのに失敗してラウレル=ラングリー協定の精神を達成するのに失敗したと主張した。ムニョスによると、この失敗は、「わが実業家たちの過失ではなくて、むしろ、合衆国がいまなおフィリピンの輸出品にとってもっとも確実な市場であるという事実によるものである。」

6月2日

▼ トレンティノ、マリーニョ論文に再反論——トレンティノ上院議員は、先月16日以降に発表されたマリーニョ法相の「ひとつの評価」に対する再反論を下院の司法委員会に提出した。

▼ 民間電気通信会社、電気通信法の上院通過に反対——民間の電信電話会社のグループは、国家電気通信委員会(Nat'l Telecommunications Commission)の創設を規定する法案が上院を通過したのに対し、この法案をマカパガル大統領が拒否することを要求する準備として、民間企業家の立場を明確にするため会合した。この会合では、この法案について公聴会が開かれなかったことに対する不満が表明され、さらに、創設される委員会についてつぎのように主張した。

委員会は「この国の通信連絡の専制的社会主義的統制という結果をもたらす可能性のある危険な傾向」をふくむものである。また、それは、国際電信電話料金を決定するだけでなく、「どの法律、命令、規則、規定の条項に反しようとも」、民間会社と競争し、他のサービス業を規制するであろう。

▼ O. E. C., パインズ・ホテルの売却を承認——O. E. C. (Office of Economic Coordination, 経済調整局) 次長代理は、パインズ・ホテルの建物および敷地を競売に付することを承認し、マカパガル大統領の最終的承認を得るために関係書類を送付した。同次長代理は、この売却が「民間企業が譲り受けやすい仕事から手を引く」という政府の公表政策に沿うものであると、のべた。このホテルは、国家開発会社 (Nat'l Development Company) の所有にかかるものであるが、最近、売却の決議がなされたものである。

6月3日

▼ 労働関係局長、バイスのストにつき発言——オリエンタル・ネグロス州のバイスの砂糖工場とフィリピン・セルローサ会社でのストライキは6日目を迎えて、さらにピケットが強化された。これについて、労働関係局のゲバラ (Onofre Guevara) 局長は、バイス砂糖工場はフィリピンでの大精糖場の一つであり、ストが続けばその地方の砂糖きびプランターが精糖できなくなり、すでに精製され貯蔵された砂糖の輸出が不可能になって合衆国へ協定された割当量さえ積出すことができなくなるので、労働関係裁判所に調停を命ずるかもしれないとのべた。

▼ Namarco, セメントの最終利用者へ販売停止——Namarco (交易公社) のカルデロン総裁は、セメントを最終利用者へ直接に販売することを停止するよう指令し、かわりに Namarco 指定の金具類小売業者へ割当てることにした。これは、Namarco 指定金具類業者 355 名の賞賛を集めたのは勿論、セメント価格の低下をももたらすことになる。アパリでの1袋7.50ペソからカガヤン・デ・オロ市での1袋5.80ペソまで、比較的高価格であったセメントは、Namarco から小売業者に1袋4.03ペソで渡され、小売価格は4.25ペソとなる。これに運送費が0.25ペソ加えられて、結局4.50ペソとなるのである。

▼ 輸入米セブーに到着——現在の米不足を補うために政府のおこなっている米輸入の一部として、ビルマからの13万3000袋の米が英国の貨物船でセブーに到着した。

6月4日

▼ コプラ, 新高値——2, 3週間前から上昇しはじめたコプラの価格は、今年最高となった。合衆国の相場は、太平洋岸で運賃、保険その他の費用を含めて、1米トンにつき183~184ドルに達した。これは、積込み渡し、乾燥 (resecada)、現行為替レートで、100キロあたり61.72ペソにあたる。ヨーロッパでは、6~7月積荷のための港基準で1英トンにつき202ドルの相場となり、2ドル50セント高とな

フィリピン

った。これは、現行為替レートで国内市場価格にすると、100キロにつき60.63ペソとなる。ココナツ公団 (Philippine Coconut Administration) 総裁アバディーリャ (Domingo C. Abadilla) によると、この価格上昇は、4～6月の季節的生産減少と海外での工業用油脂需要の増大とによるものとされている。

また、マニラでのコプラの価格は、乾燥、倉庫渡して、100キロあたり59～59.50ペソであった。

6月5日

▼ スカルノ大統領訪比 (～7日) —— スカルノ大統領は、首脳会談の打合わせのため、フィリピンに着いた。マカパガル大統領との2回にわたる非公式会議で、両大統領は、首脳会談が東京で6月15日に開かれ1週間継続されるということに「多かれ少なかれ」同意した。

▼ マルセロとカルデロン、商業の国民化を主張 —— 全国経済保護主義連合会 (National Economic Protectionism Association) のジョージ・T・マルセロ (George T. Marcelo) 会長は、小売業法修正提案についての聴問会で、外国仲買人とくに華僑の「徒党と独占」を非難し、このような動きを妨げて民族商業ひいては民族産業を発展させるためには、小売業国民化法をそのままにしておき、その改訂前にこれの実施が完全におこなわれるよう時間が与えられるべきであると、のべた。

また、Namarco (交易公社) のホセ・カルデロン (Jose Calderon) 総支配人は、リパ市ロータリー・クラブでの演説で、外国実業に対するフィリピン官界の「寛容さ」を攻撃し、フィリピン化という目標が実質的に達成されおわるまで小売業法はそのままにしておかれるべきであると、のべた。さらに、彼は、ラウレル＝ラングリー協定にも言及し、その改訂について意を払うに早すぎることはないと強調し、この協定の改訂交渉がなされるとしても、現在フィリピン実業が小売面で享受している法的利益はそこなわれるべきでない、とのべた。

▼ P. P. I.、大統領に電通法拒否を要求 —— P. P. I. (Philippine Press Institute, フィリピン出版協会) は、電気通信法が「出版の自由に対する明白な脅威をなし、憲法の重大な侵犯をなし、政府の現行政策を転換させた」との理由で、同法に対し拒否権を發動するよう、マカパガル大統領に要請した。

▼ 国民党議員、日本の経済進出調査を要求 —— 下院の少数党代表、エスピノサ (Emilio Espinosa, Jr.) とペレス (Leonardo B. Perez) 両議員は、日本人および日本商社が現行のフィリピンの法律に違反して商業行為を行っていると告発し、これら行為についての調査を下院に強く要求した。そのさい、ペレスは、この国で非合

法に商業活動をしている日本人が約48の日本商社を代表する300人以上もあること、その商業活動がみそ・殺虫剤・電気器具・電池・トランジスターラジオ・テレビ・自動車部品から自動車・トラックにまで及び広範囲の物品の輸入であることを、暴露した。彼は、さらに、国民経済に対する日本の脅威が日増しに大きくなっているとして、友好通商航海条約批准を延引しておいて、日本の商人および商社のこの国での活動を妨げるため嚴重に監視する委員会を設置することを提案した。

▼ フィリピン=アルゼンチン貿易会議所設立——レイエス (Teofilo D. Reyes, Sr.) 商工相代理が受取った報告によれば、フィリピンとアルゼンチン、ひいては他のラテン・アメリカ諸国との貿易を拡大するために、アルゼンチン=フィリピン貿易会議所 (Camara Argentine-Filipina de Comercio, CAFICO) が最近設立された。

[*Philippine Herald*, 6. 5]

6月6日

▼ 最高裁判事、大統領に勧告——最高裁判所のマカリントル (Ruben Makalintal) 判事は、バギオ市で Knights of Columbus 会員に対する演説で、最高裁が「強腕の大統領」に反対しているという「まちがった印象」を除去しようとするところみながら、法律を実施に移す前に注意深く研究して訴訟の起らないようにするよう大統領に勧告した。彼は、最高裁が法律のために行政に反対した例として、昨年の軍隊用貯蔵食料の名目での米の「非法」輸入、当時の大統領ガルシアの「深夜の被任命者」全員の罷免、現政権が罷免した政府官吏の復職をあげた。この演説で、彼は、選挙法の実施にさいして軍隊を使用することに対して、とくに警告を発した。

▼ 土地改革実施についての協定調印——国家経済会議は、1964~65会計年度の土地改革と地域開発関係大統領補佐 (PACD, Presidential Assistant on Community Development) の開発計画とを財政的に支えるような協定を、合衆国の国際開発局 (AID) との間で結んだと、発表した。この計画は、国家経済会議からの割当額904万ペソと PL 480 による農産物の売却からの 532 万ペソを必要とするものである。また、1964~65会計年度におけるこの計画のためのドル必要額は、AID 資金 8 万 5000 ドルを含むものである。

▼ 中央銀行総裁、銀行の統合を強調——中央銀行総裁カスティーリョ (Andres V. Castillo) は、全国銀行監査・検査官連合会 (NABAC, Nat'l Ass'n of Bank Auditors & Comptrollers) フィリピン部会の全国大会で、この国の市中銀行の財源は限界に達したもようであり、銀行界で展開しかけている競争を生き抜くために「小銀行のいくつかのもの」が合併すべきであることを示唆した。彼によれば、フィリピン国

フィリピン

立銀行と外国銀行の支店をのぞくマニラの29の商業銀行のうち、7行以上が家族的グループの支配下にあり、3行が個人、1行が非株式会社により支配されており、他の18行は株式会社あるいは混合グループにより支配されているのである。

▼ベルリン貿易展への参加決定——商工省は、今年9月19日から10月5日までベルリンで開催される「進歩のための協力者」貿易展に参加する意図のあることを、西ドイツ政府に通告した。

▼新国内航空会社、誕生——エア・マニラ会社 (Air Manila, Inc.) 設立が正式に発表された。会長には前大使ムトゥク (Amelito R. Mutuc)、社長には前フィリピン空軍司令官・フィリピン陸軍士官学校長オロビア将軍 (Eustacio D. Orobia) が選ばれた。

6月7日

▼PAL、ブートゥアンへ新航空路開設——PAL (フィリピン航空) のフォッカー・フレンドシップ機がマニラからブートゥアン市のパンカシ空港に着陸した。これは、3週間に1度のブートゥアン市へのフレンドシップ・ジェット定期便の試験飛行であり、ミンダナオ島北東部への航空旅行の発展に大きく寄与するものである。

6月8日

▼P. A. F. C. の再設立——マカパガル大統領は、その施政の初期に廃止されたP. A. F. C. (Peace & Amelioration Fund Commission, 平和・改革基金委員会) を再建した。この委員会は、政府の不法行為撲滅運動を強化するための献金を集めるものである。不法行為撲滅にあたっては、とくに密輸取締りに重点がおかれる。

▼食肉加工工場のために300万ペソ融資——フィリピン民間開発公社 (Private Development Corp. of the Philippines) は、デルタ製造会社 (Delta Mfg. Corp.) に対し、300万ペソを融資することを認めた。この融資により、7月に操業をはじめめるデルタ会社は、リサールの18ヘクタールの敷地に工場を建設し、機械設備をととのえて、食肉加工の全工程、缶詰、動物性マーガリン・獣脂・獣皮・グリーンなどの副産物を作るところまで、なしうるようになる。なお、操業を開始すれば、700名を雇用するとのことである。 [Bulletin, 6. 8]

6月9日

▼大統領の訪韓中止——カイコ外相代理は、6月22日に予定されていた大統領の韓国正式訪問予定が両国政府の「相互同意」により取消されたと、のべた。

▼NEPA、総括的関税法案につき、大統領宛公開状を発表——NEPA (National

Economic Protectionism Ass'n, 全国経済保護主義連合会)は、一般に総括的関税法案 (Omnibus Tariff Bill) とよばれる下院法案第5560号の早期成立を要請する大統領宛公開状を発表した。NEPA は、この中で、「関税法 (Tariff & Customs Code) はフィリピンが合衆国の植民地であったときに制定された」ものであり、それゆえに、「われわれの経済のような発展中の工業経済の必要に適当なものにし、急速な工業成長に適合する刺激を与えるために、その条項を完全に手直しすること」が必要であるとのべ、前述の法案を全面的に支持している。この法案の成立のためには、議会在上下両院協議会報告を採択することと、大統領の署名が必要であるが、大統領が特別会で議会で審議される緊急性ありと認定 (certify) しなければ議会はそれを審議できないから、大統領に対して認定を要請すると、結んでいる。

6月10日

▼ プレア、新アメリカ大使に任命——学界にもどる スティーヴンスン (Wm. E. Stevenson) の後任として、前駐デンマーク大使ブレア (Wm. McCormick Blair) が、新しく駐フィリピン大使に任命された。ブレアは、アドレイ・スティーヴンスン (Adlai Stevenson) のイリノイ州知事当選のさいの選挙戦に積極的に参加し、1950～55年にスティーヴンスンの秘書をしていた。

▼ 最高裁、いわし関係訴訟を却下——最高裁判所は、1民間弁護士が提出した、南アフリカからのいわし輸入をNamarco (交易公社) に対し禁止するよう最高法廷に要求した請願書を却下した。最高裁は、判決の中で、国際連合の南アフリカに対する決議は加盟国に対して「単なる要求」であって「法的拘束力を有する」ものではないと、のべた。この判決は、セサル・ベングソン (Cesar Bengzon) 長官をはじめ7人の判事により承認された。

▼ 上院野党、米・とうもろこし法案修正案を作成——上院野党は、米・とうもろこし自給法案の骨抜き案を、これをのむか破棄するかの二者択一を迫る形で、政府に提出した。アルメンドラス (Alejandro D. Almendras) 上院議員を委員長とする上院商工委員会の報告によると、この反対派提案は、

1. 大統領に、いざという時いつでも使える輸入権限を与えるという、政府原案の核心をつきくずすものであり、
2. 海外から2億5000万ドルを借入れるという政府原案を、5000万ドル借入れに縮小するものであった。しかも、その海外からの借入金の使用は、灌漑面に限られた。また、大統領が当初総予算として要求した11億ペソは2億0580万ペソに削減された。

フィリピン

▼ 砂糖貯蔵に対する警告——グスティロ (Armando Gustilo) 下院議員は、砂糖製造業者に対し、これ以上砂糖を貯蔵すると、フィリピンは今年の追加割当量30万トン合衆国に送ることができなくなり、合衆国市場を失うことになるかもしれないと、警告した。他方、合衆国では、合衆国最大の農業組織であるアメリカ農事局連合 (Am. Farm Bureau Federation) が、国内産砂糖の販売に対する一切の統制をなくすこと、合衆国市場の外国への割当を削減することを要求した。

[PNS. 6. 10—Bulletin, 6. 11]

6月11日

▼ O. E. C., 鉄道法案の裁可を大統領に勧告——O. E. C. (経済調整局) は、フィリピン国有鉄道 (Philippine National Railways) の創設を目的とする下院法案、いわゆる鉄道法案に裁可を与えるよう、大統領に勧告した。この法案が成立すると、マニラ鉄道会社 (Manila Railway Co.) の政府への長期負債がフィリピン国有鉄道に移され、株式資本に変えられて、1億ペソの資本増加となる。

▼ 下院議員、タバコ仲買人を攻撃——イロコス・ノルテ州出身の自由党下院議員バルデス (Simeon Valdez) は、政府が法により定められたように生産されたバージニア・タバコを全部買うことができなかったために、ひじょうに低い価格で生産物を売らなければならなくなったタバコ耕作農民たちにおそいかかっていた外国仲買人と紙巻タバコ製造業者とを、ただちに調査し、厳しく罰することを要求した。

▼ 日本、セメント産業への進出を意図——O. E. C. (Office of Economic Coordination, 経済調整局) のアデボソ (Eleuterio Adevos) 局長の東京からの報告によると、日本の産業界は、セブー・ポートランド・セメント会社 (Cebu Portland Cement Co.) と合弁でフィリピンに6つの新セメント工場を設立することに大きな関心を示している。

[Bulletin, 6. 11]

6月12日

▼ 独立記念日——1898年6月12日アギナルド (Emilio Aguinaldo) 将軍のひきいる革命政府によりフィリピン共和国が設立されたのを記念して、盛大に祝典が開かれた。

このさい、マカパガル大統領は、全国民に対し、自由のためのたたかひの次の決勝点は「国民経済を外国支配から解放すること」であると、強調した。

▼ N. E. C., エッソ報告を正式受理——N. E. C. (国家経済会議) のヘナレス議長は、1963年における経済成長率がGNPで示された4.8%以上であるというエッソ

の報告を公式に受理し、エッソ報告は経済成長の評価の基礎として用いられる要因に新しい光を投げかけていると述べた。

エッソの報告は、経済成長の尺度として、商業エネルギーの消費と産業エネルギーの投入とを用いている。前者で1963年の経済成長率を計ると、10.9%となり、後者によると16.7%になるというのである（実質生産高の上昇率は6.4%であった）。なお、フィリピンのエネルギー消費は、1953～63年において年平均8.8%で、アジアの他の国々より高いと、指摘している（1950～60年の年平均をとると、日本7.3%、インド5.9%、マラヤ5.9%、オーストラリア5.2%である）。

▼ 輸出品生産者、運賃値上げに反対——フィリピン輸出品生産者連合 (Phil. Federation of Export Producers) は、合板・挽材業者を結集して、合衆国・カナダ・南アメリカへの運賃を6月15日から10%上げるという汽船会社連合 (Associated Steamship Lines) の決定を攻撃した。

▼ 熟練労働のヨーロッパへの輸出——ヨーロッパ共同市場諸国へフィリピンの熟練労働を輸出する可能性について調査せよとの大統領の指令にしたがって、N. E. C. (国家経済会議) 議長ヘナレス (Hilarion M. Henares, Jr.) は、オランダの駐比大使ファン・デル・ツヴァール (J. van der Zwaal) と、労相アベス (Bernardino Abes) 同席の下で会議し、現在フィリピンの産業で吸収できないフィリピンの技術労働を輸出することについての政府間協定を提議した。ファン・デル・ツヴァールは、現在オランダが必要としている熟練・技術労働者の数が約8万1000であり、共同市場の経済活動の速度が速められることにより必要とされる急速な工業発展が他国からの労働力に対する大きな需要をつくり出してきていると、のべた。このさい、N. E. C. 議長は、大使に対し、フィリピンとベネルクス3国との間の通商協定締結を容易にするためにどんなことでもする用意が N. E. C. にあるとものべた。

[*Bulletin*, 6. 12]

▼ 合衆国の砂糖割当量の増加を要求——フィリピンの未就任大使レデスマ (Oscar Ledesma) は、地主・甘蔗園主の富裕な家族の一員であるが、砂糖クラブでの演説で、合衆国に砂糖を供給している外国業者に長期にわたる「大いに保証された (ample assured)」割当をおこなうよう合衆国に要求した。 [*UPI*, 6. 12—*Bulletin*, 6. 13]

6月13日

▼ 大統領訪日——マカパガル大統領は、インドネシアのスカルノ大統領、マレーシアのラーマン首相との首脳会談に出席するため、東京に着いた。

▼ 国立銀行総裁、立法府・行政府を批判——フィリピン国立銀行 (Philippine

フィリピン

National Bank) 総裁ラファエル・レクト (Rafael Recto) は、経済発展を阻むものとして、立法府・行政府の弱点を指摘した。立法府については、つぎのように新法もしくは改正法を成立させないままであったり、つぎのようなことをおこなっていることが指摘された。

1. 世界銀行・国際開発協会・その他の国際金融機関からの借金を政府がなしうるような、共和国法第16号改正。
2. 拡張公共事業計画の遂行に必要な基金を借入れる権限を政府に与えるような、共和国法第1000号改正。
3. 課税制度を公正適切なものとし、政府が新しい課税源に手をつけ「非良心的」脱税の抜け穴を除去するような、新税法。
4. 道路・港湾・電力灌漑設備・浚渫・埋立などへの投資を全経済的必要を尺度とする科学的基礎におくこと。
5. 実現可能な目標を設定するとともに目標達成の指導的方法を規定している総合開発計画に全力を傾けること。

行政府については、「いらいらさせ、時を費させる」繁文褥礼の「層また層」が指摘された。

6月14日

▼ 下院議員、ベトナム戦争への参加に対し警告——国民党のコルテス (Emilio P. Cortez) 下院議員は、合衆国がクラーク空軍基地のジェット機を北ベトナム爆撃に用いるならば、フィリピンがベトナム戦争に巻き込まれることになる、警告を発した。このさい、彼は、合衆国の上のような行動を「侵略行為」とあるときめつけた。
[Bulletin, 6. 14]

6月15日

▼ 外務省、フィリピン基地の米軍機のアジアでの戦争への参加を否定——外務省は、フィリピンの基地にある米軍機は1機も東南アジア本土で行動していないとの合衆国政府からの通告を受取ったと、のべた。合衆国政府の覚書には、つぎのことがのべられていた。

1. 日本からフィリピンへ米軍機B57を移動させることについて、合衆国はフィリピンと事前に協議した。
2. 合衆国は、東南アジア情勢の展開およびそれから生ずるかもしれない軍事行動についてフィリピンと協議するであろうという確証をくりかえした。

しかし、ワシントンからの6月16日付UPI報道は、6月9日ラオス中部の共産軍対空陣地を爆撃したジェット戦闘爆撃機はクラーク基地から飛立ったものであるとの情勢を15日に受取ったとのべた。

6月17日

▼ タバコ損害賠償支払開始——ACCFA (Agricultural Credit & Cooperative Financing Administration, 農業信用・協同金融局) のカティグバク (Jose Katigbak) 局長は、1959年にバージニア・タバコ助成金法にもとずいてACCFAが買付けた7948万3165.30ペソのうち資金不足のため未払になっていた約700万ペソの支払を開始すると、発表した。
[*Bulletin*, 6. 17]

▼ バンコク見本市への招待——フィリピンの製造業者・輸出業者は、来年1月28日から2月14日まで開かれる第3回のバンコク産業貿易見本市への招待状を、商工省を通じて受取った。
[*Bulletin*, 6. 17]

6月18日

▼ 大統領、141の法案に署名——マカパガル大統領は、東京で、地方的織物業の振興を目的とする下院法案第11350号はじめ141の法案に署名した。これら法案の大部分は学校や地区 (barrios) の名を変えるものを多く含む地方的法案であった。これで、大統領が東京で署名した法案は153となった。

▼ 合衆国の対比援助審議——極東担当國務次官補ウィリアム・バンディ (Wm. Bundy) と国際開発局 (AID) 極東部長ラザフォード・ポーツ (Rutherford Poats) との下院海外活動小委員会での証言が公表された。これによると、バンディ次官補は、「われわれとフィリピンとの同盟——そして当地にあるわれわれの基地——は、東南アジアおよび西太平洋における合衆国の戦略的立場にとって重要である」とのべ、また、両者とも対比援助を支持した。かれらが要求した援助額は記録から削除されたが、AIDの対比技術協力基金要求額は300万ドルであると発表された。

▼ ダバオ市に深刻な米不足——ダバオ市長カルメロ・フォラス (Carmelo Forras) は、米・とうもろこしの深刻な不足を宣言した。しかし、当地の米・とうもろこし局支所長によると、輸入米1万2000袋は、穀物の小売をする特権を与えられている地区会員たち (barrio councilors) が現金を持たず1ガンタにつき3センタボの利益を得たがらないために、売られていなかった。政府の米は、1ガンタにつき1.27ペソで地区会員たちに売られ、1.30ペソで小売りにされるのである。

なお、この米不足は、市と5つの町で鼠害の広まったために、一層深刻化したも

フィリピン

のである。

▼ タララク州諸市、米軍基地内の土地要求——タルラク州のバンバン、カパス両市内にある広大な米軍基地内の約4万ヘクタールの可耕地をフィリピン政府に返却せよとの強力な運動が起ってきている。この地は、実際には米軍により使用されていないで少なくとも4000のフィリピン家族により耕やされていると、運動の推進者であるバンバン、カパス両市の市長は強調している。 [Bulletin, 6. 18]

6月19日

▼ マフィリンド首脳会談。

▼ 小売業国民化法、実施——10年前に成立した「小売業を規制する法 (An Act to Regulate the Retail Business)」と題する共和国法第1180号は、その規定により完全実施されることとなり、資本がフィリピン市民により全面的に所有されていないすべての商社は、営業時間終了時に小売業に従事しつづける特権を停止された。

1954年同法成立時に登録された2万0268の外国人小売業者のうち約9587が2月27日までに営業をやめ、かわりにフィリピン人小売業者数は1956年の732から1963年の1万5233に増加した。

なお、同法の裁判所による定義を求めてアメリカ系18社が訴訟を起したが、第一審裁判所はエッソ石油 (Esso Standard Eastern Oil Co.) とバラズ社 (Burroughs Ltd.) に対する法の適用を禁止する予備命令を出した。18社の中には次の会社が含まれている。

Kodak (Phil.) Inc., Singer Sewing Machine Co., B.F. Goodrich Tire & Rubber Co., Firestone Tire & Rubber Co., Caltex (Phil.) Inc., Mobil Oil, Tidewater Oil, Phil. Packing Corp., Colgate-Palmolive, U. S. Industries, Int'l. Harvester-Macleod, Franklin Baker Co. of the Phil.

▼ 大統領、77の法案に署名——マカパガル大統領は、東京でさらに77の法案に署名した。

▼ NIDC、貸付金500万ペソに達す——NIDC (Nat'l Investment & Development Corp., 投資開発公社) の全役員改選で再選された副総裁ラファエル・S・レクト (Rafael S. Recto) によると、7つの団体に対する貸付金および株式投資は500万ペソ以上に達し、さらにいくつかの申込が来月中旬に承認されるとのことである。

[Bulletin, 6. 19]

6月20日

▼ 電通法・軍人退役法に拒否権発動——マカパガル大統領は、東京で、法定会期中に国会を通過した300以上の法案を、期限ぎりぎりになって（20日午後12時が期限）処理した。大統領の署名を得て成立した法案は、学期のはじまりを9月にするというものを除き、多くは地方的なものであった。約30の拒否された法案のうちには、とくに問題とされてきた電気通信法案と国軍退役法とのふたつがふくまれている。大統領は、前者については、言論の自由の侵害と自由企業の原則の侵犯との理由により、後者については、士官学校卒業生だけを優遇することにより「われわれの民主主義の安定と安全とにそれが課する危険」のゆえに、拒否権を発動した。

6月21日

▼ 伐採許可期限法案の大統領裁可を要請——フィリピン 林業会議所 (Philippine Chamber of Wood Industries) は、マカパガル大統領に対し、上下両院を通過した上院法案第44号（許可期限法案）に署名するよう要請した。当会議所のサルミアント (Lorenzo S. Sarmiento) 会頭は、この法案が成立すれば、伐採業者が広範囲に活動できるようになり製材業が急速に多様化されるであろうと、のべた。

6月22日

▼ 大統領帰国——マカパガル大統領は、インドネシアとマレーシアの両首脳を会談させることには成功したが、両者の相違点を政治的に解決することまでこぎつけることができないで帰国した。

▼ 米・比租税会議開催の発表——エチャノバ蔵相は、フィリピン・合衆国両政府間の租税会議が来月ワシントンで開かれる予定であると、発表した。それは、米比両国間で投資に対する二重課税を回避することと、所得税に関する会計上の脱税を防ぐことを目的とする両国間の租税条約についての最終討議をおこなうものである。

▼ 商工相代理、アメリカ商業会議所の雑誌に抗議——レイエス (Teofilo Reyes, Sr.) 商工相代理は、アメリカ 商工会議所雑誌 (“The Journal of the American Chamber of Commerce of the Philippines”) の5月号の論説がフィリピン化運動を中傷するものであると、その雑誌の編集者兼支配人 ハーテンドープ (A. V. H. Hartendorp) に対し抗議文を送った。その論説は、小売業国民化運動がフィリピン人の自然的渴望によるのではなくて「他人からの盗みによって自らを富ませようとする少数者の目的」に動かされているとのべたのである。

▼ 荷役を入札制度に——エチャノバ蔵相は、昨週、関税局に対し、マニラ港での荷役 (arrastre) を入札制にする準備をするよう指令した。この決定は、昨年マニラ

フィリピン

港でおこった一連のストライキの結果、最近の閣議でおこなわれたものである。なお、これに対して、何人かの荷役公務員は、政府による管理の継続を要求して、民間企業は政府ほど多くの利益を波止場労働者に与えることはできないであろうと、指摘していた。[*Bulletin*, 6. 22]

6月23日

▼新マフィリンド会議を提案——外務省は、ボルネオ地区における衝突が大戦闘に発展するのをふせぐため、新しく三国首脳会談をできるだけ早く開くよう要請する呼掛けを、インドネシアのスカルノ大統領とマレーシアのラーマン首相に送る準備にとりかかった。

▼ルバオの地主、改革に抵抗——マカパガル大統領の生地パンパンガ州のルバオは、土地改革実験地に指定され、測量は終了したが、何人かの地主が自分の土地を貸すことも売ることも拒んでいるため政府は土地の取用をはじめることができないでいる。[*PNS*, 6. 23—*Bulletin*, 6. 24]

6月24日

▼米・とうもろこし法案、上院を通過——特別会議の期限切れを翌日にひかえて、上院は、政府提出の米・とうもろこし自給法案を可決した。しかし、上院が可決した法案は、大統領が米を輸入するといういつでも使える権限についての条項を削除するアルメンダラス上院議員の修正にかかるものであり、下院の承認も大統領の承認もえられる可能性のきわめてわずかなものであった。

▼合衆国の8銀行、対比借款に調印——合衆国の8銀行は、フィリピン開発銀行(*Development Bank of the Philippines*)に対し、1行300万ドルずつで計2400万ドルを貸付けるという協定に調印した。この8銀行とは、つぎのものである。

The Bank of America in San Francisco

Chase Manhattan Bank of N. Y.

Chemical Bank New York Trust Co.

Crocker-Citizens National Bank of San Francisco

Continental Illinois National & Trust Co. of Chicago

First National City Bank of N. Y.

Irving Trust Co. of N. Y.

Manufacturers Hanover Trust Co. of N. Y.

6月25日

▼ 南ベトナム使節団、訪比（～28日）——南ベトナムの国防相トラン・ティエン・キエム少将を団長とする使節団は、フィリピンの軍事組織視察と軍事援助要請を目的として、フィリピンを訪問した。

▼ 商工相、国連貿易開発会議の成果を評価——国連貿易開発会議へのフィリピン代表団長で会議の副議長の1人にも選出されたバルマセーダ (Cornelio Balmaceda) 商工相は、会議が開発諸国に対し世界貿易内での割合を増大させる機会を多くするのに役立ったとして、会議の成果をつぎのように要約した。

1. 会議は、世界貿易の構造を再検討し改善する努力を継続させるきっかけを作りだした。
2. 会議は、諸国家間の経済的不平等が甚だしいことと、開発諸国における経済的社会的状態の改善が緊急に必要であることに、世界の注意を向けさせた。
3. 会議は、確定した行動の指針と参加諸国が実施したいと考える特定の方法とを採択した。
4. 会議は、会議の仕事を継続させるために、貿易開発局として知られる新しい機関を国際連合内に設立した（フィリピンはアジアからの代表10ヵ国のうちの1国に選ばれた）。
5. 会議は、75開発諸国が統一されしっかりと結び合わされたグループを形成し会議の目標の実現のために協力するならば、将来莫大な政治的経済的力量を持つ新しい世界勢力の出現を可能にした。

▼ 国立銀行総裁、外資導入を強調——フィリピン国立銀行のラファエル・レクト総裁は、増大する人口の必要は外資導入なしで適切に満たされるという考えの誤りであることを強調し、社会経済開発5ヵ年計画達成に必要な全投資額の10パーセントが外国からまかなわれなければならない以上、海外からの政府借款についての法と同様外国投資についての法を「合理化」する必要があると、マニラ・ライオンズでの演説でのべた。

▼ Namarco 総支配人、小売業法改正につき外国人圧力団体を非難——Namarco (交易公社) のカルデロン総支配人は、友情と同胞愛をかつぎ出して小売業国民化法を最後の瞬間で骨抜きにするような改正を要求している外国人圧力団体を改撃して、カガヤン・デ・オロ市のロータリー・クラブでの演説で、つぎのようにのべた。

「フィリピン国民のこの控え目な熱望をこの最後の時に押し曲げようと試みる人々には、偽善とへりくだりと精神で以外に、友情や同胞愛をかつぎ出すこ

フィリピン

とができないのである。」

6月26日

▼ 予算通過：第2特別会議召集——マカパガル大統領が提出した原案では24億5500万ペソであった予算案は、2億5500万ペソ削減されて、両院協議会案通り、下院および上院を通過した。

マカパガル大統領は、つぎの7つの法案を議題に加えて、7月3日まで8日間の第2特別会議を召集した。

1. フィリピン軍あるいは第2次世界大戦の際フィリピンのゲリラ隊に所属し服役した外国人にフィリピン市民権を与える法案。
2. 輸出用の刺繍と衣服との製造に必要な輸入原料に対する関税および租税に100パーセント見合う現金を保証書のかわりに要求する共和国法の改正。
3. スリガオ保留地における鉱物資源の開発・採掘・利用の権限を与える共和国法の改正案
4. フィリピン関税法の数節の改正法案。
5. ロックフェラー財団および農業開発会(株)(Agricultural Development Council, Inc.)とそれらに所属する外国人に対して、現在フォード財団だけに許されている、免税などの特権を許与する法案。
6. 国家文化委員会を設立する法案。
7. 6月12日を独立記念日とする法案。

▼ マナハン上院議員、軍事視察隊のベトナム派遣を強調——マナハン(Manuel P. Manahan)上院議員は、22日上院国防委員長およびグエン・カーン首相の個人的友人の資格での3日間にわたる南ベトナム訪問から帰国したが、南ベトナム使節団の訪比を機会に、ベトナムで進行中の戦争を視察するためにフィリピン軍の一隊を派遣することを提案した。
[Bulletin, 6.26]

▼ ボルネオ、対比貿易の正常化を希望——マレーシア領ボルネオのサバ州首相ドナルド・スティーヴンズ(Donald Stephens)は、マレーシア領ボルネオからフィリピンへの紙巻タバコの大規模な密輸を払拭して、フィリピンとの貿易を「正常化」することを希望するとのべた。
[UPI, Jesselton, 6.26.—Bulletin, 6. 27.]

6月27日

▼ 小売法関係訴訟の審理を開始——第一審裁判所は、小売業国民化法の適用を明確にせよとの合衆国の3会社による請求にもとづいて、審理を開始した。合衆国の

3会社とは、ファイアストーン (Firestone Tire & Rubber Co.), エッソ (Esso Standard Eastern Oil Co.), グッドリッチ (B. F. Goodrich Tire & Rubber Co.) であり、審理の問題点はつぎの3つである。

1. アメリカ人が全面的に所有していない会社は、小売業法の適用を免れるのかどうか。
2. 最終使用者への大口販売は小売とみなされるかどうか。
3. 資本財の販売は小売と呼ぶことができるかどうか。

これら3つの訴訟事件は、小売業法が発効した6月19日以前に提起された18のうちの一部である。

なお、バルマセダ商工相は、6月26日、法廷で審理中の会社に関する限り小売業国民化法を適用しないとのべた。

▼ 工業開発計画の立案完了——経済調整局のレイエス (Teofilis Reyes, Sr) 局長代理は、今年の実行計画の作成が一応終了したとのべた。これにより、すくなくとも12のベニヤ板工場が合弁形態で設立されると発表された。

▼ 政府、南ベトナム援助を考慮中——カイコ外相代理は、フィリピンの対南ベトナム援助についての決定が政府の該当機関により、「必要ならば国会により」下され大統領の裁可を得るであろうとのべた。この援助の要請は、SEATOを通じてなされたことはないが、すでに1ヵ月前外務省がベトナム政府から正式の援助の要請を受取ったとき以来検討されつづけてきたものである。 [Bulletin, 6.27]

▼ アメリカ商工会議所雑誌の支配人の国外追放を要求——元上院議員パシター・マドリガル・ゴンサレスは、アメリカ商工会議所雑誌の編集者兼支配人ハーテンドープを、フィリピンの実業家一般、とくに小売業国民化法の支持者を侮辱したかどで告発し、政府公務員に対し国外追放訴訟を起す可能性を検討するよう主張した。

[Bulletin' 6.27]

▼ 世銀、援助提供——世界銀行の顧問団長 Leslie Melville と農業顧問 Robert Wilson とは、公共事業相ホルヘ・アバド (Joze Abad) を訪問し、政府事業に民間部門を積極的に参加させていることを賞賛し、政府の計画 [灌漑・道路計画] に対する財政援助を申入れた。また、同時に、政府が世界機構の利益に適切な保証を与えるならば、民間部門にも財政援助をしようと申し入れた。 [Bulletin 6.27]

▼ 政府高官、南ベトナム使節団の会談——フィリピンの外交・国防・軍関係の高官たちは、トラン・ティエン・キエム少将を長とする南ベトナム軍事使節団と非公開の会談をもち、共産主義に対する戦いにさいし南ベトナムを援助するようとい

フィリピン

う南ベトナムの訴えを議題とした。この席に出たフィリピン側のおもな高官は、つぎの通り。

外務次官 Librado Cayco, 国防相 Macario Peralta, 参謀総長 Alfredo M. Santos, 下院国防安全保障委員会委員長 Simeon Valdez

フィリピン政府側が南ベトナムの援助要請に対して同情的な態度をとったということのほか、詳しい内容は発表されなかったが、南ベトナム使節団は、自分たちの申し出がこの週の間には予定されている国家安全保障会議でとりあげられるとの確信を得たとのことである。

▼工業開発の構想——経済調整局のアデボソ (Eleuterio Adevos) 局長は、多くの製造工場が設立されてフィリピン経済の自給自足性を一層高めるであろうとのべた。このさいに、彼は、「実業家が投資するのを躊躇している製造業部門がまだいくつもある」が、これらの部門については、「フィリピンの政府関係公社がこれらの仕事をはじめ、後になって民間企業に売ることが必要である」とのべ、さらに、そのような工業部門のひとつである鉄鋼業では、製鋼工場 [Jacinto 製鋼場と、クルップが後たどとなっているもの] の建設が予定されていること、今後10年間にさらに2工場必要であるがそのうちのひとつについては日本の援助が当てにされていることを明らかにした。

[UPI, N. Y., 6.28—Bulletin, 6.29]

▼セプー、ネグロスの労働組合、提携を決定——セプー労働組合連盟 (Associated Labor Union of Cebu) とネグロス・オクシデンタル産業別組織会議 (Congress of Industrial Organization of Negros Occidental) とは、「提携 (partnership)」を声明した。これにより、両組合は、未組織プランテーション労働者を組織するにあたって、それぞれの行動領域で援助しあうことになり、「組合攻撃 (union raiding) を労働運動の汚点とみなして今後おこなわないことになった。

[Bacolod City, 6.28—Bulletin 6.29.]

6月29日

▼外相代理、新市場開拓を要望——カイコ外相代理は、国際商工会議所フィリピン会議 (Phil. Council of the Int'l. Chamber of Commerce) 主催の第2回外国貿易セミナーの最終会議で、現政府は社会経済5ヵ年計画でフィリピン貿易の拡大に全力を傾注することとなっているとのべ、経済成長における経済外交の役割をつぎの意味において重要であると指摘した。

1. 国民のために国際貿易から最大の利益を確保するにあたっての重要な手段であること。

2. 援助許与、借款、技術的勧告、人的訓練および投資という形で、経済発展のための国際的援助をできるだけ多く獲得するための主要な一手段であること。

3. 経済分野において相互に有利な国際協力の促進に実質的に寄与すること。

[*Bulletin*, 6.29]

▼ 家内工業製品の合衆国市場への進出可能——東洋の製造業者、生産者と商業関係を結ぶことを目的とする視察商用旅行の一環として訪比した合衆国小売業者組合 (Nat'l. Retail Merchants Ass'n. of the U. S.) の組合員たちによると、家内工業 (Cottage industry) 製品のようなフィリピン製小売物品は、合衆国の広大な市場に進出することができるとのことである。これら旅行団がバルマセーダ商工相を訪問した際、商工相は、最近のジュネーヴ国連貿易開発会議で意見の一致がみられたように工業国が開発諸国の生活水準を上げるように貿易を振興させるべきなのであるから、刺繻、貝殻、木製品のような手製品を合衆国が受入れるように大いに努力してほしいと、のべた。

[*Bulletin*, 6. 29]

○6月30日および7月1日付の *Manila Daily Bulletin* 欠のため、6月29日および30日の記事は不完全である。

○項目の末尾に [] 内に出所と日付の示してあるものは、各事項の生起した日時が不明のものである。

フィリピン

〔低迷する国会〕 国会は、1月27日開会されて以来、特別国会召集という形で延長に延長を重ねてきている。反政府党である国民党が上院の多数を占めていて、政府の提出する法案が思うように議会を通過しないからである。この理由がまた国会の延長を効果のないものにしてきている。7月9日閉会した第2特別国会が通過させた法案は、関税法改正法案とルネタ広場美化法案と対南ベトナム援助法案の三つにすぎなかった。(しかも、これら三つのうちもっとも重要と思われる第1の法案は8月8日大統領の拒否権にあっている。)7月29日には、ふたたびマカパガル大統領が、8月3日に開会される第3特別国会を召集した。この特別国会も、いままでの成行きからみて、何か実効ある効果をもたらす可能性はほとんど考えられない。7月5日、1965年におこなわれる大統領選挙を目指して、ペラエス副大統領、マルコス上院議長、ブヤット上院議員、ロペス臨時上院議長、トレンティーノ上院議員が、一斉に国民党から次期大統領に指名されるための運動を開始したという事情は、反政府運動の強化を必要とするゆえ、いよいよ上述の可能性を小さくしている。

このような困難に当面している現政権は、マカパガル大統領自身の口を通して、「この国が、とくに一次産品の輸出に従事する植民地型経済に逆戻りする危険にさらされている」(注1)ことを認めた。しかし、上述の困難に直面しているだけに、大統領は、このような経済危機をもたらした責任をもっぱら上院のサポーターズに負わせた。上院は、3つの重要法案の通過をさまたげたというのである。3法案とは、(1)貸出対資本比率を変更して現在の銀行制度がその貸付能力を拡大することができるようにするための一般銀行法(General Banking Act)の第22、30節の改正、(2)中央銀行による輸出額の20%留保に代えうるような、輸出業者(とくに砂糖業者)に対する課税を規定する税法、(3)政府の外債発行の上限を2億ペソから10億ドルに引上げる、共和国法第16号の改正である。

〔経済的困難〕 このマカパガル大統領による経済的危機の肯定は、もちろん、単に政治的意図からだけなされたものでなく、大統領が指摘した3法案は、いずれも産業界の金融緩和要請に応えたものであった。産業界の要請の背景となった金づまり状態は、つぎのような事情から出てきた。

マカパガル政権は発足直後自由化(decontrol)を実施し(1962年1月22日)、その後インフレ傾向防止の必要から金融引締めをおこなってきたが、とくに、1962~63年の

輸出の急増に伴って、この動きをいよいよ強めてきた。たしかに、1963年8月マカパガル大統領は、産業界の声に耳を傾けて、現存諸産業に対しフィリピン開発銀行(D BP)、公務員保険制度(GSIS)、社会保障制度(SSS)から長期融資をはかることを目的とする「再融資計画」を発表はしたが、政府財政の困難のため実施をはばまれてきたのである(注2)。

たしかに、通貨発行高は、1963年末30億ペソになり前年に比べて20%増となったものの、人口増加(前年比約100万—3%増)、資本と必要とする企業の拡大(GNPの前年比増は20億ペソ—13.4%)、さらに為替レートの変動(自由化前の2ペソ=1ドルから3.90ペソ=1ドル)を考慮に入れば、自由化前と同率の需要を満たすにとうてい足らなかった(注3)。

さらに、1963年12月以降のひきつづく入超(表1参照)と、それによりもたらされた外貨保有高の減少(表2参照)は、最近の金融事情を逼迫させずにはおこななかった。

以上のような事情から、産業とくに中小企業の金融難(7月15日の工業会議所提案の背景)、世界銀行による成長力の鈍化指摘(注4)、また、労働攻勢が生じ(注5)、これによって、産業界はいよいよ金融の引締りを強く感ずるようになったのである。

ここに、マカパガル大統領は、金融政策において上述のようなインフレ政策的色彩の強い新政策を真剣に考慮しなければならなくなったのであり、中央銀行はじめ金融関係当局も若干の手直しを考慮していると伝えられている。しかし、この動きが、物価高騰をもたらす可能性がないという保証はまったくない。本年に入って安定はしているものの、前年に比べれば高水準であり(国内・輸入物資の卸売物価指数は、1958年を100として、1963年=124、1964年6月=131)、また賃上げムードがあるため、このような政策の可否は予断を許さない。

〔うごめくナショナリズム〕 さらに、マカパガル大統領が提案している政府の外債発行限度額の増額(共和国法第16号の改正)は、最近の経済ナショナリズム(とくに対米)の動きにより抑制される可能性が多分にある。

7月1日ラモス下院外交委員長一行はクラーク基地を訪問して米比協定改訂交渉の開始を緊急問題であるとし、21日に下院外交委員会は議長に対し正式に米比協定改訂を検討するための立法=行成審議会の設置を提案するにいたった。23日アバード公共事業相は対米借款条件の改訂を主張した。ここで問題にされている改訂が、合衆国にとって不利なものになるであろうことはもちろんである。

これと同じ方向で、ちょうど期限の切れたパン=アメリカ航空とノースウエスト航空の2会社に対する週3回のマニラ空港着陸の一時許可の延長の可否をめぐる、航

空協定問題が頭をもたげてきた。合衆国の両会社が週3回飛行権の延長を要請したのは当然であったが、フィリピンの民間航空局は、7月2日この要請を拒絶したのである（8月6日、民間航空局は8月15日かう向う1年間の飛行許可を与えたが、同時に航空協定の改訂を強調した）。

このような一連の動きに現政権が真剣な考慮を払えば、小売業国民化法実施にさいしてフィリピンへの投資額を減らすであろうとまでの身構えを示した合衆国政府の対フィリピン借款を躊躇させる可能性を多分にもっている。

しかし、反面、政治的配慮からのみ考慮できる南ベトナム問題については、政府の南ベトナム援助決定（7月7日）、援助法の議会両院通過（7月9日）、援助法に対する大統領の署名（7月21日）と、低迷する政局にあってはまれにしかみられない順調な展開を示し、合衆国の政策に対する全面支持の姿勢を示した。

このような外交政策と経済的ナショナリズムとの微妙な矛盾関係とならんで金融政策に集中的にあらわれてきた経済成長にからまる複雑な問題の解決のために、現政権は出口を見出さなければならなくなっている。

（注1） Affiliated Chambers of Commerce の第1回年次大会におけるマカバガル大統領の演説“Fiscal Policy and Credit” (*Manila Bulletin*, 7. 30, 31.) に引用された Benito Legarda, “Philippine Economic Paradoxes” (*Manila Times*, 7. 9.) から。

（注2） Vicente Jayme, “Financial Problems of the Industrial Sectors,” *Industrial Philippines*, April, 1964.

（注3） Bernardino Ronquillo, “How Tight Is Bank Credit?” *Manila Bulletin* 7. 9.

（注4） 「1950年代10年間のフィリピン経済の進歩は、低開発国のあいだの経済的前進のもっとも顕著な記録のひとつであった。…しかし、最近、拡大の条件は前の10年間より弾力性を失ない、経済発展の速度は緩慢になってきた。」〔1963年12月の世界銀行報告, “The 1961, 1962, 1963 National Accounts” と題する *Journal of Am. Chamber of Commerce of the Phil.*, April, 1964. の論説から引用〕

同論説は、これを裏書きするものとして、1964年3月発表の Office of Statistical Coordination and Standards of the N. E. C. の1961~63年の予備統計から GNP についての数字を引用している（表3参照）。

なお、同上論説に引用されている国民所得についての数字から、輸出農産物の値上りを考慮に入れても、工業化という点で、とくに立ちおけていることが知られよう（表4参照）。

さらに、7月21日商工相の談にあるように、全製造業生産の83%が消費財生産で占められているという経済構造の変革も現在フィリピンの当面する課題である。

フィリピン

(注5) 精糖工場の賃上げ(7.7.), Namarco のスト(7.8.), クラーク基地のスト回避(7.9.), ルインタ労働者のスト(7.10.), パンアメリカ航空のスト(7.13)。うち, Namarco とクラーク基地では賃金問題は表面問題にならなかったが。

このような動きの裏付けとして, Bernardino Ronquillo は“Real Wages Going Down,” *Manila Bulletin*, 7. 27. で, 名目賃金と実質賃金のつぎのような指数をあげている。

名目賃金指数 (1955年=100)

	1961年	1962年	1963年	1964年第1四半期
未熟練労働者	104.4	107.5	113.4	115.0
熟練労働者	104.8	106.1	109.3	110.9

実質賃金指数 (1955年=100)

	1959年	1962年	1963年	1964年第1四半期
未熟練労働者	95.4	89.7	89.5	85.8
熟練労働者	98.7	88.5	86.5	82.8

[表1]

貿易額 (単位 100万USドル)

	輸入	輸出	貿易収支
1963年9月	56.3	58.6	2.3
10月	66.8	68.7	1.9
11月	56.0	67.7	11.7
12月	55.8	54.6	- 1.2
1964年1月	69.0	57.7	- 8.7
2月	61.0	60.2	- 0.8
3月	63.7	54.0	- 9.7
4月	67.2	65.3	- 1.9

なお1963年第1四半期は

118.4	166.1	43.7
-------	-------	------

[出所: Int'l. Finance Statistics, 1964. 8.]

[表2]

外貨保有高 (単位 100万USドル)

1963. 12. 31.	138.10
1964. 1. 31.	127.50
2. 28.	122.41
4. 4.	115.30
4. 30.	105.12
5. 8.	106.58
6. 18.	115.38
7. 3.	128.65

[出所: Central Bank News Digest]

〔表3〕

GNP (単位 100万ペソ) (カッコ内は前年比増%)

	1960年	1961年	1962年	1963年
〔時 価 で〕	12,126	13,432(10.8%)	14,942(11.2%)	16,941(13.4%)
〔1955年価で〕	10,804	11,431(5.8%)	11,932(0.4%)	12,510(4.8%)
1人当たり GNP (単位 ペソ) (カッコ内は同上)				
	1960年	1961年	1962年	1963年
〔時 価 で〕	442	474(0.7%)	511(0.8%)	560(0.9 %)
〔1955年価で〕	394	404(0.3%)	408(—)	414(0.15%)

〔表4〕

産 業 別 国 民 所 得 (単位 時価100万ペソ)

(カッコ内は国民所得に占める%)

	1961年	1963年	1963年の1961年比増(%)
農 業	3,858(32.8%)	4,959(34.0%)	28.5
鉱 業	209(1.8%)	270(1.9%)	29.1
製 造 業	2,090(17.8%)	2,697(18.5%)	29.1
建 設 業	432(3.7%)	541(3.7%)	25.2
商 業	1,410(12.0%)	1,636(11.2%)	16.0
運 輸 通 信 業	418(3.6%)	469(3.2%)	12.2
サ ー ビ ス 業	3,320(28.2%)	4,005(27.5%)	26.1
総 計	11,737	14,577	24.2

これを1955年価で計算すると、つぎのようになる。

	1961年	1963年	1963年の1961年比増(%)
農 業	3,262(32.3%)	3,617(32.9%)	10.9
鉱 業	162(1.6%)	163(1.5%)	—
製 造 業	1,607(15.9%)	1,781(16.2%)	10.8
建 設 業	358(3.5%)	390(3.6%)	8.9
商 業	1,194(11.8%)	1,231(11.2%)	3.1
運 輸 通 信 業	369(3.7%)	371(3.4%)	—
サ ー ビ ス 業	3,138(31.1%)	3,412(31.1%)	8.7
総 計	10,090	10,965	8.7

フィリピン日誌

1964年7月1日

▼ 最高裁、大統領に対し違法の判決——最高裁判所は、ロペス兄弟（上院議員 Fernando Lopez と実業家 Eugenio Lopez）の所有にかかる32のラジオ放送権を無効にするマカパガル政権の措置を違法であるとの判決を下した。この動きは、1962年におけるマカパガル政権の反特権階級運動の一部をなすものであった。

▼ 上院議員、大統領を攻撃——上院商工委員長アレハンドロ・アルメンドラス (Alejandro Almendras) は、ダバオ市から戻ってきて、マカパガル大統領がダバオ市での米およびとうもろこしの値上り責任を国民党上院議員たちになすりつけたと、大統領を攻撃した。 [6.18. 参照]

▼ 下院議長、小売業についての議会見解を發表——ビリャレアル下院議長 (Cornelio T. Villareal) は、Namarco (交易公社) の集会で、経済的ナショナリズムと経済成長とは「国家利益のふたつの正当な構成要素であり、それゆえに公共政策の命令的」な目的であり、責任ある国会議員たちの考えは、ナショナリズムと経済的進歩とを相反する目的とするような多数の人たちの考えとおなじものではないとのべた。

▼ タンガニイカ、アバカ生産に脅威——アバカ生産者・輸出業者フィリピン連盟 (Filipino Ass'n. of Abaca Products & Exporters) のビリャヌエバ (Jose K. Villanueva) 会長は、アバカの世界主要供給者としてのフィリピンの地位がタンガニイカでの1億4000万ドルを計上しているシサル麻生産計画によりおびやかされつつあると、警告した。彼は、とくに、タンガニイカの5ヵ年計画に計上されている5000万ポンドは5億4000万ペソにあたるものであるが、フィリピンのアバカ生産発展に計上されてる予算は2000万ペソにすぎないと、強調した。

▼ 下院議員団、米比条約改交渉開始を主張——ラモス (Godofredo Ramos) 下院外交委員会委員長をはじめとする下院議員グループは、クラーク空軍基地フィリピン文民連盟 (Phil. Civilian Ass'n. of Clark Air Force Base) の加盟員たちとの会談のあとで、フィリピンと合衆国との間の現行の通商・経済・基地協定の改訂交渉をはじめよう主張した。この会談で、クラーク基地従業員たちは、基地の軍事当局に対して差別待遇についての告発をなしたのである。ラモス議員は、この差別待遇のみにかぎらず、つぎの面についても検討すべきであるとのべた。

1. フィリピンの輸出品に課せられる合衆国の関税の漸次引上げと、フィリピンからの無関税物品に対する割当の漸減。
2. フィリピンのココナツ産業の合衆国市場に対する依存度の増大。
3. ラウレル＝ラングリー協定の条項の解釈のあり方により、合衆国がフィリピンの綿製衣服および刺繍に対し課した制限についての最近の論争。
4. フェラー (Ferrer) によれば、フィリピンの独立が承認されたのち無意味になったとされている1946年の米比労働協定。
5. フェラーが示唆しているように、フィリピンにある合衆国政府の出先機関や施設すべての内部での、アメリカ公正基準労働法 (Am. Fair Standard Labor Act) の適用。

[PNS (Angeleg City), 7. 1—Bulletin, 7. 2]

▼ 米記者、投資の喪失を警告——*The New York Journal-American* の経済記者 Leslie Gould は、同紙に掲載した2つの論文で、フィリピンが小売業国民化法を実施することにより外国投資を失なうかもしれないと、警告した。彼によれば、フィリピンに対する合衆国の直接投資額は、製造業に1億ドル、公共事業に1億1000万ドル、鉱業・石油業に2億ドルと、計4億5200万ドル前後に達しており、これなくしてフィリピンの経済は順調に発展しえないというのである。

[UPI (N. Y.), 7. 1—Bulletin, 7. 2]

7月2日

▼ 製鋼業者、関税引下げ法案に反対——南部圧延工場 (Southern Rolling Mills) のマヌエル (Oscar H. Manuel) 常務取締役は、6名から成る上下両院協議会で審議中の鋼板に対する関税を引下げる法案はまだ発展の初期にあるフィリピンの基幹産業に打撃を与え国内の第2次産業の外国原料依存という状態を永久化するであろうと、警告した。この法案によると、輸入鋼板に対する関税率は15パーセントから5パーセントに引下げられ、トタン板に対する関税率は15パーセントから75パーセントに引上げられるのである。

▼ Namarco 専務理事、業者たちの営利に対し警告——Namarco (交易公社) のカルデロン専務理事は、公社関係の小売業者・分配業者に対し、営利に専念しないように警告し、主要商品の価格を規定の基準にたもつよう要求した。このさい、彼は、彼らの店 (sari-sari) に対しこの2、3日中に Namarco の物資を直接送付し、不断の供給と分配の遅延排除とを確約した。

▼ 中小企業、大統領の刺繍法案認可に抗議——刺繍・衣服関係の輸出産業に従事する約50万の家内工業の労働者および企業主の意見を代表して、フィリピン衣服輸

フィリピン

出業者会議所 (Phil. Chamber of Apparel Exporters) のカマラ (Manuel A. Camara) 会頭は、フィリピン人の労働を買う外国人バイヤーが委託販売の形で家内工業家たちに送る未完成刺繍・衣服原料に対して課される関税および租税に 100 パーセント見合う現金または公債を保証として要求する改正法案を認可したことに対し、マカパガル大統領に抗議電文を送った。彼は、この電文の中で、この法案が通過すれば、つぎのような結果がもたらされると、のべた。

1. この産業に依存している50万のフィリピン人の生計をうばい、失業および半失業の問題をもっと深刻なものにする。
2. 労働集約的でドルをかせぐ産業に致命的打撃を与える。
3. 現政府の社会・経済開発5ヵ年計画の核心である、この国の発展しつつある家内工業の成長をおしとどめる。
4. 輸出用衣服を製造するための、地方的な織物業開発のための核をとりのぞく。
5. フィリピンが国際貿易により一層参加することをできなくする。

[Bulletin, 7. 2]

7月3日

▼ 外相、南ベトナム援助を主張——メンデス (Mauro Mendez) 外相は、ベトナムにおけるベトコンとの長期戦に勝つというアメリカの決定がこの地域における全面戦争を意味することになろうとも、それをフィリピンは歓迎すべきであると、のべた。彼は、さらに、個人的な見解として、ベトナム戦争は「北ベトナムにまで拡大されるべきである」と言明した。

▼ 経済調整局長官、外国からの借款を取付けて帰国——経済調整局のアデボソ (Eleuterio Adevos) 長官は、アジア・ヨーロッパ・合衆国の外遊を終えて帰国し、外国の資本と技術の援助による政府公社の産業計画の実施する基礎ができあがったと、声明した。経済調整局関係の政府企業がおこなう計画は、つぎのようなものである。

1. マランガス、サンボアング・デル・スールでの石炭業およびコークス業の発展にともなう、セブー・ポートランド・セメント会社による6つのセメント工場の設立。
2. 各1万2000トンの遠洋航海用船舶18隻の取得、ディーゼル工場の設立、および、12のベニヤ工場、冷凍工場および製缶工場の設立——国立開発会社 (Nat'l. Development Co.)。

3. 各3000トンの島嶼間船舶20隻の取得と機械器具製造業の開発——造船鋼鉄公社 (Nat'l. Shipyard & Steel Corp.)。

4. ホテルの建設——マニラ・ホテル公社。

5. マニラ鉄道会社のための近代的設備の取得。

なお、アデボソ長官は、これらの計画が民間企業グループとそれぞれの計画に関係のある政府公社とのあいだの合弁で実施されるであろうと、強調した。

▼ムトゥク前駐米大使、小売業法の定義の明確化を主張——ムトゥク (Amelito R. Mutuc) 前駐米大使は、3ヵ月にわたる合衆国への商業旅行を終えて帰国し、アメリカ市場におけるフィリピン商品の有利な立場を確保するために小売業国民化法の定義を明確にする必要があると、強調した。彼は、この定義の明確化を待つワシントンで懸案になっているものとして、つぎの事項を列挙した。

1. アメリカ市場へのフィリピンの砂糖の輸出割当量の増加。

2. 適切な保護処置がとられなければフィリピンのアバカ繊維の輸出を麻痺させるであろう合衆国における1億4700万ポンドのアバカ在庫の処分。

3. 2ヵ月で満たされうるフィリピンの割当量を超えるココナツ油の輸出に対する1%関税の賦課と、3%のココナツ油物品税の賦課。

▼NEPA、線材の密輸を攻撃——NEPA (Nat'l. Economic Protectionism Ass'n, 全国経済保護主義連盟) は、虚偽の申告および過少評価による線材の密輸が依然として続けられており、この国の鉄鋼産業の存在そのものをおびやかしていると、のべた。NEPAの報告によると、昨年だけで線材の密輸は3万トン近くにのぼり、また、今月にも2万トンの輸入が計画されているとのことである。NEPAは、また、外務省に対して、日本の鋼鉄輸出業者とこの国の輸入業者との間にありうると考えられる默契について調査するように要求した。 [Bulletin, 7. 8]

7月4日

▼大統領、土地改革法の実施開始を宣言——マカパガル大統領は、土地改革実施の第一地域に指定されていたブラカン州のブラリデルで、土地改革の実施開始の式典に出席し、地主と小作人との借地関係を農地改革法 (Agricultural Land Reform Code) に一致させると宣言した。この場で、最初の新しい借地契約が、前市長 Jose S. Mariano と借地農 Federico Acuña の間で結ばれた。

7月5日

▼大統領、マニラ市政法を停止——マカパガル大統領は、ビリェーガス (Antonio

フィリピン

J. Villegas) 市長からいくつかの権限を剝奪し、副市長に新しい権限を与える共和国法第4065号の停止を命じ、同時にこの法を修正する法案を緊急に審議するよう国会に指示した。この共和国法は国会の正規の手続を経ずに(“smuggled”)大統領により先月東京で署名されたものである。

▼ 副大統領、次期大統領指名運動を開始——ペラエス (Emmanuel Pelaez) 副大統領を国民党大統領候補に指名することに賛成する約1000名の国民党指導者・党員の集会が開かれた。国民党からは、上院議長マルコス (Ferdinand E. Marcos) 上院議員プヤット (Gil J. Puyat) も出馬を予定されており、すでに指名される意志を表明した臨時上院議長ロペス (Fernando Lopez) と上院多数派指導者トレンティーノ (Arturo M. Tolentino) は、同日、それぞれラジオおよびテレビ放送で、指名運動に参加する決意を明らかにした。とくに、トレンティーノは、前自由党員が大統領選に出馬すれば国民党は苦戦に直面しなければならないであろうと、のべた。

7月6日

▼ エッソ、フィリピンの会社との契約を公表——Esso Standard Fertilizer & Agricultural Chemical Co. (Phil.) の G. J. Lynch 社長は、当会社が役務および原料の供給についてフィリピンの3会社と契約を締結したと、公表した。Marinduque Mining & Industrial Corp. はサマル島で採掘される硫化鉱石を5年間 ESFAC に供給することになり、Luzon Stevedoring Corp. はサマル島からバターンのリマイの ESFAC 工場へ硫化鉱石を、ルソン、ビサヤス、ミンダナオの諸島へ製品を5年間にわたり輸送することになり、さらに、Nat'l. Power Corp. は ESFAC の肥料工場に対し創業時に必要な電力を供給することになった。

現在バターンのリマイに建設中の ESFAC 肥料工場は来年7月に完成し、毎日1000トン以上の肥料を生産しフィリピン農業の需要に応ずることになる予定である。なお、Esso Standard Fertilizer (Phil.) は、その資本の25%をフィリピンの一般投資家の手に渡して、合弁事業になるとのことである。

7月7日

▼ 政府、対南ベトナム援助を決定——マカパガル大統領は、対南ベトナム援助審議のため国防省内で開かれた国家安全保障会議を主宰したあとで、議会に対し緊急法案として92万1000ペソの対南ベトナム援助法案を送付した。南ベトナムに対する援助は、法案によると、つぎの3つの範疇に分けられる。

1. 医療班。

2. 民間行動班および心理戦争班。
3. 軍事班, 社会福祉班および農業地域開発班。

▼ 土地改革について イスラエルの援助受入れ — 土地改革公社 (Land Reform Authority) のゴゾン (Benjamin Gozon) 総裁は, 改革局が土地改革計画の一実験地区における実施にさいして援助するというイスラエル政府の申出を受入れたと, 発表した。地域計画と移住に関する比—イスラエル技術協力協定にしたがっておこなわれる土地改革へのイスラエルの参加は, イスラエルの専門家の援助がつぎのような土地改革実施面で求められている。

1. 経済的な家族農場の決定。
2. 追い出された農民のための定住地の設定。
3. 灌漑組織の建設と改良。
4. 地域開発計画。
5. 土地を収用された大地主のための農工業団地の開発。
6. 土地改革地域における農業収入を補うための家内工業の育成。

▼ 精糖工場, 賃上げ — タルラクとパンパンガとにある大精糖工場と1農園は, 新しい糖業関係最低賃金法を実施するための労働省の特別強化運動の結果, 約4272名の労働者に対し賃金差額7万6732.33ペソを自発的に支払った。この差額は一般労働者に対しては3.50ペソから4ペソに, 熟練労働者に対しては4ペソから5.50ペソに糖業関係賃金を引上げるという最近の労相の最近賃金命令により, 3月17日以後に関して生じたものである。

[Bulletin, 7. 7]

7月8日

▼ 大統領, 国会閉会を前に4法案の緊急審議を要請 — マカパガル大統領は, 第2特別会の閉会を前にして, 新たにつぎの4法案の緊急審議を国会に要請した。

1. 共和国法4065号 (マニラ市長の権限を縮小する法) 修正法案。
2. 共和国法第4065号を完全に破棄する, アルベルト (Justo Albert, 自—マニラ) 下院議員提案の法案。
3. 公立学校の建設修理のために5000万ペソを支出する法案。
4. メキシコとの親善年を実効あらしめるために, メキシコがアカプルコ=メヒコ道路をマニラ道路と改名するのとひきかえに, Cavite-Manila South Road を Mexico Road と改名する法案。

▼ Namarco, ストライキ — Namarco (交易公社) の組合に加盟している従業員約500名は, 公社側の反労働者行為に抗議してストライキを宣言した。公社側の反

フィリピン

労働者行為とは、公社側が、団体協約に違反して、臨時雇員の67パーセントの雇傭権を行使していることと、M. Jalandoni を Namarco の守衛長に任命したことであった。

▼ 政府、3ホテルの建設を計画——経済調整局のアデボソ長官は、外国からの資本と技術援助を得て3つの近代的国際的豪華ホテルを建設する案が出来上がったと、のべた。それぞれ1000万ドルと見積もられている建設費の80%は、日本・フランス・西独から供与されるが、残りの20%は、この国の民間資本にきわめて有利な条件でマニラ・ホテルとフィリピンの企業家によりまかなわれることとなる。なお、アデボソ長官は、3ホテルの所有権ができるだけ早い時期に民間部門に引渡されることを、強調した。
[Bulletin, 7. 8]

▼ 蔵相、オーストラリアの小麦粉輸入問題を関税委に付託——ヘチャノバ蔵相は、今年1月から6月までに143万袋の小麦粉のオーストラリアからの輸入が反ダンピング法違反であるとのフィリピン製粉業者連合会 (Phil. Ass'n. of Flour Millers, Inc., 会長は Gil Puyat, Jr.) の提訴を取り上げ、関税局に付託した。製粉業者らによれば、輸入業者の購買価格あるいは輸出業者の販売価格が1袋8.03ペソであるのに外国市場価格は1袋9.55ペソであって、オーストラリアでの小麦粉の国内価格よりも1.52ペソ安いいため、約2000の従業員を有する7つの工場を稼働させている6製粉会社にとって損害を与えるものである。しかし、反対派の主張によれば、この国の製粉会社がこの国の需要に応ずることができないため輸入がおこなわれているとのことである。
[Bulletin, 7. 8]

7月9日

▼ 国会第2特別会閉会——上院、下院とも第2特別会を閉じた。6月26日に召集されて以来両院を通過した法案は、つぎの3つのみであった。

1. 関税法 (Tariff and Customs Code) 改正。鋼板に対する関税率の5%への引下げ。
2. ルネタ広場の美化のため300万ペソ支出。
3. 南ベトナムに対する技術経済援助のため100万ペソ支出。

▼ 外務省、インドネシア人の浸透に懸念を表明——外務省は、ミンダナオ島に居住する約1万2000のインドネシア人不法入国者の問題が大きくなるのに懸念を表明した。1963年6月17日にそれまで密入国した1150名のインドネシア人は送還されたが、1963年3月29日に両国間に結ばれた国境通過協定（国境を通過しようとする両国人に対し身分証明書を発行することと一時に訪問する者を600名に限定すること

を規定)にもかかわらず、情報当局の計算によれば9000、ラモス下院外交委員長によれば1万2000のインドネシア人が不法に入国したのである。

これに対し、インドネシア大使館は、インドネシアからの実際の共産主義浸透の証拠が何ひとつない以上、「根拠なく証拠のない仮説が発表され真実として受取られてはならない」との声明を出した。

▼ 駐米大使、信任状提出——フィリピンの新駐米大使オスカル・レデスマ (Oscar Ledesma) は、ジョンソン大統領に信任状を提出した。

▼ Namarco の専務理事、団体交渉を拒絶——Namarco のカルデロン専務理事は、1日経ったストライキと交渉する全権を理事会により委ねられたが、組合側が彼に対し「無作法詰問、屈辱」を加えれば彼が交渉にのりだすことにより解決はかえって延引されるであろうとのべて、団体交渉への出席を拒んだ。このとき、彼は、組合側がつぎのようなストライキの理由を公衆に知らせないようにしていると非難した。彼によれば、組合側は、Namarco が政府関係機関にいる弁護士は組合加入を禁じている国家公務員任用委員会の規則を適用することを禁ずる禁止命令を最高裁判所に要請したが、最高裁判所はこの要請を却下したので、組合側はこれに不満を抱いたとのことである。また、カルデロン専務理事は、組合側が公社側に対し67%の従業員を雇傭する権利を引渡すことと守衛長の任命を撤回することを要求していると、非難した。

▼ クラーク基地のスト回避——クラーク空軍基地の6000名の文民従業員のストライキは、基地当局が次のような従業員側の要求を受入れることにより回避された。

1. 基地モーター・プール指揮官 Willie Harrell 大尉の即時罷免。
2. 以前に罷免されたモーター・プールの文民従業員 Cirilo David の復職。

なお、この要求は5月27日に当局に提示されたものであり、フィリピン人文民従業員連盟 (Filipino Civilian Employees Ass'n.) は、この日、当局に対し、要求が容れられなければ月曜日 (13日) にストに入るという最後通告を出したのである。

7月10日

▼ 労相、更送——マカパガル大統領は、ベルナルディーノ・アベス (Bernardino Abes) のかわりに、関税局長官 ホセ・B・リンガド (Jose B. Lingad) を労相に任命した。リンガド長官の後任には、国防次官アルベルト・デ・ホヤ (Alberto de Joya) が任命された。

▼ 外相、インドネシアの不法入国者取締を命令——メンデス外相は、ミンダナオ

フィリピン

島におけるインドネシアの不法入国者の問題が大きくなるのを防ぐ政府の措置の第一歩として、セレベス島のメナドにあるフィリピン領事館の強化を命じたこと、および、外務省情報局長に対して不法入国者の数の確定を命じたことを、明らかにした。

▼ マレーシア、フィリピンのボルネオ要求についての会談を承諾——サバ州首相ドナルド・スティーヴンズ (Donald Stephens) は、マレーシアがフィリピンのマレーシア領北ボルネオに対する領有権についてフィリピンと会談を開くことに同意したと発表した。
[UPI (Kuala Lumpur), 7. 10—Bulletin, 7. 11]

▼ タルラクのルイシタ労働者、ストに突入——統一ルイシタ労働組合 (United Luisita Workers Union) の約3000組合員は、サン・ミゲルのルイシタ農場 (Hacienda Luisita) で罷業に入った。ストは、労相代理オノフレ・ゲバラ (Onofre Guevara) を長とする調停委員が調停に失敗したあと、宣言された。ストの要求は、宗教団体に属する者が労働組合に加盟することを禁じた共和国法第875号により組合を脱退した115名の “Iglesia ni Cristo” に属する労働者の解雇であった。労働組合は、団体協約で管理職および秘書職以外のすべての労働者が組合に加盟すべきであるという約束を獲得していたのであり、共和国法第875号の合憲性が問題にされたのである。
[PNS (Tarlac), 7. 10—Bulletin, 7. 11]

7月13日

▼ 南方の警戒を強化——参謀総長サントス (Alfredo M. Santos) 将軍は、海軍に対し南方水域の警戒を厳重にするよう命令を発した。同時にフィリピン軍司令官は、情報部隊に対し、南方へのインドネシア人不法入国者の入国地点と考えられる場所の厳戒を命じた。サントス将軍は、フィリピン・インドネシア両海軍の共同哨戒にもかかわらず、以前に帰国させられた者を含むインドネシア人がミンダナオへ密航したという情報にもとづいて行動をおこした。しかし、同将軍は、命令を発するにあたって、つぎのようにのべた。「われわれは、これら不法入国者がわが国の経済的・政治的安全に与える危険を過大に強調することはできない。」

▼ パン＝アメリカン、ストライキで麻痺——パン＝アメリカ航空の労働者たちは、朝マニラ国際空港の入口にピケをはり、サイゴンおよびシンガポールへのジェット機の塔乗員が勤務につくことを妨げ、飛行機は午後になっても離陸できなかった。ストライキの原因は、給与問題であった。パン＝アメリカ組合の組合長によれば、自由化政策によって1ドル＝3.90ペソに為替レートが変わったのに従業員の給与は1ドル＝2ペソに釘づけされていたのである。

▼ 小売法は外国投資を妨げずと商工相言明——バルマセーダ商工相は、テレビ会見で、小売業国民化法の完全実施の影響について、つぎのようにのべた。

「フィリピン内の投資分野は広大であり、小売業はそのほんの一部にすぎないから、この法律の実施は外国の投資家が躊躇する理由となることはなからう。」

▼ D. B. P., 小口利用者に対し優先貸付——D. B. P. (Development Bank of the Philippines, フィリピン開発銀行) のロレンソ (Jovino Lorenzo) 副総裁は、種々の産業を興すのに必要な小口資金が D. B. P. で利用可能なことを明らかにした。これらの貸付金は、小農民、養禽養豚者、農村地域での農工業にたずさわる人びとに対し、供与されているものであり、1963年1月から1964年5月まで D. B. P. の理事会で認可した小口貸付は1367万0694.32ペソにのぼった。

▼ 南阿のいわし、陸揚げ——種々の商標をもつ5万6871箱の南アフリカからのいわしの最初の荷が、Namarco の出張所員により秘密裡に、サンフェルナンド港に陸揚げされた。
[PNS (San Fernando), 7. 14—Bulletin, 7. 15]

▼ 貿易収支黒字——フィリピン製材業会議所 (Phil. Chamber of Wood Industries) の副会頭でフィリピン工業会議所 (Phil. Chamber of Industries) の理事をしているマニャラク (G. S. Mañalac) は、1963年の輸入総額6億1800万ドルに対し輸出総額は7億2700万ドルであり、1億0900万ドルにのぼる貿易収支の黒字を記録したことは昨年フィリピン経済の顕著な側面であると、のべた。貿易収支が黒字になったのは、1949年以後において、1959年について2度目であり、その輸出額はマカパガル大統領の社会経済計画の目標を1億7500万ドル(32%)上回るものであった。この輸出増に寄与した5つの伝統的輸出品の額とその前年比増加率は以下の通り。

	1963年の輸出額 (単位100万U Sドル)	前年比 増加率
ココナツおよびココナツ製品	245	45%
木材製品 (丸太・材木・ベニア板)	168	32%
砂糖および関連製品	151	14%
鉱物および金属	66	28%
麻 (精製されていないアバカ)	28	92%
計	658	

以上の伝統的輸出品だけで輸出総額の90%を占めている。 [Bulletin, 7. 13]

▼ Radiola 会社、東芝と契約——フィリピンの Radiola 会社と東芝との間に、トランジスター＝ラジオの生産に関する契約が結ばれた。この契約によって、1969年

フィリピン

7月までの5年間東芝は Radiola 会社に技術援助を行なうことになり、これによって Radiola は現在の月産4000台を次の秋までに8000台に上げることができると期待されている。
〔共同—UPI, 7. 13—Bulletin, 7. 15〕

7月14日

▼ コブラ密輸に対する警告——Philcoa (Phil. Coconut Administration, フィリピン・ココナツ公団) のマルケス (Bienvenido Marquez) 新総裁は、コブラ密輸に対し一致してたたかうよう強調した。彼によれば、800万ペソに近い約1万トンのインドネシアのコブラが毎月南方の港から密輸されているとのことである。

〔PNS (Diliman), 7. 15—Bulletin, 7. 16〕

▼ Bisom., 砂糖生産300万ピクルを超過——Biscom. (Binalagan- Isabela Sugar Co.) のピリャヌエバ (Roberto T. Villanueva) 社長は、1963—1964収穫年における当社の生産は前年の268万6206ピクルを13.5%上回る310万7737.50ピクルであると、報告した。これは、会社はじまって以来最大の生産量であり、フィリピンの全精糖工場の最大生産量を上回るものである。

7月15日

▼ 反対派、予算案の署名を大統領に要請——国会内の反対派は、予算案に署名し行政のための公費の不法費消を終熄させるよう、マカパガル大統領に要求した。国民党のベロソ (Fernando Veloso) 議員によれば、新会計年度の開始前に議会が予算案を通過させなければ政府機能が麻痺することを恐れて反対派は「反対の余地ある欠点がいくつかあるにもかかわらずその承認に譲歩して」きたのであった。なお、大統領は、予算案を成立させるためには、7月25日までにこれに署名しなければならないのである。

▼ Namarco のストライキ重大化——1週間を経過した Namarco のストライキは、公社政府機関組合連合 (Confederation of Unions in Gov't. Corp. & Offices) がフィリピン海軍司令部にピケットをはると声明することによって、「第一級のもの (first class row)」に進展した。C. U. G. C. O. のクェドラ (Gerardo Quadra) 書記長は、Namarco がフィリピン海軍の設備と場所をも「逃げ場所 (runaway shop)」として使用しはじめたとの情報を受取ったため、ストライキに参加することを決めたと、のべた。C. U. G. C. O. は、現在ストライキ中の600名の組合員を擁する Namarco 組合の親組織であり、マニラにある16の政府機関の組合を傘下に収めている組織で、各加盟組合に各20名をピケット要員として送るよう命令した。

さらに、クアドラ書記長は、フィリピン運輸総労働者組織 (Phil. Transport & General Workers Organization) および国際運輸労働者連合 (Int'l. Transport Workers Federation) の指導者ロベルト・オカ (Roberto Oca) に対し、Namarco の荷に手を触れぬよう沖仲仕たちに指令するよう要請した。

▼ 工業会議所、金融引締めを非難——フィリピン工業会議所の金融委員会は、デルガード (Antonio Delgado) 会頭が司会した朝食会の席上、現在操業中の諸産業に対する再金融が目下のもっとも緊要な問題であることに意見の一致を見た。そのような融資は、政府あるいはその機関、たとえばフィリピン開発銀行、フィリピン国立銀行、公務員保険制度および社会保障制度によりおこなわれるべきであるとされた。そのほか具体的提案として、つぎのようなことが政府に提出されるべきであるとされた。

1. 窮迫している諸産業の金融面での立て直しは、それら諸産業が政府およびその機関から再融資の援助を受ける資格を得るためのものであった。
2. 再融資は、現在よりも良い条件で長期融資の形でか、あるいは、民間企業関係政府機関による資本参加によって、資格のある諸産業に対して行なわれるべきである。
3. 特定の会社の経営改善は、政府による再融資援助の条件として行なわれうる。
4. 政府部門は、民間部門の見解では、経済におけるインフレ傾向に責任のあるものであるから、それに対する財政支出を縮小するかおくらさずすべきである。
5. 中央銀行の定める再割引の割当額のこれ以上の増額は、商業銀行がその流動性を改善して窮迫している諸企業に追加の便宜を与えることができるようにするために、行なわれるべきである。
6. 政府預金の商業銀行からの引出しは、徐々にしかもより公平になされるべきである。
7. いくつかの資格ある会社がおこなった、それらの金融条件を改善するのを助けようという以前の通貨局決定の下で延べ払いでの機械輸入に対して2ペソ対1ドルの特恵為替レートを利用できるようにさせよという提案は、支持されるべきである。

▼ アバカ生産者、合衆国との交渉経過に満足——フィリピンのアバカ生産者たちは、合衆国が約470万ポンドの剰余アバカを直ちに売りに出すという最初の計画を変更したことに満足の意を表明した。もし、最初の計画通り実行されたならば、世

フィリピン

界市場におけるマニラ麻の価格を25~30%引下げることになったのであるが、フィリピン代表と合衆国政府との交渉の経過により、7~15年の期間に実行することに合衆国側が諒承し、10年というところで妥協の見通しがついたのである。

[Bulletin, 7. 15]

7月16日

▼ 最高裁、中央銀行のドル留保権を承認——最高裁判所は、中央銀行が今年で期限の切れる法律により輸出業者の取得外貨の一部を留保する権利を有しているとの判決を下した。この判決は、Bacolod-Murcia Millng Co. の訴訟に関して下された。同会社は、中央銀行の回状第20号を不法と宣告し銀行が留保してきたドルを2ペソ=1ドルの公定為替レートのかわりに自由市場為替レートで支払うことを銀行に命ずるよう、最高裁に要請したのである。

▼ 内国税収入減少の見込——内国税収入局のタビオス (Benjamin Tabios) 局長は、新しい免税法の通過により現会計年度中に内国税収入が1億6200万ペソ減少するであろうと、のべた。これにより、予算局のシチャンコ (Faustino Sychangco) 長官が内国税収入局のために設定した目標額9億9000万ペソは、8億2800万ペソに引下げられなければならなくなった。内国税収入に影響を与える免税法の主要なもの、つぎの通り。

1. バージニア種タバコから製造される紙巻タバコに対する特別税を50%減ずる共和国法第4155号。
2. 100万ペソ以上の資本金を有する農業開発銀行に免税権を与える共和国法第4106号。以前は資本金100万ペソ以下のものだけに免税権が与えられていた。
3. 織物業に対して、所得税以外の税を免除する共和国法第4086号。
4. 化学製品、肥料およびこの種の製品の製造に用いられる場合には、“naphtha” とよばれる石油副産物に対する税を免除する共和国法第4068号。

▼ 養豚・養禽計画、Nacida の援助を多額に受ける——多くの家内工業 (cottage industries) のうち、養豚業と養禽業は、Nacida (Nat'l. Cottage Industries Development Authority, 全国家内工業開発公社) の援助の大部分を受けてきた。Nacida のリベラ (Jovito R. Rivera) 総裁によると、全国の種々の家内工業に対して供与された小口貸付総額48万0050.50ペソのうち、27万0100ペソと4万4850ペソとが、養豚業と養禽業とにそれぞれ割当てられた。これらにつぐものは刺繍業と製針業で、これらはいままでに1万9170.50ペソを受取った。

[Bclletim, 7. 16.]

▼ パン・フィリピン・ハイウェイ計画——公共事業相ホルヘ・A・アバード (Jor-

ge A. Abad) は、フィリピン自動車協会 (Phil. Automotive Ass'n.) の会員たちに対する講演で、「パンーフィリピン・ハイウェイ」計画の開始を発表した。このハイウェイは、アバリからダバオまでの約 2175km にわたる広いコンクリート道路で、1970年完成の予定である。総工費は 6 年間で 5 億ペソと見積もられているが、これには賠償基金をあてることを提案した。その第一歩としてのサマル・レイテ両島を結ぶ 1600 万ペソの橋の建設についての完全な客観的な検討が、同相により命ぜられた。
[Bulletin. 7. 16.]

7 月 17 日

▼ 南ベトナムへ外科医を派遣——外務省は、南ベトナム人に対し「かれらの共産主義に対する戦いにおいて、かれらがわれわれの同情と支持を期待できる」ことを示すものとして、南ベトナム政府が市民のために設けている 26 の病院のうち 2 つに配属すべき 2 つの外科医団を派遣すると発表した。また、サイゴン政府が台風によるフィリピンの被災地向けに約 2 万ドルにのぼる 500 トンの米を贈与すると発表したことに、感謝の意を表した。

▼ 対豪貿易について豪大使談話——オーストラリアの駐比大使カッツ (Trevet W. Cutts) は、新聞記者団に対し、フィリピンの産物はオーストラリアでもって売られなければならないと、のべた。彼によれば、昨年フィリピンのオーストラリアからの輸入は総計 1000 万ドルであったのに対し、フィリピンからオーストラリアへの輸出は 100 万ドルにすぎなかったのである。なお、オーストラリアは、フィリピンのマンガン鉱、丸太、ココナツ製品、タバコ、家具および葉巻煙草を必要としており、オーストラリアのフィリピンへの輸出品の主なものは食肉をはじめとする食料品である。
[PNS (Bacolod City), 7. 17.—Bulletin, 7. 18.]

7 月 18 日

▼ D. B. P. 総裁、9600 万ドルの借款を得て帰国——D. B. P. (フィリピン開発銀行) のロレンソ (Pablo Lorenzo) 総裁は、ワシントンおよびフランクフルトで 9630 万ドルの借款協定締結に成功して、ヨーロッパから帰国した。この借款は、6 月 24 日合衆国の 8 銀行との間に結ばれた 2400 万ドルのほかに、イリガン総合製鋼工場の創業資金としての合衆国輸出入銀行からの 6230 万ドル、国内航路用船舶建造のための西ドイツの復興金融公社 (Kreditanstalt für Wiederaufbau) からの 4000 万マルク (1000 万ドル) を含むものである。

▼ G. S. I. S., 基礎産業に 90 万ペソ融資——経済調整局のアデボソ長官は、Liberty

フィリピン

Manufacturing Corp. に対する G. S. I. S. (Gov't. Service Insurance System, 公務員保険制度) による90万ペソの融資を承認した。融資を受けるこの会社は、めっきパイプ備品およびしんちゅう製品を生産するものであり、基礎産業生産物の製造にたずさわる実業体の形成を政策としている経済調整局が融資を当然みとめるべき会社である。 [Bulletin, 7. 18.]

7月19日

▼ 下院議員マレーシア支援を約束——バガツィング (Ramon Bagatsing) 下院議員は、マレーシア諸州旅行中、ジェスルトンで、マレーシアがもしインドネシアの攻撃を受けるならばフィリピンはマレーシアに反共部隊を送って支援するであろうと、のべた。

7月20日

▼ Nacida 局長、刺繍法の拒否を大統領に要請——Nacida 家内工業開発会社のリベラ (Jovito Rivera) 総裁は、「刺繍業奨励法」として知られている上院法案第530号を拒否するよう、大統領に要請した。彼は、大統領宛書簡において、拒否の理由として、つぎのことを列挙した。

1. この法案が裁可されれば、この国の刺繍工場は閉鎖を余儀なくされ、刺繍等に従事している約40万のフィリピン人は職を奪われるであろう。
2. この法案が持つ諸制限により Nacida がすではじめた計画案は妨害を受けるであろう。
3. ドルをかせぐ刺繍業は、労働集約的であるが資本集約度が低く、そのため失業および低雇傭の解決策として政府により保護されなければならない。。

7月21日

▼ 南ベトナム援助法成立——マカパガル大統領は、南ベトナムへの技術的経済的援助の権限を大統領に与える法案に署名した。これにより、100万ペソがこの目的に用いられうることとなった。

▼ 下院、米比協定改訂の検討を要請——下院外交委員会は、議長に対しラウレル＝ラングリー協定・軍事基地条約・軍事援助協定についての報告書を提出し、フィリピンと合衆国との間の主要な経済・軍事協定の改訂について検討するための立法＝行政合同審議会の設置を行政府に要請した。この報告書は、つぎの3点を明らかにしたものであった。

1. ラウレル＝ラングリー協定は国家経済の発展に対し妨害的影響を与えてき

ていること。

2. フィリピン＝合衆国軍事援助条約の下で老朽物資のみを受取ってきていること。

3. 陸海軍保留地内に国防目的に用いられていない広大な公有地が存在しており、いまや、この国の土地なき市民たちに再分配するためにフィリピン政府に返還されるべきであること。

▼ 商工相、産業構造の変革を主張——バルマセダ商工相は、戦後経済において全製造業部門の発展はめざましいものであったが、産業構造はまだ完成品加工に集中していると、のべた。彼によれば、全製造業生産の83%は消費財生産であり、生産財は17%を占めているにすぎない。彼は、さらに、このような構造を変革するために、つぎのような任務をもつ産業局の設置を提案した。

1. 諸産業をおこなすために必要な情報および経済データを利用できるようにすることにより広範囲に促進運動を指導すること。

2. 国家経済会議の定める優先順位にしたがって産業についての研究をおこなうこと。

3. 計画検討について技術的助言をし、計画を銀行融資に適するようなものに仕上げること。

4. 必要があれば工場の人員の訓練をおこない、産業の当面する金融的技術的問題を分析すること。

▼ 上院商工委、N. D. C. の契約締結権を疑問視——上院商工委員会は、1974年のラウレル＝ラングリー協定の期限満了後の自然資源開発を含む契約をアメリカの会社と締結する N. D. C. (Nat' l. Development Co., 開発公社) の権利の当否について審議した。N. D. C. は、2つのアメリカ系の果物缶詰会社 (Phil. Packing Corp. および Dole Philippines) と契約を締結した。そのうち、とくに Dole との契約について審議が集中されたが、N. D. C. は Dole に対し約7000ヘクタールの土地をパイナップル生産のために貸していたのである。この契約は、政府諸機関の承認を経はしたが1974年でもって合衆国市民のフィリピンにおける平等待遇 (parity rights) が消滅すること、会社法で1024ヘクタール以上の民有地の N. D. C. による買収が疑問視されることにより、不法であると、委員たちにより主張された。

▼ 砂糖生産、最高を記録——合衆国農務省の計算によれば、1963～64収穫年フィリピンの砂糖生産量は197万1000トンで、前年より25万トン増である。しかし、農務省は、同時に、この数字が過大評価であるかもしれないと、のべた。

7月22日

▼ 蔵相、日本からの線材輸入について調査を命令——エチャノバ蔵相は、当地の弱小製鋼業を保護するために、ホンコン経由日本からの1000トンの線材の輸入について調査することを関税局に命じた。これは、Marcelo Steel Corp.の訴えによりおこなわれたものであるが、その訴えによると、Victor Electric Manufactures および L. E. C. Commercial が日本から1000トンの綿材を輸入し、さらに別の2会社が4万トンの線材を輸入したとのことである。事実、6月中に税関は、2会社を宛先とする約100万ペソの1200トンの線材を押収したが、それは脱税の目的で虚偽の申告がなされ過小に評価されていた。ひとつの荷は、マニラで保険料運賃込み価格1トンあたり23ドルとされていたが、出荷国では1トンあたり98ドルと申告されていたのであり、また、従価40%の関税を脱するために15%関税の対象となるボルト用特殊鋼と虚偽の申告がなされていた。 [7月3日の項参照]

▼ フィリピン—ハイウェイ計画の一部、着工——北部ルソンのアパリからミンダナオまでの2079キロのハイウェイ計画の一部であるカマリネス・ノルテとケソン州とを結ぶ70キロのハイウェイの着工式が、マカパガル大統領出席の下で、ダエトでおこなわれた。このさい、大統領は、この計画の青写真は1953年に完成し法律により承認されたにもかかわらず10年間にわたって過去の政府によりひきのばされてきたが、このフィリピン—ハイウェイの計画は国の力のあるかぎり遂行されるであろうと、強調した。

7月23日

▼ 公共事業相、「抑圧的な」借款条件の廃止を要求——アバード公共事業相は、合衆国公共道路局の局長たちとの会談の席上、1962年12月11日にバレンシア (Brigido Valencia) 前公共事業相が合衆国開発借款基金および公共道路局の関係者との間に締結した開発借款基金(現在の Agency for Int'l. Development) からの借款協定の中に、フィリピンの重要な開発計画の実施を妨げるような条件があると、のべた。これらの条件とは、つぎの通り。

1. 将来の支出はすべて、合衆国以外の国から得られる設備の予備部品を除いて、合衆国からの調達によるべきである。
2. 合衆国公共道路局との調達取り決めの修正。
3. 必要物品の承認のさいに利用される技術者の数を増す、拡張された技術援

助契約。

4. 以前に承認されたようなフィリピン船による輸送費の支払いは、ひきつづき U. S. ドルでおこなわれるべきである。

なお、公共事業相の言及した借款は、1875万ドル（7531万9278ペソ）にのぼるものである。

▼ Nawasa, 世銀から2000万ドル借款を得る——フィリピン政府と世界銀行とは、マニラとその郊外の給水系統の拡張改善のための2000万ドル世界銀行借款に調印した。この借款は、Nawasa (Nat' 1. Waterworks & Sewerage Authority of the Phil., フィリピン水道下水公社) に対してなされた。1日約75万トンの給水量増をもたらす計画に関する Nawasa の必要資金約2億5100万ペソ（6440万ドル）の一部を満たすものであり、あとの4420万ドルについては、Nawasa が公債発行、政府からの借款によりまかなうことになる。なお、この借款の条件は、25年間年利5.5パーセントで、年賦償還の開始期は1969年7月である。

[UPI (Wash.), 7. 23.—Bulletin, 7. 24.]

7月24日

▼ 大統領、予算案に署名——マカパガル大統領は、21億ペソの一般予算案に署名した。このさい、大統領は、世論にこたえて、下院が自らのために計上した追加支出1050万ペソについては、拒否権を発動した(注)。

(注) この拒否について、アントニーノ (Gaudencio Antonino) 上院議員は、7月27日「笑劇」であるとし、「英雄として立現われ」ようとした大統領を攻撃した。彼によれば、この項目は両院の承認を経た両院協議会報告には含まれていなかったにもかかわらず、大統領に回付された印刷局のコピーには挿入されていたものであった。

[Bulletin, 7. 28.]

▼ 政府、アメリカ人は小売業法の適用外と言明——6月20日アメリカの会社の起した訴訟に対する返答で、アラフリス (Arturo I M. Alafritz) 法務次官は、小売業国民化法はアメリカ人およびアメリカの商社に適用されないものであると、言明した。彼によれば、この法の解釈は相互貿易協定 (Mutual Trade Agreement) およびラウレル＝ラングリー協定の条文に照らして行なわれるべきものであり、米比両国に関係する問題を米比両国政府の協議に付すべきであるとの後者第10条にしたがえば、この法に関するすべての問題は大統領の決裁にゆだねられるべき種のものである。しかし、この返答は、つぎの問題に答えるものではなかった。

1. 最終利用者への大口販売は、小売業の範疇に含まれるものか否か。
2. 事務機械のような資本財の最終利用者への販売は小売とみなされるか否

フィリピン

か。

▼パン＝アメリカ航空のスト終結——11日間にわたったパン＝アメリカ航空のストライキは、大統領の労働関係裁判所への認定 (certification) にかかわらず労働関係裁判所のマルティネス (Arsenio Martinez) 首席判事が復務命令を出さなかったおかげで、団体交渉の場で妥結した。交渉が大統領の認定に反しておこなわれたことは、はじめてのことであった。妥結点はつぎの通り。

1. 組合は、1963年3月1日にさかのぼる15%の給与増額を得ること。
2. 罷業者は、今年9月1日に効力を発する追加の10%増額を得ること。
3. 協定は、1963年3月1日から40ヵ月間有効のこと。
4. 経営者側は、ロックアウトを宣言せず、組合側は、ストライキに突入しないこと。
5. 経営者側は、ストライキを違法と宣言することを要請した訴訟を撤回すること。
6. 組合側は、25日朝ピケットを撤回すること。
7. この協約が効力を有する間いつでも、為替レート (現行は3.90ペソ＝1ドル) が変わった場合および航空会社側がその運賃を増額した場合には、組合側が交渉を再開できることを前提として、月給は、この協約のつづくあいだ据置かれること。
8. 双方は、マルティネス判事に対し、彼の決定を最終的であることを認めて将来の係争において調停者として行動することを要請することに、意見の一致を見た。

▼商工相、刺繍法案について警告——バルマセーダ商工相は、刺繍法案の大統領承認にともなう重大な諸影響についてのべた、ニューヨークのフィリピン協会の一人からの情報をマカパガル大統領に手交した。その情報によると、この法案の承認は「合衆国におけるフィリピンの刺繍衣服製品の競争性を完全に破壊するであろう」とのことであった。

7月26日

▼セメントの輸入を要請——1月にわたる全国視察旅行を終えたアクラン商工会議所のデレガド (Wilihado Delegado) 会長は、政府に対し、「経済的停滞」を回避するためセメントを輸入するよう要請した。彼は、この国のセメント製造業者たちが「顧客にのみ売っている」ためひきおこされているセメント不足は、「わが国の経済資源の流通を止めてきている」とのべた。

7月27日

▼ 手工業の協同化促進——Nacida (家内工業開発公社) のリベラ総裁は、協同組合関係職員に対し、Nacida の指導下にある家内工業労働者たちのあいだに産業協同組合をもっと多く組織するための基礎固めをするよう命じた。これは、すでに Nacida から融資を得て各 3000 ペソの最小払込資本をもって設立された 6 つの協同組合が成功しているため、なされた措置であった。なお、彼は、このように Nacida の資金で設立された協同組合は「政府が最大限に奨励する経済的動員にかみ合わされるべきである」とのべた。

▼ 砂糖王ロボの破産、フィリピンに影響なし——砂糖業界は、フィリピンの砂糖割当量の少なくとも 45% を取扱っている一大合衆国購買者によるニューヨークでの破産訴訟が合衆国への荷の引渡しをさまたげることも、この他の金融界に悪影響を与えることもないとの確証を得た。この問題についてバルマセーダ商工相は検討を命じたが、つぎのようなことにより、実業界の一部にもたれていた不安は解消された。

1. フリオ・ロボ (Julio Lobo) の支配する砂糖企業の一代表者は、バルマセーダ商工相との会見のさい、ロボがその負債の全額を支払うであろうとの確証を与えた。

2. 輸業者たちは、砂糖割当局のマナランサン (Conrado Manalansan) 局長との会見で、ロボ企業の起した破産申告が彼らに影響を及ぼさないことを明らかにした。

3. ニューヨーク地方裁判所でライヤン (Edward J. Ryan) 判事は、フィリピンと取引しているロボ企業の子会社 Olavarria & Co., Inc. の、その負債の支払を延期するとともに合衆国破産法の第 343 節により債権者からの干渉なしに仕事を継続するという請求に対して認可を与えた。

▼ ミンダナオに農業銀行増設の要求——フィリピン農業銀行協会 (Rural Bankers Ass'n. of the Philippines) のデシデリオ (Jose Desiderio) 会長は、ミンダナオの経済開発を速めるために農業銀行の増設が緊急必要であることを力説した。彼によると、ミンダナオの住民は全国人口の 3 分の 1 以上を占めているのに、農業銀行は全国総数 267 のわずか 10% である 26 しかないのである。これと同時に、彼は、農業銀行協会の業績として、つぎの 3 つをあげた。

1. 原則として一特定地に設立される農業銀行の数を 1 行に限る法律の通過。
2. 優先株をのぞいて資本金が 100 万ペソを超えない銀行の免税を規定する共

フィリピン

和国法第720号修正。

3. 銀行預金保険公社 (Phil. Deposit Insurance Corp.) の設立。

▼ 輸出業者、自由化計画について訴訟——輸出業者 (Chamber of Agriculture & Natural Resources, Phil. Fed. of Export Producers, Acoje Mining Co., Dingalan Forest Products Corp., Pacific Agricultural Supplies) は、自由化計画の延長を疑問視して、最高裁に訴訟をおこした。ドル差額法 (Dollar Margin Law) によれば輸出収益のドル20%を中央銀行が留保できるのは1964年4月25日までであったが、中央銀行は4月23日に回状第171号を出して留保の権限を今年末まで延長したのであった。この訴訟により、輸出業者たちが最高裁判所に要求したのは、つぎの項目であった。

1. 中央銀行回状第171号を、ドル差額法違反として、無効であると宣言すること。

2. 中央銀行に対し、回状第171号を適用して獲得した約1億3500万ペソを輸出業者に返却するよう命ずること。 [Bulletin, 7. 27.]

7月28日

▼ ココナツ産業に資金必要——Philcoa (ココナツ公団) のマルケス (Bienvenido Marquez) 総裁は、ココナツ産業がコブラおよびココナツ油の販売以上に進むためには約1億ペソの投資が必要であるが、この投資がないためにゆきづまっていると、フィリピン・ニューズ・サービスに語った。現在フィリピンにはココナツ一貫工場は二つだけしかなく、しかも両方とも外国の大ココナツ生産業者の子会社なのである。彼は、このさい、フィリピンが外国の工場へのコブラおよびココナツ油の供給者のみでなくココナツからの消費財の生産者になるために、公団は実験工場を設立するであろうと、のべた。 [Bulletin, 7. 28.]

7月29日

▼ 第3特別国会召集——マカパガル大統領は、国会議員に「人気取り (pork barrel)」資金として1億3000万ペソを与える2法案を含む4法案を審議するため、月曜日 (8月3日) から5日間の第3特別国会を召集した。大統領が指定した4法案はつぎの通り。

1. 空港および海運施設の維持・修復・操業のために、300万ペソを割当てる法案。

2. 公立学校校舎の修復・建設および再建のために、5000万ペソを割当てる法

案。

3. 給水路および村道 (barrio roads) の維持・修復・改良・建設のために3000万ペソを割当てる法案。

4. 水道施設・堀抜き井戸・井戸および地方灌漑計画を含む、他の重要公共事業のために資金を支出する法案（1あるいは複数の）。

「人気取り」資金は、3、4であり、4に関して額が明示されていなかったが、情報通によれば1億ペソということで同意が成立しているとのことである。

▼ **大統領、金融事情の悪化を認む**——マカパガル大統領は、全国の36の商工会議所の代表300名を前にしての演説で、政府が、中央銀行の国庫を含む国内財源から多額の資金を借り出すことにより逼迫した金融状態を悪化させ、これにより商業・工業・銀行部門から大いに必要とされている信用をうばって枯渇させたことに、大きく寄与したことを、認めた。このような状態を改善するため、大統領は、金融関係諸機関に対し、銀行・工業・商業諸部門と密接に協議しつつ、枯渇した諸部門に対する信用および融資援助をすることを目的として諸措置を審議するよう命ずるであろうと、のべた。また、経済的困難を打開する緊急計画を作成するために金融関係諸機関と協議する、銀行・工業グループからの代表から成る委員会を任命するであろうと、のべた。このような委員会については、大統領は、すでに、国家経済会議のヘナレス (Hilarion Henares) 議長に対して指令していた。

▼ **乳業への融資計画発表**——フィリピン開発銀行のロレンソ 総裁は、水牛 (caraballa) 乳製造業者および加工業者に融資することを理事会が決定したと、発表した。国家経済会議の計算によると、1962年の純乳生産の86.05%は caraballa により供給され、乳牛は12.54%、山羊は1.41%を供給した。しかも、乳の生産は需要に応ずることができず、この種の輸入は1962年のみで8750万ペソに上ったのである（国産はわずか10%を占めた）。このため必要と結論された融資は、飼料用草および豆生産のためが、牧草地用にか、いずれかのためにのみ用いられる農業用地を少なくとも0.5ヘクタール所有する農民および caraballa 所有者、誠意ある (bona-fide) caraballa 乳加工業者および家内のチーズ生産業に従事する者、および公認農学校の卒業生に対して、最高額3000ペソまで、5年賦年利6%で、おこなわれるのである、

▼ **最高裁、P. A. L. の過労働時間40時間を承認**——最高裁判所は、P. A. L. (フィリピン航空) 従業員が、学校・裁判所・病院・療養所を除く政府および政府所有企業の従業員に対して週40時間労働を規定した共和国法第1880号の規定を受けるべきであるという第一審判決を支持した。この訴訟は、1957年6月22日共和国法第

フィリピン

1880号が承認されたとき、1955年1月4日に労働者と週48時間労働を規定した協約を結んだ会社側により提起されたものであった。最高裁は、P. A. L. の株の54%が開発公社 (Nat' 1. Development Corp.) の所有するところであり、その重役11人のうち6人を公社が選出でき、しかも、その N. D. C. の投票権が経済調整局長官により行使されるものである以上、P. A. L. が政府所有企業であると、判断したのである。 [Bulletin. 7. 29.]

7月31日

▼ マニラ市法の署名を撤回——マカパガル大統領は、アストルガ (Herminio Astorga) 副市長が問題の多い共和国法第4065法を実施しはじめたにもかかわらず、この法に対しておこなった署名を撤回した。

▼ 対日関係正常化を準備——メンデス (Manro Mendez) 外相は、記者会見で対日関係正常化の準備として、日本との貿易・投資・移民その他の側面の関係に関する「暫定 (modus vivendi)」協定締結の可能性を検討する政府委員会が活動を開始したと、のべた。

▼ 民間部門への信用供与についての公聴会開かる——国家経済会議のヘナレス議長は、信用引締状態をゆるめ経済的停滞をおしとどめる方策を討論するために、公聴会を月曜日 (8月3日) に開くことにし、民間団体に招請状を送ったと、のべた。このような、政府経済関係者と民間部門代表者との談合はつぎのようなことの結果、おこなわれることとなったのである。

1. マカパガル大統領が、引締められた信用状態に対する可能な解決策を探し出すために、種々の産業部門の代表者から成る緊急計画作成委員会を組織するよう国家経済会議議長に要請した。

2. エチャノバ蔵相が、フィリピン商工会議所連合会の正餐会の席上、政府は金融資金のより一層公平な分配をするためその信用優先制度を再検討しようとしていると、発表した。

3. 民間部門の代弁者たちが、現在の制限をゆるめる具体的な提案をし、政府諸機関と協力して破産に瀕している企業を援助するよう努力する用意があることを明らかにした。

フィリピン

— 二つの摸索 —

延長に延長を重ねてきた国会は、重要な法案を何ひとつ通過させることなく、8月15日ようやく幕を閉じた。これにかわって、金融政策（金融引締り状態）と対米関係とに関する公聴会がふたつ開かれて、論議をかもし出した。

〔金融の引締り緩和か〕 昨月末のマカパガル大統領の演説を契機にして開かれた「信用・金融政策」について8月2日開かれた公聴会は、バルマセーダ商工相の指摘した貿易収支の悪化（1日参照）、ヘナレス国家経済会議議長の懸念したプランテーション経済への復帰の可能性（3日参照）に示されていたような、経済発展の根本問題に絡み合うものを主題にして開催された。出席した実業界代表は異口同音に金融緩和を要求した。2年も前から農業・自然資源会議所のモンテリバーノ会頭の口を通して「極度の金融引締り状態」に抗議しつづけてきた農業部門はもちろん、工業部門もこれに和した。後者は、工業会議所の「行動綱領」実施決議（5日）にみられるように、積極的行動を起しはじめた。政府首脳も、緩和に賛成しているように見受けられた。大統領自身は金融緩和の意向をもっていたからこそ7月29日の演説をおこなったのであるし、エチャノバ蔵相は今月はじめ数回にわたって *Manila Bulletin* に金融緩和の方法について寄稿したし、ヘナレス議長も2委員会を設置して金融緩和の準備を着々とすすめた。ただ、中央銀行だけが一貫してこの緩和に反対の態度をとってきており、今後この措置がとられないと結論を下すことはできないが、いまのところ、中央銀行の断乎たる態度の前に（20日参照）「現状維持」の状態にある。

この点で、中央銀行のカスティージョ総裁を「絶対的に正しい」とする経済評論家 Hector R. R. Villanueva の所説（*M. B.*, 8. 12）は興味をひく。彼は、金融緩和は現状において当然物価の高騰をまねくがゆえに反対すべきであるとし、さらに、緩和の危険性を大きくしているものとして、つぎの3点をあげている。(1)1965年選挙が近づいており、大統領はじめ政治家は人気とりのため金融緩和に向いやすいこと。(2)金融緩和によって資金争奪がはじまり、もっとも力ある部門（軽工業・耐久消費財生産部門）が資金を得るであろうこと。(3)商業銀行は乳牛（milking cow）でなく、放出する資金が豊かでないこと。

たしかに、金融緩和は現在の経済発展の行詰りを打開する万能薬でないが、この問

フィリピン

題をクローズ・アップさせたような経済情勢には何らかの手が打たれる必要があろう。

〔「植民地」からの脱皮〕 いまひとつ、対米関係の中心をなすラウル＝ラングリー協定に関する公聴会は、8月13日に開かれた。公聴会の席上、工業化の代弁者アラネタと農業部門とくに砂糖業の代表者モンテリバーノとが真正面から衝突した。前者が、「平等待遇 (parity)」分野（自然資源の「処分、採取、開発および利用」と公益事業の操業における両国人の平等権益）を規定した協定第6条、企業活動に関する無差別を規定した第7条を、この国の工業化に反するものとみなして期限通りの協定廃棄を主張したのに対して、後者は、関税率の漸次上げを規定した第1条(注)を重視して一次産品輸出のため合衆国市場を確保するような協定の即時改訂を強く主張したのである。こうして、「民族主義的経済発展の問題についての意見一致の欠如」(Emmanuel Q. Yap) が明かになり、意見調整という重要な仕事が今後に持ち越されることとなった。

しかし、対米関係の具体的な論点については、わずかではあるが進展がみられた。エチャノバ蔵相が、訪米・合衆国当局者との協議の中(18～27日)で、(1)航空協定については合衆国側でフィリピン航空の週5回合衆国本土乗入れに関して十分な考慮を払うとの言質を得、(2)租税条約については一応合理的な点に到達し、(3)合衆国のアバカ在庫処分については価格暴落をひきおこさないようにするとの約束をとりつけた。この交渉過程からは、ケース・バイ・ケースの解決という感はあるものの、現政権が本格的に工業化を推進する姿勢を示したものとも、決定的に農業部門の側についたものとも言うことはできない。トンキン湾事件に関して召集された安全保障会議の決定も、南ベトナム支持をはっきり打出していながら、現情勢はまだ「重大でない」として軍事援助の必要をみとめない程度のものであり、現政権がいろいろな意味で選択に迷っていることを示している。

(注) ラウル＝ラングリー協定の第1条によると、関税率の漸次引下げは、つぎのようになっている(％は最低関税率に対する比率)。

年次	合衆国の対比関税率	比国の対合衆国関税率
1956～58	5%	25%
1959～61	10	50
1962～64	20	75
1965～67	40	90
1968～70	60	90
1971～73	80	90
1974(1月1日～7月3日)	100	100
1974年7月4日以降は通常関税率に移行。		

フィリピン日誌

1964年8月1日

▼ P. L. D. T., 2500万ドルの外国借款を受ける——P. L. D. T. (Phil. Long Distance Telephone Co., フィリピン長距離電話会社) は、その拡張・サービス改善計画のために総計2500万ドルの外国借款を受けることを承認したと、発表した。そのうち1350万ドルはカナダ輸出信用保険会社 (Export Credit Insurance Corp. of Canada) から、残りは合衆国輸出入銀行から得られるものである。前者は現在進行中の拡張・サービス改善計画 (第1次は4万増設、第2次は3年にわたり、年2万5000ずつ増設) にあてられ、後者は、グアム=フィリピン間の海底電線敷設への P. L. D. T. の参加およびグアム=合衆国間の回線使用权獲得にあてられる。

▼ 貿易収支悪化——バルマセーダ (Cornelio Balmaceda) 商工相は、今年最初の4ヵ月間に貿易収支が悪化したことを、好ましくない徴候のひとつとして指摘した。貿易総額は、昨年同期に比べて1億0880万ペソ増であったが、輸入が2億6090万ペソにのぼったのに比して輸出総額は2億3660万ペソであったことを示した。彼によれば、世界市場および合衆国市場における砂糖価格の急激な下落がこの悪化に大きく寄与したのであり、「現在までに知られている経済指標がいくつかの困難を予告している」にもかかわらず「不利な諸条件を相殺すると思われる有利な諸要因があり、今年の末になるにつれて純収支は政府の社会経済計画の前進的達成にとって好ましいものとなるであろう」との楽観論を披瀝した。 [M. B., 8. I]

8月2日

▼ 第3特別国会開会 [7月29日の項参照]。

▼ N. E. C. (国家経済会議)、信用問題についての公聴会を開催 (~3日) [7月31日の項参照]——この席上、実業界の代表は、破綻に頻しているいくつかの企業を立ち直らせるためにできるだけ早い時期に再融資計画が採用されないならば、主要産業の崩壊を招くおそれのある全般的な不況について警告を発し、とくにつぎのことを提案した。

1. 政府金融機関が民間産業に再融資する方法として、それら産業の短期債務を引受けること。
2. フィリピン開発銀行、公務員保険制度、社会保障制度のような政府諸機関

フィリピン

が、資本の枯渇している諸企業の金融事情を良くするための努力のひとつとして、それら機関の持つ投資可能な基金の一部をふりむける方法を研究すること。

▼ 精糖労働者、賃上げ要請——ネグロスの精糖工場の9つの労働組合は、マカパガル大統領と国会とに対して最低賃金1日4ペソを6ペソに引上げる提案を考慮するよう要請することを決定した。 [PNS (Bacolod City), 8. 3.—M. B., 8. 4]

▼ 刺繍原料輸入に新制限——エチャノバ (Rufino G. Hechanova) 蔵相は、刺繍原料の織物市場への流出をおさえるために、刺繍原料輸入に対し10項目の制限を課した。制限項目は、次の通り。

1. 申請日に直接先立つ3ヵ月間に輸出をしていない会社には輸入許可を与えないこと。
2. 輸出成績の良くない会社には物品の譲渡を許さないこと。
3. すべての輸出品積出について出荷リストを提出すること。
4. 刺繍製品倉庫の税関管理者に対して、毎日の検査のために刺繍局にその登録簿を提出するよう要求すること。
5. 服地が加工にまわされる前に刺繍局の代表立合の下でカットされるよう要求すること。
6. 輸出处荷の引抜き点検。
7. ホンコン向け輸出については、輸出許可前に刺繍局員により検査されること。
8. 刺繍業者に対し、その輸出品を最新にするよう常に注意を促すこと。
9. 輸入品の最終清算がおこなわれる前に荷揚げ許可証を提出すること。
10. 書式第7号(登録証)を、輸出品積出の正確さについての倉庫管理者と税関検査官との直接責任をはっきりと定めるよう改正すること。

なお、蔵相は、このさい、刺繍局のアフリカ (Augusto Africa) 局長の報告をも発表したが、それによると、刺繍・衣服の輸出は、1961年に1500万ペソ、1962年に1900万ペソ、1963年に2000万ペソであり、今年1月から6月までの刺繍完成品の輸出総額は1052万0268.84ペソに上った。

8月3日

▼ 政府、中央銀行に対する1億1760万ペソの負債を清算——政府は、8月2日の大統領命令にもとずいて、中央銀行に対する負債1億1760万ペソを完全に支払った。その後でエチャノバ蔵相は、政府が新しく2億ペソの貸出を考慮しているとの報道を否定して、政府は新しい貸出手段に訴える意図をまったく持っていないと確言し

た。なお、この支払いは、1964年9月30の支払期限前におこなわれたものである。

▼ N. E. C. 議長、プランテーション経済への復帰を懸念——国家経済会議のヘナレス (Hilarion M. Henares, Jr.) 議長は、フィリピンがプランテーション経済という戦前の封建的型態に戻るとの懸念を表明し、「経済的後退という恐るべき前途を示す」つぎの5つの危険な徴候をあげた。

1. 工業部門は、不適当な資本構造、原料費の上昇および外国との競争により、払拭される危険に見舞われている。
2. 銀行部門は、工業がその操業資本についてたよるべき部門であるのに、資金難に苦しんでいる。
3. 政府は、予定税収入を集めることができないため「金融指導権」を失なおうとしている。
4. フィリピンは、輸出を多角化し半製品あるいは完成品にきりかえることができないでいる。
5. 輸出による収益は、経済発展のためよりもむしろ消費のために用いられてきた。

(M. B., 8. 3)

▼ Philex の労働者、賃上げ獲得——Philex Mining Corp. の労働者は、新労働協約の締結にともなって、9月以降、1人あたり1日1.50ペソ増の賃金を受取ることとなった。なお、新協約では、月20ペソの生計補助金の支給、15日間の有給休暇など、労働者にとって有利となる項目改訂がおこなわれた。

[PNS (Baguio), 8. 3—M. B., 8. 4]

8月4日

▼ 独立記念日を6月12日に変更——マカバガル大統領は、アギナルド将軍が1898年にカウァテ (カビテ州) でフィリピン第一共和国を宣言した6月12日を独立記念日とする共和国法第4166号に署名した。この法により、いままでの独立記念日 (7月4日) は共和国記念日と変えられた。

8月5日

▼ 大統領、議会に対し最低賃金法改正審議を要請——マカバガル大統領は、最低賃金を引上げるために、最低賃金法 (Minimum Wage Law) を改訂する法律を制定する必要があると、議会に対し、その審議を要請した。大統領によれば、現在、最低農業関係賃金を2.50ペソから4ペソに、工業関係賃金を4ペソから6ペソに引上げる法案が議会で審議中であるほか、特別の法案はひとつもない。

▼工業会議所、政府に対し産業復興政策の樹立を要請——フィリピン工業会議所(Phil. Chamber of Industries)は、産業経済構造の建直しを目的とする諸方策を政府当局にとらせるよう、会議所の「行動綱領(program of action)」を開始する決議を採択した。「行動綱領」は、金融引締状態から工業部門を救出すること、投資奨励法の制定、この国の諸産業を不正な外国との競争から保護することの3点に焦点を置いたものである。

第1点については、綱領はつぎのことを要求している。

1. フィリピンの諸産業に対する自由化計画の及ぼした不利な影響を除去する諸方策を採択するために中央銀行への建議を継続すること。
2. 商業銀行が選定された諸産業に追加信用をおこなうことができるようになるため、商業銀行の再割引割当額を増大させるよう活動すること。
3. 政府金融機関に対し、再融資の方法として民間諸産業の短期負債を引受けるよう説得活動を行なうこと。
4. 当局に対し、外国政府および国際金融機関から得られる資金を、難渋している諸産業への再融資と新しい計画および産業企画の設定にふり向けるよう説得すること。
5. 資本対貸出率を低くし、また商業銀行が証券に投資することができるようにするため、一般銀行法の改訂法制定のために活動すること。
6. 長期貸付をする投資銀行の設立を助成すること。

第2点(投資奨励法の制定)について。

1. つぎの諸点を含む投資奨励法制定のために活動すること。(a)第一にフィリピン人投資家が諸産業に投資するよう奨励するもの。(b)直接投資よりも借入を優先させることをのべた、外国資本についての明確な公共政策を樹立するもの。なお、直接投資の場合には、全面所有の子会社形態よりも合弁形態をのぞむことを明示する。(c)とくに先駆的企業を助成するもの。(d)投資優先分野を設定し、これらの優先分野に関係する個人投資家と企業とだけに優遇措置の適用を限るもの。(e)これら優先投資分野のフィリピン人投資家とフィリピン人支配の企業とに必要な金融援助をするよう政府金融機関に強制するもの。
2. この国の租税構造を産業拡張の阻止要因としてよりも、むしろ奨励要因にするという目的で内国税法を適当に改訂するよう働きかけること。
3. 政府金融機関に、その金融貸付計画についてよく理解させるように努めること。
4. 銀行はじめ諸金融機関が、その貸付業務において見返りに目を向けるので

なく、プロジェクトに目を向けるようにするよう努めること。

5. 鉱業法、石油法、会社法はじめ、フィリピンを投資家にとって魅力的なものにするため全般的な投資環境に影響を与える同様な性質の現行基本諸立法を現代的にするよう努めること。

第3点（自国産業保護）について。

1. 新関税法の忠実かつ厳格な実施のために努めること。
2. この国の反ダンピング法の一そう精力的な実施のために努めること。
3. 政府が関税行政の点で実質的な改善をおこなうのを助け、それによって、すべての面での密輸を実質的に減らすこと。

▼金融引締問題についての2委員会設置——国家経済会議のヘナレス議長は、金融引締問題に取り組むために二つの委員会が設置されたと、発表した。二つの委員会とは、短期的解決策および長期的解決策を見出すために政府金融当局と合議するものとして設置された。両委員会の委員長はヘナレス議長が兼ねることになり、それぞれの委員会のメンバーは以下の通り。

1. 短期的解決策作成委員会

Leonidas Virata (Phil. Chamber of Industries)

Jose B. Fernandez (Far East Bank & Trust Co. 社長)

Manuel Marquez (Bankers Ass'n. of the Philippines 会長)

Demetrio Muñoz (Chamber of Commerce of the Philippines 会頭)

2. 長期的解決策作成委員会

Alfredo Montelibano (Chamber of Agriculture & Natural Resources of the Philippines 会頭)

Antonio Delgado (Phil. Chamber of Industries 会頭)

Vicente Recto (Chamber of Commerce of the Philippines 理事)

Miguel Cuaderno (前 Central Bank 総裁)

John Pipe (Manila Chamber of Commerce 会頭)

Stanley Fisher (Am. Chamber of Commerce 総務部長)

Yang Se Peng (Chinese Chamber of Commerce 総務部長)

▼ Namarco のストに対し中止命令——産業関係裁判所のタビーニエ (Emiliano Tabigne) 陪席判事は、Namarco 業者組合連合 (United Namarco Handlers' Union) と Namarco 従業員労働者組合 (Namarco Employes & Workers' Ass'n.) に対し、ピケットによって Namarco の建物への出入を妨げること、および管理職員および公衆の出入を止めないよう、命令した。 [M. B., 8. 5]

8月6日

▼ 経済調整局長官、マニラ鉄道改善を指示——経済調整局のアデボソ (Eleuterio Adevoso) 長官は、マニラ鉄道 (Manila Railroad Co.) のアシス (Dominador Asis) 総支配人に対し、「6ヵ月以内に」マニラ鉄道の近代化計画を完成させるよう指示した。なお、同長官は「欠点 (ills)」について完全な検討をおこなうため、7日に到着予定の日本技術顧問団に必要な資料すべてを提供することを、指示した。

▼ 民間航空局、PAA と NWA の週3便一時許可の永久延長願を拒否——民間航空局 (Civil Aeronautics Board) は、PAA (Pan-American World Airways) と NWA (Northwest Airlines) の合衆国からマニラへの週3便の一時許可 (7月2日に期限が切れたもの) を永久に延長してほしいとの懇請を拒否し、新たに、1964年8月15日から向う1年間週3便を一時的に許可することに決定した。このことに関して発した声明の中で、民間航空局は、この一時許可は、1年以内に合衆国の民間航空局がフィリピン航空 (Phil. Air Lines) の東京・ホノルル経由合衆国西海岸への週5便要請を好意的に考慮しなければ、これ以上の延長はみとめられないであろうと予告した。

▼ 蔵相、政府財源・民間銀行財源のかみ合わされるべき3目標を指摘——エチャノバ蔵相は、財源の流れをマカパガル大統領の総合社会経済計画に示された投資目標に向ける努力がなされるべきであるとし、政府財源は貸付投資審議会 (Loans & Investments Council) を通じて、民間銀行財源は中央銀行当局になし得るような誘導および投資の手段を通じて、つぎの諸目標にかみ合わされべきである、とのべた。

1. マカパガル大統領の総合社会経済計画において最高の優先権が与えられている投資・経済活動の形態を刺激すること。
2. 関税政策の諸目標が国内産業の保護であれ、政府財源の改善であれ、それら諸目標と密接に関連させて調整すること。
3. できるだけ短期間に、政府預金の秩序ある引出しの後、民間の預金およびその他の負債の構造により課せられた正常の準備金率に銀行制度を復帰させること。 [M. B., 8. 6]

8月7日

▼ 大統領、選挙委員会経費法案に署名——マカパガル大統領は、選挙委員会に、新旧両選挙人の原簿を作成しつぎの大統領選挙を準備するための4450万ペソを与える法案に署名した。同時に署名した法案は、つぎの二つである。

1. 国立公園の美化のために300万ペソを支出するルネタ開発法案。

2. フォード財団に対し免税の特権を与えるフォード財団法案。

▼ ロハス上院議員、アフリカ諸国への技術使節団派遣を提案——ロハス (Gerardo Roxas) 上院議員は、最近のマラガシ共和国の大統領訪比 (6～8日) がアフリカ大陸の開発諸国との双務的な文化経済関係の発展のための潜在的な分野をきりひろく刺激となるべきであるとのべ、ついで、技術・教育の専門家から成る使節団をアフリカに派遣することを提案した。

▼ P. A. L., 合衆国への第3便を取消——フィリピン航空 (Phil. Air Lines) のトダ (Benigno P. Toda, Jr.) 理事長は、8月17日から P. A. L. のサン・フランシスコへの第3便を取消すことを発表した。同理事長は、その理由として、パン・アメリカ航空およびノースウェスト航空に対するフィリピン民間航空局の週3便一時許可が P. A. L. に約400万ペソの損失を与えるであろうことを挙げた。P. A. L. は、7月2日のフィリピン航空局による合衆国の両会社に対する週3便の延長拒否の後、7月13日に週3便飛行の操業を開始したのであった。

▼ 商務局、小売業法実施結果を報告——商務局のキリノ (Eliseo Quirino) 局長は、バルマセーダ商工相に対し、6月20日に完全実施をみた小売業国民化法の結果153の外人所有小売企業が閉鎖され、165の企業が小売から卸売に移行したと、報告した。

▼ P. L. D. T. の海底電線敷設権を停止——公共サービス局は、フィリピン長距離電話会社 (Phil. Long Distance Telephone Co.) に対してゲーム・フィリピン諸島間の太平洋海底電線敷設権を授与した暫定命令を停止した。これは、グローブ無線会社 (Globe Wireless, Ltd.) の要請にもとずいておこなわれたものである。

▼ N. P. C., 拡張計画のために8億8100万ペソを要請——経済調整局のアデボソ長官は、1971～72会計年度までに約8億8100万ペソの支出を必要とする、電力公社 (Nat'l. Power Corp.) の9ヵ年拡張計画を受け取った。 [M. B., 8. 7]

8月8日

▼ 大統領、関税法案・刺繍法案を拒否——マカパガル大統領は、関税法案および刺繍法案に対して拒否権を発動した。理由として、前者については、250以上の項目についての関税率を改訂する法案を考慮するのにわずか94分しか与えられなかったこと、「不法に挿入された (smuggled)」項目がありはしないかとの疑いがあったことがあげられ、後者については、これら産業に悪い影響を与えこれらに従事する何千という労働者を解雇することになるかもしれないことがあげられた。

8月9日

フィリピン

▼ 公共事業相、電信事業の国有化を検討中——アバード (Jorge A. Abad) 公共事業相に近い筋は、同相が国家安全保障の理由で電信事業の国有化を検討中であることを、明らかにした。それによると、同相は、この動きは「全世界の少なくとも90%の国がこの事業に対する統制・監督権を持っているから、前進的な一歩」となるであろうとのべた。

8月10日

▼ 国家安全保障会議召集——マカパガル大統領は、トンキン湾事件により生じたベトナム情勢を討議するため、国家安全保障会議を召集した。出席者の誰によってもその内容は明らかにされなかったが、情報筋によると、ベトナム情勢は重大でないというのが結論であったとのことである。ただペラエス (Emmanuel Pelaez) 副大統領は、この結論を不満とし、南ベトナム訪問をすることにきめた。

▼ 蔵相、国債の激増を否定——エチャノバ蔵相は、マカパガル政権下で国家の負債が40億ペソに増加したというマルコス (Ferdinand Marcos) 上院議員の告発に反駁して、公負債は過去17年間前政権がおこなった債務に比べて50%減少したというのが事実であると、のべた。彼によれば、たしかに1963年12月現在の公負債額は36億ペソであるが、これは、過去における負債を含めたことと1963年6月30日以前に2ペソ=1ドルで計算されていたものを3.20~3.90ペソ=1ドルで換算したために膨脹したのである。なお、彼は、1962年1月1日から1963年6月30日まで公負債純額は、1962年前の過去17年間の純政府借入額年平均1億7250万ペソに比べてわずか9040万ペソであり、1963年6月30日から12月31日までは1億4560万ペソであったとのべた。

▼ アメリカ農務省、米の対比輸出を許可——アメリカ合衆国の農務省は、フィリピンが300万ドルの合衆国の余剰米2万5000トンを買うことに許可を与えた。これは、5月14日に署名された「平和のための食糧」協定にもとづいて購入されるもので、8月17日と10月31日のあいだに積出されることになった。

[UPI (Wash.), 8. 11—M. B., 8. 12]

8月11日

▼ 副大統領、南ベトナム視察 (~14日)——ペラエス (Emmanuel Pelaez) 副大統領は、南ベトナムを訪問した。グエン・カーン首相はじめ南ベトナム高官、テラー大使はじめ合衆国外交当局者と会談し、ゲリラ地域を視察した。帰国後、マニラ空港での記者会見で、南ベトナムにおける反乱は「まったく重大」であるとのべた

が、グエン・カーン首相の政府が、安全保障会議の結論のように、「けっして崩壊の危険にさらされていない」ゆえ、彼の結論は安全保障会議の結論と矛盾しないとのべた。なお、南ベトナムはもっと多くの援助を必要としており、いくつかの可能的措置を大統領および安全保障会議に勧告するつもりであるが、合衆国のような軍事援助の必要はないと、のべた。

▼ 南ベトナム、援助拡大を要請——メンデス (Mauro Mendez) 外相は、南ベトナム大使館から、北ベトナムに対する戦争努力に対する援助を増加してほしいとの、南ベトナム政府の覚書を受取ったことがあるという事実を、公表した。

▼ 蔵相、諸産業に対する再融資を確約——貸付・投資審議会議長をも兼ねるエチャノバ蔵相は、産業界・銀行界の実力者たちに対して、金融関係政府諸機関が、民間部門の「根拠ある」提案のいくつかを「きわめて真剣に」「考慮する」であろうと、のべた。そのさい、とくに、つぎの点を明らかにした。

1. 公務員保険制度および社会保障制度のような政府機関に、長期貸付あるいは資本参加を通して破産寸前の諸産業に再融資をせよとの、工業会議所提案を当局は考慮するであろう。

2. 中央銀行は、市中銀行の貸付業務を緩めることによって安定がおびやかされないことが分ればただちに、現在の金融引締め政策を緩和するであろう。

8月12日

▼ 前外相、アメリカの対比軍事援助増強を強調——セラノ (Felixberto M. Serrano) 前外相は、フィリピンが相互防衛の義務を効果的に果たすることができるためには、アメリカ合衆国の軍事援助が再び活発化される必要があると、のべた。彼は、トンキン湾事件のフィリピンの安全保障に対する関係について、専門家の意見として、「諸取決めによりそれ（軍事援助）が適当であり、命令的なものとなるところはどこでも、軍事援助を増強する必要がある」ことを、フィリピン政府当局者が合衆国に提起すべきであると、のべた。

▼ 外相、サバ問題についての会議を歓迎——メンデス外相は、サバ（北ボルネオ）に対するフィリピンの領有権について「準備会議 (exploratory talks)」を開くというマレーシア政府の決定を歓迎すると、のべた。

▼ 免税輸入品保証金引下げにより諸産業に援助——産業審議会 (Board of Industries) の会長であるエチャノバ蔵相は、輸入関係諸法規を、基礎諸産業に成長に必要なものを外国から得やすくさせるために改訂すると、発表した。その改訂の中には、基礎産業法（共和国法第3127号、共和国法第4095号により改正）および織物業

フィリピン

奨励法（共和国法第4986号）のもとで免税権を与えられている輸入物品の税関管轄下からの条件付引取りのために積まれなければならない保証金額を、現行の150%から100%に引下げること、含まれた。

▼ Namarco, 輸入業者の役割から脱皮——Namarco（交易公社）のカルデロン（Jose D. Calderon）専務理事は、国内の缶詰製造工場の製造能力が国内の需要に感じられることが明らかになったため、いままでの缶詰食料輸入者の役割から民族産業育成の道具の役割に Namarco の政策が切換えられることになると、発表した。今後、Namarco は、免税の適用を受けるブリキ板とトマト・ペーストを輸入し、国内缶詰業の使用に供すると、のべた。この決定は、合衆国との合弁企業 White Rose、オーストラリアとの合弁企業 Pacific Canneries の2大企業の設立期を早めるとともに、現在操業している唯一の缶詰工場 Visayan Packing（Vispac）の拡張を意味するものである。しかし、このような民族産業育成等とならんで魚肉缶詰の輸入も継続されるが、それはおそくとも1967年4月15日までであると、された。

▼ 大統領、Nacida 銀行に創業資本500万ペソ出資を確約——マカパガル大統領は、家内工業開発局（Nat'l. Cottage Industries Development Authority, Nacida）の銀行に対し「できるだけ早く」創業資本500万ペソを引渡すことを確約し、同時に、同局のリベラ（Jovito Rivera）長官に対し、家内工業製品の大規模な生産と販売について包括的研究をするよう命じた。

リベラ長官は、ここに Nacida の大々の活動がはじまったとし、第2年次の計画として、つぎのことを列挙した。

1. 商業見地から適当と考えられる量で生産される家内工業製品についての調査研究をひきつづきおこなうこと。
2. 以上のような研究のための試験工場、共同サービス施設、実験場、仕事場の設置と維持。
3. 家内工業生産者の有能な経営者集団の育成。
4. 家内工業生産者に対し、技術相談サービス、方法および実地援助を供与すること。
5. Nacida 図書館を含む Nacida 業務機関の施設を増設すること。
6. 新設および既設の家内工業諸企業の登録を強化すること。
7. 失業者および半失業者に就職の機会を創出しうる正規に登録された家内工業諸企業に融資すること。
8. Nacida の諸活動および諸機能の指導と監督を確実にするような効果的の方

法を講ずること。

9. 資格ある要員をより多く提供すること。

10. 他の政府諸機関、とくに Nacida の目的を達成するのに重要な諸活動をおこなっている諸機関と一層緊密に連絡しながら活動すること。

8月13日

▼ **大統領、政府の全財源の動員を発表**——マカパガル大統領は、今会計年度において、政府のサービスおよび開発計画に見合わせるため、政府諸機関の特別財源および流用可能財源を一般基金にまわすという正統でない資金集めの方法をも含めて、政府の全金融資金源を動員するであろうと、発表した。

この緊急措置は、「反対派の支配する立法体」のサボタージュによって生じた、一般財源支出予定（47億ペソ）と一般財源収入予定（17億ペソ）のあいだの多額の差により必要となったものであり、流用資金源として、つぎの三つをあげた。

1. 現に使用されていないが、政府サービスの要請に応ずるため一般財源に回されるべき特別財源。
2. いくつかの政府機関により、あまり重要でない活動に用いられている財源。
3. 公共事業への投資をするよう勧誘される民間企業。

さらに補足するものとして、密輸禁止の努力を「倍加」することを、つけ加えた。

▼ **フィリピン=合衆国協定についての公聴会開かる**——国家経済会議によるフィリピン=合衆国協定についての公聴会が、フィリピン工業会議所、フィリピン商業会議所、在比アメリカ商工会議所、中国総商工会、農業・自然資源会議所、銀行協会、国際商工会議所フィリピン支部およびマニラ商業会議所の代表を招いて開かれた。

公聴会の席上、農業部門を代弁して、農業・自然資源会議所会頭をつとめるフィリピン商工銀行のモンテリパーノ (Alfredo Montelibano) 頭取が、砂糖業およびその他の主要ドル取得産業にとっての豊かなアメリカ市場を維持していくために、相互特惠権を延長するよう通商協定の再交渉を主張したのに対し、工業部門は協定が失効するのが現在であるのか、20年間の協定期限満了期にであるのかには無関心の態度を示した。

▼ **マニラ鉄道、解雇者のピケで麻痺**——マニラ鉄道は、会社の経費節減政策により臨時雇用契約が12月31日以降更新されなかった前被僱者によりおこなわれたピケットにより、完全に麻痺した。会社側は、ただちに第1審裁判所に停止命令を要請した。

フィリピン

▼ コークス産業育成の動き——経済調整局のアデボソ長官は、提案中のイリガンおよびサンタ・イネス製鋼所の必要を満たすために、この国のコークス産業の早期育成の問題を検討中であると、のべた。この発表は、同長官が、Peabody Coal Co. の代表 W. V. Hartman、国連石炭経済専門家 Paul Brabant、経済開発財団顧問 Jesse Baum、Cebu Portland Cement Co. の専務取締役 Ramon Martinez とその技術者たちと協議した後で、おこなわれたもので、この協議中に Hartman は日産 500トンのコークス工場（その余熱を利用して4万キロワットの発電能力をも有する）建設を、延べ払いベースで提案した。

▼ 糖業開発委員長、輸出品としての砂糖について談話——大統領府糖業開発委員会のゴメス (Jose Mapa Gomez) 委員長は、「砂糖1ポンド当たり3セントという生産費は、フィリピンの砂糖業を世界市場での有力な競争者とするであろう」と語り、その最適精糖規模と最低生産費での生産との必要性を強調した。

[PNS (Bacolod City), 8. 13—M. B., 8. 14]

8月14日

▼ 外相、アメリカ軍事基地増強交渉を準備中と言明——メンデス外相は、政府がフィリピンにあるアメリカ軍事基地を廃棄するのではなく増強することを目的とする協議の基礎を準備中であると、のべた。また、同時に、政府が東南アジア連盟 (A. S. A.) の再活性化を目的とする予備的な手段をとってきたと、のべた。

▼ 政府、アバカ価格低落に緊急措置——マカパガル大統領は、合衆国のアバカ貯蔵放出の報によりアバカの世界市場価格が30%低落する可能性を避けるために、エチャノバ蔵相に対し、3名からなる技術者団を率いて合衆国当局者と討議するよう命じた。なお、蔵相は、アバカ問題とならんで、(1)所得税の2重徴収の回避、(2)脱税の防止を目的とする租税条約の交渉もおこなうこととなった。

▼ 割当量を下回るアメリカへの輸出——パルマセーダ商工相は、ラウレル＝ラングリー協定でフィリピンに与えられた割当量に対して現在までに合衆国が輸入した量を示した合衆国関税局からの報告を、公表した。

それによると、1964年7月4日現在の数字は、つぎの通り。

	年間割当量	輸 入 量
ポ タ ン	690,000グロス	110,535グロス
葉 卷 タ バ コ	16,000,000本	7,986,119本
コ コ ナ ツ 油	385,400,000ポンド	256,809,435ポンド
網 索	6,000,000ポンド	3,559,048ポンド

タバコ

5,200,000ポンド

2,774,056ポンド

▼ 合衆国、砂糖の値下げ策——砂糖生産者協同販売協会 (Sugar Producers' Cooperative Marketing Ass'n.) は、ニューヨーク駐在員から、合衆国が輸入砂糖に対する割増金徴集をふたたび制度化したという報告を受取ったと、発表した。この割増金徴集は、合衆国での砂糖の価格が世界市場の約2倍になった（世界市場での1ポンド.03～.04ドルに対して、合衆国では1ポンド.06～.06½ドル）ため、おこなわれることになったものであるが、これは自動的に砂糖の価格を下げるものである。

同協会のガルシア (Amado G. Garcia) 会長によれば、徴収額は100ポンド当たり世界割当砂糖に対して1ドル、直接消費用砂糖に対して.60ドル、割当砂糖に対して.30ドルであろうとのことである。このため、合衆国の割当砂糖の所有者はただちにその貯蔵を処分するのが望ましいとされた。また、同会長は、この国の砂糖業が、1963～64年収穫により7万6000米トン近い余剰という深刻な事態に直面することにも、ふれた。

8月15日

▼ 第3特別国会、閉会——第3特別国会は、大統領の最低賃金法案を可決しないまま、閉会した。ピリャリアル (Cornelio T. Villareal) 下院議長は、この法案についての上下両院協議会の報告を下院が来年1月の通常国会で採択するであろうと、のべた。なおこの特別国会で通過した法案は、つぎの通り。

1. 空港および航空施設の修復および維持のために300万ペソを支出する法案。
2. 公立学校の校舎の建設、修復および維持のために20年間毎年5000万ペソを支出する法案。

▼ 大統領、糖業に援助を確約——マカパガル大統領は、砂糖プランターに対して、彼らの労働者と利益を分つことを要請するとともに、彼らの利益を保護すると、確約した。大統領は、ラウレル＝ラングリー協定の期限終了についての砂糖業界の不安を取除くため、政府が糖業開発委員会を設置しているという事実をあげた。この委員会は、合衆国市場にあまり頼らなくてもすむように、この国の砂糖業を改善する勅告案の起草と、労働者の収入を増加させるために、砂糖農園での家内工業の育成とを、大統領から命ぜられているのである。

[PNS (Bacolod City), 8. 16—M. B., 8. 17]

▼ D. B. P., 地方への融資増額実績を発表——D. B. P. (フィリピン開発銀行) のロレンソ (Pablo Lorenzo) 総裁の報告によると、16の地方支店の貸付投資額は、1963年の2億0873万ペソから1964年6月30日までの会計年度の2億3531万ペソに、

フィリピン

融資を受けた計画の数は6万3112から6万9805に増加した。1964会計年度の融資のうち、1億4576万4338.85ペソは農業関係に(受益者は5万9742人)、5963万9009.70ペソは工業関係に、2990万6916.09ペソは5173人の罹災者に不動産取得資金として貸付けられた。なお、とくに貸付額の増加した支店は、パコロド、ダバオ、セブー、イロイロ、イサベラの5支店であった。 [M. B., 8. 15]

▼イリガン製鋼工場、完全操業の予定——大統領官邸は、この国における最初で最大の工業企業であるイリガン製鋼工場のハシント(Fernando Jacinto)会長の報告にもとずいて、同工場が12月までに完全な熔鋸操業をおこなうと、発表した。この工場は、この国の支出を年間最低4000万ペソ節約するとともに、製鋼工業に原材料を供給することになる。そして、3000人の労働者を雇用し、フィリピン人技術者育成の訓練場となる。この工場は、昨年ワシントンの輸出入銀行からの信用6230万ドルをもって組織されたもので、操業開始後1年間で25億6000トンの完成品に仕上げられる32万9000トンの鋼鉄インゴットを生産する予定になっている。

[M. B., 8. 15]

8月17日

▼下院議長、東南アジア諸国訪問(～28日)——ピリャリアル下院議長は、サイゴン、バンコック、クアラルンプール、さらにラオスを訪問するため出発した。出発にあたって記者たちに対する声明書では、この旅行を不当に利用したり、その目的や成果を早急に解釈したりしないようとくに要請した。

▼総合魚肉缶詰企業、設立——現政権の下で操業を開始することを予定されている最初の合弁企業である、1500万ペソの総合魚肉缶詰企業は、国家経済会議およびNamarcoの祝福を受けて、設立された。フィリピン=オーストラリアの合弁企業であるフィリピン缶詰会社(Philippine Canneries, Inc.)の設立定款が、国家経済会議のヘナレス議長、フィリピン人の大株主、オーストラリア投資家の代表の立会いの下で調印されたのである。この新しい企業は、フィリピン人による投資60%、オーストラリア人による投資40%により、設立されることになる。操業時には、年80万箱のいわし、60万箱のまぐろ缶詰を生産することになる。

▼土地改革実施に軍の援助を要請——土地改革局のゴソン(Benjamin Gozon)長官は、同局の土地改革計画を実施するさいに正規軍が援助することを求めた。彼は、この正規軍が、土地改革普及のための情報活動に活躍するとともに、計画の実施に必要な治安・秩序を保つ役割をはたすであろうと、のべた。

▼マニラ市でバス禁止——マニラ市で、ジープニー(jeepney)およびバス禁止令

が実施された。市当局は、ジープニーおよびバスの運転手および車掌の抗議ストライキにそなえて警察力を動員して、この禁止をおこなった。

▼ 国債1500万ペソ発行——エチャノバ蔵相は、1500万ペソの社会＝経済債券を証券市場で売却することを承認した。これは、すでに公衆の手もとにある3500万ペソの追加分をなすものであり、15年償還年利5%の条件であり、ここから生ずる利益は、政府の社会＝経済計画にあてられる。
[M. B., 8. 17]

8月18日

▼ 米＝比租税条約交渉はじまる(～27日)——合衆国の当局者たちと一連の問題について討議するためにワシントンに到着したエチャノバ蔵相は、ジョンソン(Griffith Johnson) 経済担当国務次官補と、合衆国のアバカ在庫処分の問題、フィリピン航空の空路開設要求の問題、租税条約問題を討議することでもって、一連の会議をはじめることとなった。

▼ アバカの工業的利用が必要——アバカ開発審議会(Abaca Development Board)のデ・ベラ(Teodoro P. de Vera) 会長は、最近の合繊の進出に対抗するため、アバカの工業的利用を開発する必要を強調した。同会長は、そのひとつとして製紙用パルプの分野をあげた。この国のパルプおよび紙の年間輸入額(3400万ドル)は、昨年のアバカ輸出総額(1900万ドル)を上回るものであったのである。また、同会長は、ジュートおよびジュート袋の輸入(年間2600万ドル)を削減するために、同審議会が、年間約500万袋を生産するDucon Fibers, Inc. の設立・操業を援助したし、現在も援助していると、のべた。

▼ フィリピン開発銀行総裁、ミンダナオを穀倉にと談話——フィリピン開発銀行のロレンソ(Pablo Lorenzo) 総裁は、ミンダナオ農業銀行家協会第1回大会(ダバオ市)で、ミンダナオがこの国の穀倉となるのは容易であると、のべた。彼によれば、現在の1ヘクタールあたり年産は160.75ペソであるが、一毛作で考えても年60万0800ペソにのぼりうるとのことである。なお、そのための融資源として、彼が最近のワシントンへの旅行で確約を与えられた世界銀行、八つの合衆国の商業銀行、輸出入銀行の名を挙げた。
[M. B., 8. 18]

8月19日

▼ プライウッド産業育成が必要——フィリピン林業協会のランシガン(Nicolas P. Lansigan) 会長によると、日本と台湾は、フィリピンのラワン原料を購入しているながら、フィリピンよりも多くのプライウッド(合板)を輸出している。1963年に

フィリピン

においては、アメリカ輸出市場に占めた割合を見ると、日本40%台湾23%に対して、フィリピンのそれは20%にすぎず、フィリピンの輸出量は2億4520万平方フィートで、台湾のそれ（2億7240万平方フィート）を下回るものであった。同会長は、この正常でない状態を改めるために、政府の適切な指導が必要であると、のべた。

[M. B., 8. 19]

8月20日

▼中央銀行総裁、政策変更否定——中央銀行のカスティージョ (Andres Castillo) 総裁は、記者会見で、金融・信用政策における変更が最近おこなわれようとしているとの報道を一切否定して、つぎのことを明らかにした。

1. 1965年以後にも、議会在輸出税法案のような代替法を通過させないならば、20%留保を実施しつづけるであろう。
2. 輸出留保計画からの収入は、現在中央銀行が「凍結している (sterilize)」ものであるが、一般財源には流用されないであろう。ましてや、公共事業計画に融資されたり、政府の通常経費を補うのに用いられることはないであろう。
3. 政策委員会は、現在の「流動的 (floating)」為替レート計画を継続させるため新為替レートを設定することも、現行レートが1 USドル=2ペソの旧レートに戻ることをさまたげることも、必要としていない。
4. 政策委員会は、近い将来に現在の金融引締を緩和することをまったく考慮していない。

8月21日

▼政府、砂糖割当量減少を警告——砂糖割当局は、ネグロス州の砂糖プランターに対して、フィリピンが1964年分の残っている割当量32万4415.96米トンに12月31日までに輸出しなければ、合衆国における割当量を失うであろうと、警告した。

[M. B., 8. 21]

8月24日

▼大統領、サバ問題の国際法廷付託を条件にマレーシア承認を約束——マカパガル大統領は、マレーシア政府がサバ（北ボルネオ）に対するフィリピンの要求権を国際司法裁判所に付託すれば、その後ただちにマレーシアを承認するであろうと、のべた。大統領は、メンデス外相の口を通して、インドネシアのこの問題に対する態度がどうであろうとも、この行動がとられるであろうことを、強調した。

[M. B., 8. 24]

▼ イリガン製鋼所の株1000万ペソ売出し——イリガン総合製鋼所 (Iligan Integrated Steel Mills) のハシント社長は、一株10ペソの額面を有する株券1000万ペソを、一般公衆および小投資者に提供するであろうと、のべた。これは、この会社に必要とされる資本金1億1000万ペソ（1億ペソはすでに調達済み）の一部であるが、マカパガル大統領のできるだけ多くのフィリピン人を株主として彼らを国の健全な経済建設に参加させようという意志にそっておこなわれたものである。

なお、総額4億5300万ペソで建設予定のフィリピン史上最大のこの製鋼所は、1966年はじめに操業を開始し、完成時にはインゴット鋼32万9000トン（鋼製品25万6000トン）を生産する予定である。 [M. B., 8. 24]

8月26日

▼ 土地銀行の概要——土地銀行 (Land Bank) のカティグバク (Jose Katigbak) 理事長は、この新銀行の一般的目的と政策とを概観した。これによると、この銀行は、国家土地改革審議会 (Nat'l. Land Reform Council) の五つの実行機関のうちのひとつである(注)、土地局 (Land Authority) が最終的に土地改革計画庁の諸政策に合致する資格を持つ農民に売却するために土地を購入するのに融資するものである。なお、認可された資本金は15億ペソ、その60%は政府所有の株で、残りの40%は、地主たちが土地を銀行に売却するときを得ることになる優先株である。この銀行は、地主から土地を購入するさい、その額の10%を現金で渡し、残り90%は免税の土地銀行発行の債券で渡す。この債券は、銀行の特別保証金と政府によって保証されるのである。

(注) 他の4機関は、つぎの通り。

Agricultural Credit Administration
Land Authority
Commission on Agricultural Productivity
Office of the Agrarian Council

▼ 大統領、砂糖についての研究促進を強調——マカパガル大統領は、フィリピン砂糖技術者第12回大会の席上で、砂糖副産物の開発についての研究の強化をよびかけるとともに、彼らに政府の援助を確約した。なお、政府が現在実施している措置として、つぎの事項をあげた。

1. ラ・グランハ砂糖実験場をフィリピン砂糖研究所 (Phil. Sugar Institute) に移管し、その使用にもっぱら供すること。
2. パンバンガ州フロリダブランカにある260ヘクタールの農場が、ルソン島

フィリピン

の全砂糖業者の必要に応ずるように開発されつつあること。

3. Philsugin の工業研究所の設置。

8月27日

▼ 租税条約について、米比両国同意——ワシントンでの10日間の交渉の結果、フィリピン側の主席代表エチャノバ蔵相は、租税条約について米比両国の同意が達せられて、両国代表が租税協定草案を認証した後、27日中に租税協定が正式に発表されるであろうと語った。正式の租税条約は、のちほど、ラスク國務長官とレデスマ (Oscar Ledesma) 駐米大使との間で調印されることになるとのことである。この2重課税を避けるための条約は、同蔵相によれば、「満足すべきもの」「われわれにとって最初のもの」「合衆国がわが国のような低開発国と結んだ最初のもの」であり、「現在の条件下で可能なもっとも良い条約」である。

[UPI (Wash.), 8. 28—M. B., 8. 29]

なお、この条約の概略は、金融問題報道者 Bert Castro の報告によれば、つぎの通り。

1. 一国の企業は、他国で永久的企業を通じて操業しているのでなければ、その商工業利潤に対して他国で租税を課せられることがない。
2. 一国への他国人による一時的訪問者は、その訪問期間が90日を越えない場合、またその訪問者の取得額が3000ドルを越えない場合、取得金に対する課税を免除される。
3. 大学教授およびその他の人びとに対しては、ある条件の下で、滞留期間を長くすることと免税所得額を多くすることが認められる。
4. フィリピンの非営利機関に寄附する合衆国人は、合衆国の租税法にある規定にしたがって、課税対象額算定にあたり、そのような寄附金額を控除しうる。
5. 他国にある建物の賃貸によって、一人がうる収入は、総収入でなく純収入を基礎として課税されうる。

[M. B., 8. 31]

▼ 計画実施局長、優先計画を列挙——計画実施局(Program Implementation Agency)のファベールヤ (Armand V. Fabella) 局長は、政府の下部構造計画の中での優先計画として、全国的なハイウェイ、灌漑組織、島嶼間港湾を挙げた。

[M. B., 8. 27]

▼ ココナツ産業の活況——フィリピン・ココナツ局(Phil. Coconut Administration)のマルケス (Bienvenido Marquez) 長官は、1963~64年に輸出が2億4062万5371.65ペソに達したココナツ産業の活況について、つぎのような輸出数字を挙げた。

	1962~63年 (ドル)	1963~64年 (ドル)	増%
ココナツ	43,685,554.40	56,319,321.34	28.91
コブラ	141,609,718.13	150,953,934.70	6.60
コブラしめかす	10,985,915.69	11,010,836.51	2.27
乾燥ココナツ	17,089,085.55	22,241,339.10	30.15

同長官は、このさい、コブラの平均積込み渡し価格が1962~63年の米トン当たり155.26ドルから、1963~64年には169.08ドルと、8.90%増であったことを、つけ加えた。

なお、Philcoaのコブラ規格部は、1963~64年に、とくにコブラを輸出した地方として、ミンダナオ南部(21万4261米トン)、ビサヤス西部(21万0423米トン)、ミンダナオ北部(13万6250米トン)を挙げた。 [M. B., 8. 27]

8月28日

▼大統領、訪米予定を公表——マカパガル大統領は、記者会見で、前週中にジョンソン大統領からの招待を受取ったが、「この招待にこたえて行動しようと考えている」ことを、明らかにした。訪米は、10月の予定である。なお、大統領は、訪米の意向を持つにいたった理由として、つぎのふたつのことをあげた。

1. 彼は、かつて、すでに手筈のととのえられていた訪問を、破棄したことがある(注)。

2. フィリピンが世界情勢に参加する度が増したことを考慮に入れて、彼は中立国をも含めて多くの国を訪問したが、彼が新たにワシントンの申出を拒絶することは、フィリピンと合衆国との密接な関係を保つのによくない影響を与えるであろう。

(注) 第1回の招待は、1962年はじめ。すでに完全に手筈がととのえられたが、合衆国議会がフィリピンの総括的戦災補償要求法案を通過させなかったため、取り消された。

第2回の招待は、昨年をはじめ受取られ、今年5月に予定されたが、国内の政情不安定とマフィリンド首脳会談のため、引延ばされた。

▼下院議長、帰国——ビリャレアル下院議長は、12日間にわたる東南アジア諸国(南ベトナム、タイ、マレーシア、ラオス)訪問を終えて、帰国した。

▼米・とうもろこし生産者、銀行に対し融資増額を要請——フィリピン人米・とうもろこし協会連合会(Federation of Filipino Rice & Corn Ass'ns.)は、フィリピン開発銀行、フィリピン国立銀行に対し、米・とうもろこし業者への貸付政策をゆるめるように、要請した。この連合会によれば、両銀行は精穀業者、倉庫業者、

フィリピン

生産者および商人にすでに1億2000万ペソを融資しているが、これは、米の取引総額だけで毎年10億ペソを下らない以上、とうてい十分な額ではない。さらに、生産の拡大を考慮に入れて、融資額の漸増計画を立てるべきであるとのことである。

[M. B., 8. 28]

▼ コプラ生産者に対し価格に注意するよう警告——フィリピン・ココナツ局とフィリピン・ココナツ生産者連合会 (Phil. Coconut Producers Federation) とは、共同声明で、つぎのことを強調した。

1. 現在のコプラの国内価格は、外国の相場の基準を反映しているものでない。それゆえに正常でなく、現実的でなく、おそらく人為的に操作されているものである。

2. 人為的要因が除去され通常の需要供給関係が確立されれば、ただちに、事態が正常になり安定させられるであろうと、十分に考えられる。

外国の相場では漸次的値下がり が 8月1日以後米トンあたり12ドルにのぼったが、8月22日現在マニラ価格では100キロあたり61~62ペソから49~50ペソと不当に急激な低下を示したのである。

[M. B., 8. 28]

8月29日

「密輸に反対するアッピール」——*Manila Bulletin* 8月29日号には、マカパガル大統領の署名入りの「密輸に反対する、全国民へのアッピール」が掲載された。

8月30日

▼ 社会保障制度の組合、非難さる——社会保障制度 (Social Security System) のアベス (Bernardino Abes) 会長代理兼専務理事は、組合が管理機構改革をさまたげ、管理者の特権の破棄を要求していると、非難した。社会保障制度の職員組合が翌日ストライキを執行するという予告に対して、アベス専務理事は、脅しにかかって、不必要な地位および部課を維持すべきかどうか、自らの管理職員を再任命する権利を放棄すべきかどうか、従業員への「奨励ボーナス」という形での16万9000ペソの要求に応ずるべきかどうか、と問う、新聞発表用の声明書を出した。

8月31日

▼ 蔵相、帰国——エチャノバ蔵相は、合衆国で2週間にわたった租税条約交渉を終えて、帰国した。同蔵相は、27日租税条約について両国の同意を取付けえたほか、つぎの使命をも果たした。

1. マニラ国際空港の改善・近代化のために輸出入銀行による560万ドル借款

の供与。

2. 合衆国のアバカの戦略的在庫の処分を、世界市場でのこの繊維の価格を崩壊させないように徐々にこなうとの、合衆国要人の確約の取付け。

3. フィリピン航空の合衆国への航行権問題についての解決への地ならし。

4. 高関税物資のこの国への、いわゆる「技術的密輸」を払拭できないにしても、縮小するような方法についての、ニューヨーク領事館員との協議。

5. 4000万ドルにのぼるフィリピン刺繍業の質と操業実態を研究する調査団派遣の約束を、アメリカ織物業界指導者から獲得。

▼ 伐採権取消について農相指令——フェリシアノ (Jose Y. Feliciano) 農相は、林野庁のリベラ (Apolonio Rivera) 長官に対し、林野庁令第11～13号の下で伐採権を与えられた者が指定期間内に製材工場を設立しているかどうかを調査し確かめ、もし設立していないならば取消を勧告するよう、命じた。これによって影響を蒙るのは、1万ないし5万ヘクタールの土地での伐採権を与えられた48人で、その土地は大部分ルソン島とミンダナオ島にある。

▼ 木材業者、中央銀行回状の撤回を要求——フィリピン林業会議所 (Phil. Chamber of Wood Industries) のマニャラック (G. S. Mañalac) 副会長代理は、中央銀行のカスティージョ総裁あての手紙で、「積出港での輸出木材の調査」を規定している8月21日付の中央銀行回状第182号が、「林業・税関・国内税収入局の権限を犯すもの」であると述べた。この回状により、フィリピンは、毎年外貨を約1億3000万ドル失なうおそれがあるのである。 [M. B., 8. 31]

フィリピン

〔米不足——政治的問題〕 N. E. C. (国家経済会議) は、12日、1965年に予測される米不足量59万5400トンの輸入を、大統領と国会とに勧告した。この問題は、多くの反論をよびおこし、上院農業委員会の審議するところとなった。同委員会のアルメンドラス (Alejandro D. Almendras) 委員長によると、当の N. E. C. は、2、3ヵ月前には、来年30万トンの米が余剰になることを示す統計を提出した。米・トウモロコシ生産者協会は、N. E. C. の数字を「実務経験のない紋切り型経済学者の調合したもの」とのべた。N. E. C. の一員プヤット (Gil J. Puyat) 上院議員は、米輸入提案に関知せずと言明、N. E. C. の全体会議ぬきの「議長の一方的行動」としたフェレル (Inocencio Ferrer) 下院議員の発言を裏書きした。カバンバン (Bartolome C. Cabangbang) 下院議員は、政府が来月から輸入される米の販売停止計画を持っていることを暴露した。

いずれが正しいか確定できないが、このような疑惑をはらむ発表を、63年の年頭教書で米危機を「過去の事件」としたマカパガル大統領の政権がおこなったことは、米不足が政治的問題であることを意味している。大統領選挙を1965年11月9日に控えて、与党 (Liberal Party) と野党 (Nacionalista Party) の間で、激しい舌戦がたたかわれているのである。

1945年帝国主義勢力の支持を得て設立された自由党は、現政権になってから、砂糖業など買弁グループと外国資本に莫大な利益を与える自由化を行ないながらも、『未完成革命の完成 (Completion of Unfinished Revolution)』をスローガンにして「民族主義ブルジョアジーの立場をとるようになった」(Wm. J. Pomeroy, "The Struggle For Full Freedom in the Philippines," *Revolution*, March, 1964.)。これに対し、国民党は、1955年レクト (Claro M. Recto) 上院議員ら民族主義分子の離党=新党 (民族主義=市民党, Lapiang Makabansa) 結成以来、買弁グループの利益代表となった。こうして、1965年の予想は「大連合 [Grand Alliance, ペラエス副大統領をはじめとするカトリック系保守派]=国民党提携対マカパガル」(同上) となる。いまのままであれば、現政権の民族主義化をきらう帝国主義勢力は前者を支持するであろうが、後者の態度如何によっては、帝国主義の支持、あるいは、反帝勢力 (63年創設の労働者党 [Lapiang Mauggagawa] など) の支持を考えられる。なお、国民党の候補者乱立状態にたいし、マカパガル大統領の党総裁就任(14日)により結集した自由党の党内事情

は、現職にあるという事実とともに、後者を今のところ有利にしていると、言えよう。

〔二つの宿題〕 金融問題については、IMFのシュバイツァー専務理事の中央銀行の立場支持の発言もあり(18日)、当分金融引締が続けられる模様となったが、ラウレル＝ラングリー協定問題については、各階層の立場が一層明瞭となった。

今月はじめの公聴会で(3日と4日)、労働者代表は、比米協定を「新植民地主義的取り決め」と烙印を押しその即時改訂を主張した。これとまったく対照的な立場が在比アメリカ商工会議所により提示された(18日)。互恵関税、平等待遇権の継続を目的とする協定の無期延長のための協定再交渉、平等待遇権の他国籍人への適用を主張したのである。後者に対して、フィリピンの商業会議所と工業会議所は反論し(25日と26日)、それぞれの見解を発表した。とくに、若い工業家勢力を代表する工業会議所(その首脳部はほとんど30代)は、ナショナリズムの立場の明確に示し、1950～60年に外国資本がこの国にもたらした額1920万ドルと持ち出した額2億1750万ドルという数字を挙げて平等待遇条項がこの国の工業化に寄与しなかったことを明瞭に示した。商業会議所は、農業・自然資源会議所と軌を一にして合衆国市場を維持するための協定再交渉を唱道しながらも、平等待遇条項が国家利益に反するものであることを主張し、協調的な立場をとった。

こうして、依然、協定に対する各利益グループの見解はまちまちのままでありつづけたが、在比アメリカ商工会議所の見解表明により、民族資本の立場が共通の確固たる基盤に立ち得る可能性が示唆されたこと、同会議所の「平等待遇権の他外国人への拡張」が小売業国民化法反対を意味するものであった以上、民族主義の立場がいよいよ強固なものとなる傾向を見せはじめたことは、注目に値いしよう。

ストライキの瀕発は、今月の顕著な現象であった。その理由としては、第一に、そしてもっとも本質的なものとして、実質賃金の低下(7月号前文注5)が挙げられる。第2に、とくに国営企業体の争議が多かった理由として、「過剰な政治とある系列の経済活動の国家管理に対する誤った理解 [laissez faire と welfare economic の二つの対立する哲学の混合]」(H. R. R. Villanueva, *M. B.*, 9. 16)、第3に「この国の労働組合指導者があまりにも近視眼的でブルジョア的精神を持っており」労働運動が「アメリカの組合主義の強腕戦術とアル・カボネ的手段をとる傾向がある」(Villanueva, *M. B.*, 9. 9) ことが指摘されよう。

ともかく、ストライキの瀕発に示された労働者階級の積極性の高まりは、選挙戦の最中にある国内政治情勢にも、ラウレル＝ラングリー協定・小売業国民化法をめぐる対米関係にも、なんらかの影響を及ぼすであろう。

フィリピン日誌

1964年9月1日

▼中央銀行総裁、ラテン・アメリカとの協議を要請——中央銀行のカスティージョ (Andres Castillo) 総裁は、東京でのIMF総会へ出席の途次立寄ったラテン・アメリカ諸国代表約50名を歓迎する挨拶で、フィリピンとラテン・アメリカ諸国とは同じ文化的背景を持ち、開発国として同じ問題を抱えている以上、経済問題について相互に協議し協力していくことが必要であると、のべた。

▼Namarco、の菓子輸入を停止——Namarco (交易公社) は、この国の菓子製造業者の意見書にもとづいて、チョコレートおよび棒飴を輸入する計画を取りやめることに決定した。この輸入計画は、国内流通組織の国民化のためにおこなわれたものであったが、いまやその成果は達成されたのである。

▼P. A. L. の政府所有株54%中5%のみを売出し——GSIS (公務員保険制度) のディアス (Ramon Diaz) 専務理事は、公社財産処分大統領直属委員会の決定にしたがって、フィリピン航空の政府所有株54%を一時に売出す最初の計画を変更して、5%だけを2日に売出し、のこりの49%は後日競売に付すこととなったと、のべた。

▼P. A. L. 組合、ストに突入——P. A. L. (フィリピン航空) の従業員組合は、2年越しのスト予告を実行に移した。その理由は、5月25日の会社に対する通告もられたものであり、つぎの通り。

1. 会社側が、会社の組織表の写しを組合に渡さず、日常業務に従事する臨時雇を常雇に変えず、協定の定める50日の事前予告なしに組合員を解雇し、いくつかのグループの従業員に完全な衣服貸与をおこなわず、いくつかの業務を協定に反して他の代理店にまかせて、現行労働協約をやぶったこと。

2. 組合側の2年にわたる主張にもかかわらず、新労働協約に署名することを拒んだこと。

3. 苦情を受けけず、文書に対して回答しなかったこと。

4. 組合員を、正当な理由なく差別的に解雇・減給したこと。

5. 従業員に予定されていたストに参加しないように説得する回状を發し、組合役員を転勤・昇進させて組合の弱体化をはかるとともに、会社の最高幹部に莫大な退職金を与えながら一般職員には好遇を拒むなど、不公正な労働行為をおこなったこと。

フィリピン

なお、このストは、この会社に政府が所有している過半分の株を処分するという急激な動きを契機として、起ったものである。

▼ NAWASA 労働者、ストに突入——NAWASA (Nat'l. Waterworks & Sewerage Authority, 水道下水公社) の5組合に加盟している3000人の労働者は、財源不足を理由に230人の従業員が解雇されたことに抗議して、ストに突入した。これは、1957年12月3日のスト以来懸案になっていた日曜日および休日の労働に対する特別賃金、超過勤務手当、夜勤手当およびその他の特別手当に関する労働者の要求について、最高裁が、NAWASAは本質的に公共事業であるが私企業機能(proprietary functions)を果しているとして、労働者側に有利な判決を下した数時間後に、開始された。

▼ P. C. I. (工業会議所) の L=L. 協定についての見解——フィリピン工業会議所のアラネタ (Salvador Araneta) 博士は、政府招集の公聴会で、同会議所のラウレル=ラングリー協定についての見解を披瀝して、つぎのようにのべた。

1. 多くの開発が近い将来に行なわれる可能性があり、それによって米比経済関係に新局面が導入されるであろう。
2. この関係と将来の通商協定とは、フィリピンが開発諸国の側に立って工業国の現在の通商政策を批判し、これの実質的変更を要求した国連貿易開発会議に照らして、検討されるべきである。
3. 国連貿易開発会議が拍車をかけた開発が一層すすめられれば、合衆国との将来の交渉におけるフィリピンの立場は強化される以上、フィリピンは直ちにラウレル=ラングリー協定の再交渉をすべきではない。
4. 現在時と1974年との間に合衆国で制定の可能性ある法令、たとえば砂糖割当とか優先権の破棄とかは、合衆国との特別な通商協定を非現実的なものとするであろう。
5. ベル通商法とラウレル=ラングリー協定とは、米比間の特別関係清算にあたり過渡期のために調印されたものである。
6. 再交渉の目的が合衆国市場におけるフィリピンの特定輸出品の立場を強化することにあるならば、この同じ目的はケース・バイ・ケースでの交渉により達成されるであろう。

[M. B., 9. I]

9月2日

▼ 大統領、NAWASA と Namarco のスト解決を命令——マカパガル大統領は、リングガード (Jose Lingad) 労相に対し、Namarco (交易公社) のストを解決すること

と、P. A. L. (フィリピン航空)、NAWASA (水道下水公社) のストおよび社会保障制度の中止されたストについて報告することとを命じた。ゲバラ (Onofre Guevara) 労働次官によると、大統領は、つぎのことを指示した。

1. 1ヵ月に4万ペソを融資することを約束して、解雇されたNAWASAの井泉部門の従業員230名の復職を保証すること。

2. リンガード労相が、Namarcoの復職協定、従業員の復職の条件として新協約の調印を主張している経営者側の不賛成にあっている一時的解決をまとめあげること。

▼ S. S. S.の借入れ延期——S. S. S. (Social Security System, 社会保障制度) のフランシスコ (Higino R. Francisco) 第一会長代理は、給与借入れ計画の実施が、9月1日の産業関係裁判所の命令を考慮に入れて、延期されるであろうと、のべた。産業関係裁判所は、S. S. S.の組合に対しストに突入しないよう命ずるとともに、雇傭者側に対しては、新規雇傭、一般従業員の配転、従業員の特別業務への割当、現状をみだすその他の行動をしないよう勧告したのである。

▼ 政府、P. L. D. T. のグァム海底電線敷設計画に反対——公共事業省は、グァムとフィリピンとの間の何百万ペソも要する海底電線を敷設するという、P. L. D. T. (Phil. Long Distance Telephone Co., フィリピン長距離電話会社) の計画に反対の態度を明らかにした。同省も同じ計画を持っているからである。この意向を代弁して、アラフリス (Arturo A. Alafriz) 法務次官は、公益事業委員会に対し、本日に予定されていたP. L. D. T.の申請についての審理を延期するよう要請した。これにより、この計画に反対するのは、Globe Wirelessについて2者となった。

9月3日

▼ 軍、ワシントンに常駐軍事使節団を要求——サントス (Alfredo Santos) 参謀長は、バルデス (Simeon Valdez) 下院議員を長とする下院国防委員会に対して、「予定よりも2年おけている」合衆国の対比軍事援助を円滑にすすめるために、ワシントンにフィリピンの常駐軍事使節団を置くよう、提案した。

▼ 労働組合、L=L. 協定改訂を支持——フィリピン労働組合会議 (Phil. Trade Unions Council) のヘルナンデス (Jose J. Hernandez) 書記長は、合衆国の海外軍事基地でのフィリピン人被搾取労働者を見棄てたと、マカパガル大統領を告発した。彼は、N. E. C. (国家経済会議) の公聴会で、沖縄でのフィリピン人労働者(第3国労働者の95%を占める)が日本人・朝鮮人・中国人の享受している特別給与、退職金その他を受けていないことをのべ、彼の訪問のさい、キャラウェイ高等弁務官に

フィリピン

このことを提示したところ、同弁務官はラウレル＝ラングリー協定にしばられて何もできないとのべたことを指摘して、このためにも同協定を緊急に改訂する必要があると強調した。

▼ **NAWASA, PAL, スト終結**——NAWASA（水道下水公社）と PAL（フィリピン航空）のストは、労働次官兼労働関係局長ゲバラ立合いの下で、調停会議の席上、実質的な終結をみた。同労働次官は、

1. 230名の NAWASA 井泉部門の労働者を復職させるために毎月財源を供与するとのマカパガル大統領の約束にもとづいて、職場復帰協定を労資双方に調印させた。
2. PAL の株を誰が取得しようとも、会社側が週 40 時間を越える労働に対する従業員への遡及支払を定めた最高裁判決により課せられた義務を履行することを確約して、労資双方間の職場復帰協定の調印に立合った。
3. P. A. L. が、P. A. L. 監督者連合 (Supervisers' Ass'n.) と新協約を締結しスト再発を回避したさいに、一石二鳥を試みたと考えた。
4. Namarco 労組員の承認を得た後で署名されることを期待して、予備協定を作成した。

9月4日

▼ **Namarco スト終結**——Namarco（交易公社）の労資双方は、職場復帰協定に調印し、Namarco の 2 月近くにおわたったストは正式に終結をみた。これにより、組合側は、臨時雇員の 67% 雇傭権および守衛長任命権の放棄についての要求を撤回することに同意し、経営者側は、ストの合法性問題および旧労働協約に固執せずにスト参加者の職場復帰を認めた。なお、組合側は、新労働協約交渉の 2 年間ストをおこなわないことに同意した。

▼ **労働者代表, L.=L. 協定破棄を要求**——全国労働組合連盟 (Nat'l. Ass'n. of Trade Unions) のラクシナ (Ignacio V. Lacsina) 会長とフィリピン自由労働組合連盟 (Phil. Ass'n. of Free Labor Unions) のシド (Cipriano Cid) 会長は、N. E. C. 主催の公聴会で、ラウレル＝ラングリー協定が合衆国に対するフィリピンの経済的従属を恒久化することを目的とした「新植民地主義的取り決めである」ときめつけ、その破棄を要求した。しかし、シド会長は、組合が急激な破棄による影響にも意を払っていることを付け加えた。

▼ N. E. C. 議長、木材の取引税撤廃に賛成——国家経済会議のヘナレス (Hilarion M. Henares, Jr.) 議長は、フィリピンにおける製材業の工業化をはかる一手段とし

て、丸太に課する輸出税を重くし、木材・プライウッド・ベニヤ板販売にあたって現在課せられている内国取引税を撤廃することに賛成であると、のべた。なお、同議長は、この措置により乱伐を最小限にすることができようとも、のべた。

9月5日

▼ 大統領付経済顧問、農業の工業化を主張——計画実施局 (Program Implementation Agency) のファベリヤ (Armand V. Fabella) 長官は、荒地あるいは未墾地や現に稼働している大規模農業経営のようなどころでは農業の工業化を促進するためにも生産を増加させるためにも、近代農業機械が一層導入されるべきであることを、強調した。

▼ アバカ生産者、合衆国の綱索割当量の増加を要求——フィリピン・アバカ連合会 (Phil. Abaca Federation, Inc.) のボンネヴィ (Raoul S. V. Bonnevie) 会長は、ラウレル＝ラングリー協定に関する公聴会の席上、合衆国の綱索輸入割当量の600万ポンドから1200万ポンドへの増加を要求した。なお、彼は、協定再交渉に関して合衆国へのアバカ、パルプ輸出に対する関税率が高くされないよう注意を払うべきであるとのべ、外資奨励に積極的な賛意を表し、農業自然資源会議所の立場と軌を一にして同協定の即時再交渉を主張した。

▼ ミンダナオ開発の促進——ミンダナオ開発公社のバレンシア (Brigido R. Valencia) 総裁は、マカバガル大統領に対して、今年実施にうつされる暫定計画を提出、この暫定計画と開発5ヵ年計画の準備・着手とに3000万ペソの投資を要請し、ミンダナオ開発公社が「ミンダナオ、スールーおよびパラワンの社会経済発展を促進するという事業において動的建設的役割を引受ける準備をととのえた」ことを、明らかにした。 [M. B., 9. 5]

▼ 関税局、中央銀行の木材検査に反対——関税局のデ・ホヤ (Alberto de Joya) 局長は、内国税収入局のタブィオス (Benjamin N. Tabios) 局長、森林局のリベラ (Apolonio Rivera) 局長、フィリピン製材業会議所の執行委員会との会議の席上、仕向港で輸出材の検査を規定した中央銀行回状第182号の実施に反対の態度を明らかにした。この席上、会議所側は、日本・イタリア・デンマーク・フランスのバイヤーがこの回状の撤回されないうえにこの回状の影響を受ける契約を破棄する意図をもっていることを指摘し、これにより1億3000万ドルの損失となるであろうと強調した。 [M. B., 9. 5]

9月6日

フィリピン

▼ M. R. R. 組合、スト通告——マニラ鉄道会社 (M. R. R.) の機関部組合は、会社側に對し、7日から9日のあいだにスト計画を実行すると、通告した。このスト計画は、3月3日のスト通告および会社側が黙殺した3月23日の調停協定案にもとづくものであり、つぎのような組合側の要求を含んでいた。

1. 労働協約の更新。
2. 給与表の改訂、161名従業員の昇進、3名の従業員の職員機構からの除外を含む、職務評価および職階制計画の実施。
3. 35年以上勤続者に対するメダル授与、労働者とその扶養家族に対する無料医療・投薬、年1回の検診の実施。
4. 特別手当の支払。

9月7日

▼ コプラ貿易の不正を指摘——ココナツ局のマルケス (Bienvenido Marquez) 長官は、販売価格の95%の前渡金をバイヤーから受取りながら、契約量の70~75%しか現物を渡さないコプラ生産業者がいることを指摘し、これがこの国のコプラ全輸出量の50%以上をも輸出しているヨーロッパ諸国の業者たちから苦情の出ている原因になっているため、このような不正をただすよう要請した。

9月8日

▼ マレーシア実業家、フィリピン産品の市場を示唆——マレーシアの Hup Huat Trading Co. の Eng Ah Kow は、バルマセーダ (Cornelio Balmaceda) 商工相を訪問し、フィリピンの実業家・工業と契約を結ぶ便宜を与えられたことに對し感謝の意を表すとともに、マレーシアはフィリピンの砂糖・コプラ・コーヒーの良い市場であると、のべた。

▼ アデボソ、収賄で告発される——マリーニョ (Salvador L. Mariño) 法相は、ジープ購入にさいして収賄をおこなったという、ディオクノ (Jose W. Diokno) 上院議員のアデボソ (Eleuterio Adevos) 緊急雇傭局長官に対する告発を、マニラ市会計検査局に送付した。
[M. B., 9. 8]

9月9日

▼ 鉱物開発を促進——国家經濟會議のヘナレス議長は、ミンダナオ島のスリガオ・デル・ノルテのニッケル・鉄・銅の鉱床を急速に開発するため、8月に大統領の署名を得た新ニッケル法 (共和国法第 4167 号) に明示された内外の投資家に対する奨励措置を実効あらしめるように現行の競売形式の改訂を急ぐことを、ブスエゴ

(Fernando Busuego, Jr.) 鉱山局長に要請した。

9月10日

▼ 国連代表、安保理にマレーシア問題調停を提出——ボルハ (Jacinto C. Borja) 国連大使は、9日マレーシアによる国連へのインドネシア告発で頂点に達した係争を解決する方法として、アジア=アフリカ4ヵ国調停委員会設置というマカパガル大統領案を、安保理に提出した。 [UPI (U. N.), 9. 11—M. B., 9. 12]

▼ 経済調整局長官、セメント・住宅計画を承認——経済調整局のアデボソ長官は、人民宅地住宅公社 (People's Homesite & Housing Corp.) に対し、ケソン市のディリガン元合衆国海軍基地にプレ・ハブ住宅を緊急に建設するよう命じた。また、セプー・ポートランド・セメント会社のマルティネス (Ramon Martinez) 専務取締役の、経済調整局援助計画で設立される2つのセメント工場をマランガスとカガヤン州に建設するという提案を、原則的に承認した。

9月11日

▼ 外相、国連の調停を支持——メンデス (Mauro Mendez) 外相は、フィリピンはマレーシアにおける国連の「登場 (presence)」、あるいは、世界機関が東南アジアの平和を維持するにあたって是認するようないかなる行動をも支持するであろうと、のべた。

▼ フィリピン国有鉄道の一組合スト——フィリピン国有鉄道(前マニラ鉄道会社)の機関手・水夫・運転手組合(組合長は Jose Capistrano)は、賃金40%アップを要求してストに突入した。会社側が、資金難を理由に、この要求を無視したためである。なお、ゲバラ労働次官の30%アップ(5年間にわたる)あるいは毎年6%アップとの調停案も不成立におわった。

▼ P. N. B. スト——P. N. B. (フィリピン国立銀行)の従業員は、一新入職員の特別昇進の撤回、首脳部と関係のある新職員の採用の中上、前職員の親類の優先採用を要求して、ストに入った。このストは、1時間後には、経営者側が全面的に組合に譲歩することにより、中止された。

▼ IMFの決議案に反対投票——IMF総会において、フィリピンはラテン・アメリカ9ヵ国およびイラクとともに、世界銀行の職員に対し諸国政府と外国人との間の私的投資係争を調停するセンターを設置するための協定の起草を要請する決議に反対の票を投じた。 [UPI (東京), 9. 11—M. B., 9. 12]

▼ 農業・自然資源会議所会頭、政府の米政策を批判——農業・自然資源会議所の

フィリピン

モンテリバーノ (Alfredo Montelibano) 会頭は、生産と価格についての政府の矛盾している政策こそがこの国の毎年の米不足の根源であると、のべた。

9月12日

▼ フィリピン国有鉄道のもうひとつの組合もストに突入——フィリピン国有鉄道のもうひとつの組合である Kapisanan ng Manggagawa sa M. R. R. (指導者は Vicente Olazo) も、機関手・火夫・運転手組合につづいて、ストに突入した〔9月11日参照〕。経営者側が「資金不足」といつているにもかかわらず、ベルナル (Estanislao Bernal) 前森林局長を副専務理事・専務理事付技術顧問に(年俸1万8000ペソ)、ゴンサレス (Paulino Gonzalez) を秘書に (年俸6000ペソ) 任命したことに抗議して、この行動に出たものである。

▼ 国家経済会議、1965年度の米不足を予想——国家経済会議は、1965年に米の供給が59万5400トン不足するであろうことを認めて、マカパガル大統領と国会に対して米の在庫を増す措置をとるよう、要請した。会議は、下のような内容の、米・とうもろこし生産消費についての各政府機関間委員会の報告にもとづいて、この要請をおこなったのである。

1. 1965年6月30日に終る収穫年において、供給面では1袋56キロ入りで5518万2400袋と、需要面では4998万1400袋と見積もられる。したがって、この時の在庫は、月の総消費量が430万3425袋であることを考えると、36日分しかない。

2. 1965年7月、8月、9月の収穫を考慮に入れても、7月末には190万0168袋(13日分)の在庫しか見込まれず、8、9月には、それぞれ31万1122袋および172万1739袋の供給不足となる。

3. 生産と消費との差はしだいに大きくなりつつある。1964年の米生産高は、干ばつのため、1963年のそれより163万7100袋(3.56%)の減少を示し、1965年には1963年のそれを20万3100袋(0.5%)超えるにすぎないと予想される。反面、消費は1964年および1965年に、それぞれ1963年を126万7600袋(2.69%)、287万5900袋(6.1%)上回ると予想される。 [M. B., 9. 12]

9月14日

▼ マカパガル大統領、自由党の総裁に——マカパガル大統領は、「党とその幹部の分裂的な陰謀に効果的に反対し、党の利益と勝利とを危地に陥れる党幹部・党員・党支持者のあいだにある混乱への傾向を阻止するために」、ビリャレアル (Cornelio T. Villareal) 下院議長の党総裁の地位を奪い、「今後の通達のあるまで臨時に党総

裁の職につく」との声明を出した。

▼ 鉄道スラトに対し強制調停——マラカニヤング[大統領官邸]は、フィリピン国
有鉄道のふたつのストライキを、強制調停にするために産業関係裁判所に付託した。

9月15日

▼ サバ問題討議、行詰り——フィリピンとマレーシアとのあいだのサバ問題討議
は行詰った。両国はフィリピンの領有権についての準備会談を開くことに同意はし
たものの、フィリピンが国際司法裁判所にこの問題を提訴することを強く主張した
のに対し、マレーシアはこれに同意しなかったのである。

▼ 中央銀行、仕向港における輸出品検査は正当と主張——中央銀行の政策委員会
は、海外の仕向港での材木の検査を要求する回状第182号について、多くの批判の
的になっているが外国の輸入業者に対する輸出荷の引渡しの延引をもたらすことには
ならないと、確約を与えながらも、実施を見合わせることにした。中央銀行のカ
スティーリョ総裁は、回状第182号が「一方的なもの」であり、日本の主権を侵害
するものであるという日本大使館からの抗議に対する解答を、すでに外務省に手渡
したとのべ、さらに、この措置が通常の貿易手続であり、コプラおよびココナツ油
の輸出に関して2年前に採用されたものであると主張した。

▼ 農業は最大の所得源——フェリシアノ (Jose Feliciano) 農業・自然資源相に提
出された農業経済局の雇傭に関する報告によると、1962～63年度において、農業(林
業・狩猟業・漁業を含む)に従事して所得を得ていたものは約61%、そのうち約
46.7%は自営、約19%が労働者、35.5%が無報酬の家族労働者であるとのことである。

なお、非農業部門(11%を占める製造業、9%を占める商業を除く)の従業者は
18%で、そのうち87%が労働者、11.9%が自営、1.5%が無報酬の家族労働者であ
る。製造業では、48%が労働者、38.3%が自営、14.1%が家族労働者、商業では、
自営が60%をしめ、家族労働者が13.8%であるとのことである。

[PNS—M. B., 9. 15]

9月16日

▼ 小売業国民化法は、司法権限外——アラフリズ (Arturo M. Alafritz) 法務次官
は、パラズ会社の提訴に関連して提出された覚書で、裁判所にはアメリカ人の所有
するあるいは支配する会社の関係する事件において小売業国民化法を解釈する権限
がないとの見解を表明した。アメリカ合衆国がこの法の解釈をも含む問題を解決す

フィリピン

る方策をすでにとった以上（ジョンソン大統領はマカパガル大統領宛書簡でこれについて「重大な問題」と言及した）、ラウレル＝ラングリー協定の条文にしたがって、両国政府間の協議でもって解決されるべきであると、のべた。

9月17日

▼労働組合を破壊する「陰謀」を暴露——Lapiang Manggagawa（労働者党）のシド（Cipriano Cid）総裁（10万人のPhil. Ass'n. of Free Labor Unionsの指導者）は、政府公社内の労働組合運動を破壊する「悪らつな陰謀」を暴露した。彼によると、「陰謀」は、つぎのようなものである。

1. 不注意な組合指導者が、まず挑発によって不合理な要求をする。これは、彼らに対する反対世論をかきたてるために、広く報道される。
2. 経営者側は、それから、急激な反労働者的行動をとり、組合がストを通告するか実際にストに突入するかさせる。
3. ここで、政府の法律家たちが登場し、「周知の」反労働者的裁判官の前で組合に対する考えられるだけの告発をたたきつける。そして、裁判官たちは、禁止命令をつぎつぎに出して組合活動を挫折させ、組合員を無気力にする。

▼農業・自然資源資源会議所会頭、新産業育成策を非難——農業・自然資源会議所のモンテリバーノ会頭は、「砂上に急いで組織され、原料を主に輸入に依存するいわゆる新しい必要な諸産業に対する、人為的にして誤っている政府の支持が、大規模な密輸をはびこらせ、ひじょうに儲けの多いものにしてきた」と非難した。さらに、「政府の直接補助金なしで一定期間自分自身の足で立っていることのできないような産業は忘却されるべきであり」、それに向けられていた政府資金は競争の試練に耐えうる産業に回されるべきであると、主張した。

9月18日

▼港湾労働者、ストを通告——Roberto S. Ocaの指導下にある港湾労働者組合は、もし政府が悪意をもって荷役（arrastre）入札を拒否したことが明らかになれば、ストライキに突入するであろうと、通告した。この警告は、入札に参加した5業者全部を資格なしとした政府決定を発表した（17日）エチャノバ蔵相に対してとくに向けられた。

▼在比アメリカ商工会議所、L=L. 協定の再交渉に賛成——在比アメリカ商工会議所のボールドウィン（Newland Baldwin）会頭は、ラウレル＝ラングリー協定再交渉についての同会議所の声明書をヘナレス議長に手渡した。この中で、同会議所

は、「協定を無期延長して互恵関税を継続させることを目的として」協定の再交渉をおこなうよう勧告した。

▼ IMF 専務理事，中央銀行の政策を支持——IMF 総会の後訪比した（17～19日）シュバイツァー専務理事は、「中央銀行総裁に代表される善の勢力（the forces of good）と蔵相に代表される悪の勢力（the forces of evil）」の間に衝突があり、これがこの国における経済安定性を確立しようとする努力を妨げていると、のべた。

▼ 日本，合弁企業参加を希望——ムトゥク（Amelito R. Mutuc）前駐米大使は、日本のおもな実業家たちが、フィリピンの現行法にしたがって60～40ベース（フィリピンが60）合弁形態で、フィリピンの経済開発に参加する意向をもってしていると、のべた。日本側は、これにさいし、とくに技術援助、さらに長期信用をも供することである。

9月19日

▼ 工業会議所，投資奨励法についての公聴会を要求——フィリピン工業所のデルガード（Antonio Delgado）会頭は、「自由化は、それを補足する諸措置が講じられなかったため、フィリピン人の諸産業を困難な状態の下におくことになった」とのべ、自由化によって深刻化された危険である外国資本の跳梁から経済を保護するため、外国資本の流入および活動を規制するとともに、国内資本を重工業・基本産業に投下させるような、投資奨励法が制定される必要がさし迫っていると、上院商工委に対しこの法案についての公聴会を緊急に開くことを要請した。

[M. B., 9. 19]

9月20日

▼ 国府外相，訪比——国府の沈昌煥外交部長は、アジア地域における共産主義の増大する脅威の前であって、この地域の自由諸国がその資源および人員をプールする必要があることを強調するため、フィリピンを訪れた。

9月21日

▼ 土地を砂糖農園に転化させる傾向——ネグロス・オリエンタル州のペルディセス（Mariano F. Perdices）知事は、最近のテレビ放送で、75ヘクタール以上の土地がいくつか、土地改革法の適用を免れるために、砂糖地帯に変えられたと、のべた。同知事によれば、土地改革法の一部は、「米・とうもろこしの増産キャンペーンに悪い影響」をもたらすものである。 [PNS (Dumaguete), 9. 21—M. B., 9. 22]

フィリピン

9月22日

▼ 外交政策諮問会議と安全保障会議——マカパガル大統領は、外交政策諮問機関と会して、ロペス (Salvador P. Lopez) 大使のマレーシア=インドネシア紛争調停のためのフィリピンの最近の努力についての報告を聴取した。その後、大統領は、安全保障会議に出席して、ペラルタ (Macario Peralta, Jr.) 国防相から南ベトナムの最近の情勢についての報告を聞いた後、ペラエス (Emmanuel Pelaez) 副大統領、ビリャリアル下院議長およびマナハン (Manuel Manahan) 上院議員の現地視察の報告を受け、それらの報告が彼の合衆国公式訪問にとって大いに有益なものであると感謝の意を表した。

▼ フィリピン国有鉄道のスト解決——産業関係裁判所のマルティネス (Arsenio Martinez) 主席判事は、4年間にわたる漸増ベースでの、機関手組合に対しては20%給与アップ、Kapisanan ng Manggagawa に対しては15%給与アップを決定して、11日にわたったストを解決に導いた。

▼ Marcelo 労働者、ストに突入——Marcelo 企業の三つの工場の約6000の労働者は、不公正労働行為、組合員および幹部の不法解雇、組合員に対する威嚇に対して前からストの警告を発していたが、産業関係裁判所のマルティネス主席判事による両者の主張聴取ののち162名の解雇労働者の問題について意見の一致を見ず、ストに突入した。

9月23日

▼ 下院議長、訪米——ビリャリアル下院議長は、10日間の予定で合衆国を訪れた。フィリピンが国家建設にさいして遭遇している社会=経済諸問題をアメリカ政府および国民に知らせるためであるとされた。なお、出発前空港で下院議長と大統領とは親しく別れを告げ、自由党上層部が一体であることを公けに示した。

▼ 国連大使、赴任——フィリピンの対ソ政策についての問題の多い声明書を出したあとで外相を解任されたロペス (Salvador P. Lopez) は、国連大使として任地に赴いた。

▼ カナダ、P. L. D. T. に対し1300万ドルを借款——カナダ連邦政府は、P. L. D. T. (フィリピン長距離電話会社) に対し、カナダの電話施設購入のための借款1300万ドルを許与したと、カナダのシャープ (Mitchell Sharp) 通商相が発表した。フィリピンの投資開発公社 (Nat'l. Investment & Development Corp.) は、この借款に保証を与えた。

[UPI (Ottawa), 9. 24—M. B., 9. 25]

9月24日

▼ 大統領、ユーローの誕生日を祝福——マカパガル大統領は、ユーロー (Jose Yulo) 前下院議長70歳の誕生日に出席した。記者会見でユーローに対してなされた告発がどうなったかと尋ねられたとき、大統領はそれはすでに却下されてしまったとのべた。なお、大統領は、ロベス上院議員および労働者の指導者オカに対する告発も国家により却下されたとのべた。

▼ フィリピン実業界、アメリカ商工会議所の L=L 協定についての意見に反対——フィリピン商業会議所のムニョス (Demetrio Muñoz) 会頭とフィリピン工業会議所のタンチャンコ (Jesus Tanchanco) 副会頭とは、それぞれ、平等待遇の無期延長とその他国民への恵与とを要求したアメリカ商工会議所のラウレル＝ラングリー協定についての意見に反論した。「合衆国会議所の勧告は、平等待遇をアメリカ人だけでなく他の外国人にも同様に与えるために、実質的には小売業国民化法の撤回を要求するものである」とのべた。

▼ 合衆国から輸入米到着——フェリシアノ農相は、1500万ペソに上る2万5000トンの米が来月合衆国からマニラ港に到着するであろうと、発表した。これは、1964年後半に合衆国から PL 480 の規定にもとづいて輸入される2番目のものである。最初の2万5000トンはすでに数週間前に到着しており、第3の2万5000トンも年内到着の予定となっている。

▼ 日本とのバナナ貿易——日本とのバナナ貿易は、フィリピンが上質のバナナ生産に成功すれば、5億ペソもの規模の産業になるであろうとの日本技術者の言明により、フィリピンの小農たちは未墾地をバナナ園に変えようとしている。なお、フィリピン・バナナ300箱の新しい荷が9月13日に日本に向け発送された。

[M. B., 9. 24]

9月25日

▼ コプラ在庫品の炎上についてココナツ局長声明——ココナツ局のマルケス長官は、アメリカの実業家が保険金を集めるためにコプラ在庫品の炎上に関係したと、発表した。コプラ炎上事件は、ケソン市のサリアヤおよびデバオ市と、サンボアンガ州のディボログ港およびカマリネス・ノルテ州のメルセデス港の沖合に碇泊中の2隻の外国船上で、起ったと報じられている。

▼ コプラ価格、回復——フィリピン・ココナツ局の報告によると、「業者の中に100キロ当たり55ペソと値をつけるものもでてきて、コプラ市場に正常に戻りつつ

フィリピン

ある。」コブラの価格は、国内取引において、8月に100キロ当たり58ペソから40ペソに暴落したのである。[M. B., 9. 25]

9月26日

▼ **ボルハ帰国**——前国連大使ボルハ (Jacinto Borja) は、休暇と協議のため帰国し、しばらくして新任地日本へ赴任することになった。

▼ **工業会議所、アメリカ商工会議所のL=L. 協定に関する意見に反論**——フィリピン工業会議所は政策声明書を発表し、ラウレル=ラングリー協定に関する在比アメリカ商工会議所の見解を攻撃した。同会議所は、合衆国の政府と国民が真にフィリピンの経済発展を援助することに意を注ぐならば、平等待遇条件のない、しかもフィリピンが他の国ぐにと同様な協定を結ぶことを禁止しない協定が調印されたであろうと、強調した。なお、政策声明書の要点は次の通り。

1. アメリカの会議所の提案は、実質的に、フィリピンの政府がこの国の市民と企業家とを外国の強力な大企業と不平等なたたかいをさせるよう、勧告している。

2. アメリカの会議所の提案は、フィリピンの全経済部門で完全所有の外国系子会社として稼働できるという権限を、外国企業に付与することとなる。

3. 製造業の成長をもたらすのは平等待遇でなくて為替管理であり、この国の多くの現存諸産業において先駆的役割を果し創業の危険をおかしたのは外国資本でなくてこの国の資本であった。

4. 平等待遇は、「外国投資家たちがこの国に投資のためにもたらしたよりもかなり多額の利益・利潤を外国に送金する」という彼らの忌むべきやり方を恒久化し強化するであろう。1950~60年に、外国資本がフィリピンにもたらした額は1920万ドルにすぎないが、同期間に海外送金を行なった額は2億1570万ドルにのぼった。

なお、同会議所の声明は、けっして外資の流入をはばむ意図を持っていないこと、とくに合弁形態での外資の参加を歓迎することを附加した。

▼ **商業会議所、L=L. 協定についての立場を発表**——フィリピン商業会議所は、ラウレル=ラングリー協定についての立場を、9月26日付 *Bulletin* に発表した。声明書は、同協定が「われわれにより多くの利益をもたらし、ラウレル=ラングリー協定の諸目的〔フィリピンの工業化と合衆国市場の維持〕を達成してきた（ひじょうに十分にではないが）」とし、この合衆国市場を維持しうる唯一の方法として協定の再交渉を唱道するとともに、反面、わが国の憲法が修正されないかぎり、わ

が国の自然資源の開発と公共事業の運営とにおける平等待遇に関する第6条はわが国家利益と伝統に反し不法なものであって、1974年以降それを含むべきでない」ことを明らかにした。

9月27日

▼ トレンティーノ上院議員、平等待遇の延長に反対——上院の多数派指導者であるトレンティーノ (Arturo M. Tolentino) 議員は、国民党の大統領候補者のひとりとして、ラウレル=ラングリー協定に規定されている期限 (1974年まで) 以上に合衆国人に対する「平等待遇」許与を延長すべきでないと、のべた。同議員は、このさい、テーラー (George E. Taylor) の書を引用し「平等待遇」が所期の経済好況をもたらさなかったことを強調した。また、外資関係法案を通過させようという政府首脳部の努力に矛盾のあることを指摘し、「外資を招入しようとする乞食的政策のかわりに」、「外国あるいは外国金融機関からの借款の形で資本を探して」「わが国民がわが国の経済発展を速めることができるような機会を活用しよう」と呼び掛けた。

9月28日

▼ 大統領、次期大統領選挙に出馬を公式に声明——マカパガル大統領は、第54回の誕生日にあたって、「私は再選に出馬する挑戦を受ける」と題する声明書を発表し、1965年11月9日に行なわれる選挙に参加することを正式に声明した。この声明書の中で、とくにつぎの七つの出馬理由を挙げた。

1. 自分の社会経済計画およびこれに関連する土地改革案を実施するに最適な立場にあること。
2. 汚職・腐敗に対する戦いで成功をおさめていること。
3. 変革の反対者と戦い、大衆に安い米、住宅、仕事、衣服を与えることができること。
4. 再選されれば、さらにもう一度選挙に出馬する意図がないため、政治的配慮なしに大統領の職責を果しうること。
5. 再選されれば、「あまりにも多くの政治と政治的確執」のない政治的平和がもたらされるであろうこと。
6. 一期目は立法機関を支配できなかった以上、自分の計画を完成させるためにもう一期与えられるべきこと。
7. 大統領としての4年間の経験により、「わが国民の種々の問題に対する解

フィリピン

決策を、より大で無比の能力と有効性をもって、立案し実施する」ことができるようになるであろうこと。

▼ **ロペス、国連に信任状を提出**——ロペス (Salvador P. Lopez) 新国連大使は、信任状を提出し、「マカパガル大統領の下でフィリピンがとってはきた外交政策と軌を一にして、われわれは、東南アジアに起ってきている争乱・紛争の公正かつ平和的解決にとくに注意を払うであろう」とのべた。

▼ **上院、米不足問題を調査**——上院のアルメンドラス (Alejandro D. Almendras) 議員を委員長とする農業委員会は、60万トンの穀物を輸入する政府案についての調査を開始した。この国民党の支配する委員会は、来年の米不足の予測が時期尚早であるばかりでなく、誤っていることを証明しようとするものであり、フェリシアノ農相、ヘナレス議長を召喚した。〔9月12日参照〕

9月29日

▼ **AID 長官、小売業法を非難**——合衆国 AID (国際開発局) のベル (David Bell) 長官は、フィリピンの小売業国民化法を「外国投資のための現在の状況における極度に不安定をよびおこす要素」とであると規定し、「このような発展が新しい外国投資を少なくし、現在の所有のあり方に対する重大な関心をよびおこしてきた」とのべた。〔UPI (N. Y.), 9. 30—M. B., 10. 1〕

9月30日

▼ **アデボソ、辞意を表明**——経済調整局のアデボソ長官は、緊急雇傭局長官の職および政府のすべての官職から退きたいむね、大統領に要請した。これは、緊急雇傭局におけるジープ購入にからむ収賄容疑に関係して出された二度目の要請（一度目は9月22日付書簡で）であり、この件についての最初の聴問会が予定されている日（10月2日）に解職されることを要請したものであった。〔9月8日参照〕

▼ **ロハス上院議員、西独資本歓迎の意を表明**——ロハス (Gerardo M. Roxas) 上院議員は、ボンで西独首脳部と、フィリピンと西独との経済関係緊密化の可能性について協議した。シェール (Walter Scheel) 経済協力相主催の昼食会では、西独の実業家と政府当局者に対し、フィリピンの自然資源開発の必要とフィリピンの産業指導者たちがこの開発にさいして当面している困難とを強調し、西独資本との協力による開発の可能性について、のべた。

フィリピン

〔大統領の訪米〕 3日、マカパガル大統領は懸案の合衆国公式訪問に出発した（8月28日参照）。2日にわたった米比両国大統領の会談の後に発表された共同コミュニケ（10. 6）は、会談の内容として次の点を明かにした。第1に、両国ともに中国を東南アジア地域における「さし迫った」脅威とみなし、南ベトナム防衛においてフィリピンが合衆国と全く同調すること。しかし、フィリピンの防衛体制強化とともに「フィリピンに対する武力攻撃が当地に駐屯中の合衆国軍隊および合衆国に対する攻撃とみなされ直ちに反撃される」ことが唱えられながらも、フィリピンの南ベトナムに対する具体的コミットメントについては何ら推測できない。第2に、合衆国がフィリピンに対する経済援助を強化すること。土地改革、教育および農業電化に対する援助の増額と、1965年における米の追加引渡しに同意した。第3に、合衆国が小売業国民化法の両国間経済関係に与えるマイナスに懸念を持っていること。

以上の内容は、第3点をのぞいて、大統領が帰国後列挙した「成果8項目」にも盛り込まれたが（10. 16）、反対党のトレンティーノ上院議員が反駁したように、いずれも、具体的にすぐ新しい実効をもたらすようなものでなかった。たしかに、今回の訪米は、一般に公表されたものからだけ見るかぎり、「純粋に親善的な訪問」であった。

〔学生と労働者のデモ〕 しかし、今回の訪米は、フィリピンの国内情勢、さらに随員の構成を考慮に入れると、重大な意義を持つものと考えられた。両首脳の間談議題として、次の3点が当然考えられた。(1) ラウレル＝ラングリー協定改訂問題。(2) フィリピンの対南ベトナム援助増強（派兵をも含む）。(3) PL480下での米輸入問題。そのため、とくに(2)と関連して、大統領訪米は、同時期の南ベトナム援助強化論者ペンダトゥン議員を長とする下院使節団の南ベトナム訪問とともに、北ベトナム政府の強い抗議的となった（10. 15）。国内では、大統領訪米の前夜、約500人の学生と労働者によるデモが組織された。デモは、平等待遇（parity）条項の撤廃とラウレル＝ラングリー協定の廃棄を要求して大統領官邸とアメリカ大使館に向い、11人もの負傷者を出すという流血事件にまで発展した。

N. B. I.（国家検察庁）は、このデモを事前通告なしの不法行為であり、インドネシア共産主義者の扇動によるものと断定したが、労働者党（Lapiang Manggagawa）とウトゥタルム（Salih Ututalum）下院教育委員長はこの断定に強く反論した（M. B., 10. 5, 7, 9）。どちらの見解をも現在の資料からだけでは証拠づけることはできないが、国内外の情勢、とくに在比アメリカ商工会議所のラウレル＝ラングリー協定について

フィリピン

の文書(9.18)を契機にしたナショナリズムの活発化と9月以来の労働運動の昂場を考慮に入れば、この「経済的自由行進(Economic Freedom March)」が発生の必然性を国内に持っていたことは否定できないであろう。

〔ナショナリズムの発展〕 対米依存経済からの脱却を目標とする「ナショナリズム」への強い傾斜は、各局面にみられ、2日のデモはそれらの動きの頂点をなしたものと見えよう。

第1に、9月末から問題になっていた合衆国の大セメント会社(Lone Star Corp. of America と Koppers Inter-American) 進出についての公聴会が1日N.E.C.の召集により開かれたが、その席上フィリピンのセメント工業経営者たちは揃って強硬な反対の意を表明した。*Manila Bulletin* の Forum on Economics 欄担当者も、積極的に反対を叫んだ(M. B., 10. 8, 10, 11, 16)。

第2に、ラウレル＝ラングリー協定に対する反対の声も高まった。在比アメリカ商工会議所雑誌9月号の論説に対するフィリピン工業会議所の非難(3日)を皮切りに議論が展開され、17日には商業、工業、労働関係諸団体が憲法中の平等待遇規定廃棄と協定再交渉の2点を統一的に要求することとなった。副大統領、マルコス上院議長ら国民党指導者も平等待遇権延長にはげしく反対した。

第3に、タニャーダ上院議員の暴露したダバオ開拓地(Davao Penal Colony)のMindanao Friut Co. (United Fruit Co. とフィリピン人との合弁)への貸付計画も非難的となった。政府は、これをもってアメリカ資本導入のさそい水としようとしたのであったが、11月4日ついに破棄せざるをえなくなった。

最後に、貿易市場を合衆国以外に求める動きがみられた。ソ連経済担当官の発言(7日)に端を発した対ソ貿易は一応棚上げになったが、バルマセーダ商工相はアラブ連合のパートナー提案に好意を示し、また、商工相みずから長となる貿易使節団のオーストラリア訪問日程がきめられた(M. B., 10. 31)。

たしかに、*U. S. News & World Report* がのべているように、“ultranationalism”の傾向がみられ、「米比両国人を驚かさような速度で、猜疑心と反目とが拡がりつつある。』*しかし、マカパガル政権としては、自己の社会経済総合計画実現における外資の役割を重視するがゆえに、とくに米大統領が小売業国民化法に疑念を持っている現在、外資喪失をも賭して対米依存の払拭はできない。これは、また、フィリピンの資本主義発展とも深く絡み合っている。ここに、フィリピン経済発展におけるディレンマが存在すると言えよう。

*“A New Worry For the U. S.—Trouble With an Old Ally,” *U. S. News & World Report*, Oct. 12, 1964.

フィリピン日誌

1964年10月1日

▼ **アデボソの辞表受理さる**——マカパガル大統領は、ジープ購入に関するディオクノ (Jose W. Diokno) 上院議員の告発の疑いが晴れるまで無期限に経済調整局・緊急雇傭局その他すべての職を解かれないとの、アデボソ (Eleuterio Adevos) 大統領府顧問の願いを受理した。同時に、大統領は、アデボソが自由党の副書記長としてその職務に専念するであろうと、のべた。

▼ **P. H. H. C., スト**——P. H. H. C. (People's Homesite & Housing Corp., 人民宅地住宅公社) での短期罷業は、リボラダ (Rodrigo Liporada) の指導する P. H. H. C. Progressive Union (Federation of Democratic Workers に加盟) により、公社側が当組合を認めないことに抗議しておこなわれた。同公社にはアラオ (Felimon Arao) の指導する United Homesite Employes & Laborers Ass'n. なるもうひとつの組合があり、これとの対抗の中で、ストは激しい様相を呈した。

▼ **Meralco 債券、アメリカ金融市場で売出し**——Meralco (Manila Electric Co.) の6¼パーセント利付1984年6月1日償還の債券800万ドルは、White, Weld & Co. の裏書をもって、アメリカ合衆国の金融市場に売出された。これにより、フィリピンは、はじめてアメリカ金融市場に登場した。

[UPI (N. Y.), 10. 2.—M. B., 10. 3.]

▼ **セメント工業についての公聴会**——N. E. C. (国家経済会議) は、アメリカのふたつの大セメント会社 (Lone Star Corp. of America, Koppers Inter-American) の進出についての公聴会を召集した。席上、Filipinas Cement Corp. のパウティスタ (Marciano D. Bautista) 専務取締役は、この国のセメント工業の代弁者としてフィリピン人が二産業を創始しすでに約2億5800万ペソをも投資しているため、「セメント工業は外国企業に対し閉ざされていることを宣言する」ような確固たる政策をN. E. C. に対し要求した。なお、アメリカのセメント会社の進出に対する請願書が、フィリピンのつぎの諸会社により提出された。

Republic Cement Corp., Apo Cement Corp., Filipinas Cement Corp., Rizal Corp., Bacnotan Cement Industries, Universal Cement Co., Mindanao Cement Co.

10月2日

フィリピン

▼ 学生労働者デモ——約 500 人の学生と労働者は、この国でアメリカ人に許与されている平等待遇 (parity) 権の撤廃とラウレル＝ラングリー協定の廃棄とを要求して、アメリカ大使館と大統領官邸にデモをかけた。デモの激化にともなって、マカパガル大統領は 5 人の学生代表と会談したが、彼ら学生代表がデモ参加者たちに、大統領はデモ参加者が平等待遇について知らないとのべ自分たちを侮辱したと報告したとき、さらにデモは激化した。しかし、デモ開始後 4 時間にして官憲の武力の前にデモは解散した。なお、デモ参加者たちは、マカパガル大統領の辞任と次期選挙でのマルコス (Ferdinand E. Marcos) 上院議長支持を叫んだ。

10 月 3 日

▼ 大統領、訪米——マカパガル大統領は、メンデス (Mauro Mendez) 外相はじめ随員 13 名とともに 11 日間にわたる訪米の途についた。なお、エチャノバ蔵相はすでに合衆国に行っていて、現地で行に加わることとなった。

▼ P. C. I., アメリカ商工会議所雑誌論説を非難——P. C. I. (フィリピン工業会議所) の理事会は、全会一致で、平等待遇権の延長と他の外国人に対する互恵的権利の許与とを主張するアメリカ商工会議所の提案を内容としたその雑誌 (Journal of Am. Chamber of Commerce) 9 月号の論説を、非難した。フィリピンの会議所は同会議所が「法律に合致する、あらゆる考えられる方法で、あらゆる考えられる段階で、フィリピン人のアメリカの権益への経済的屈服を永久化しようとするアメリカ会議所の明白な試みに対してたたかう」であろうとのべ、全政府当局者・職業市民グループ・学生団体に対し、「アメリカ会議所の明らかに侮蔑的な態度に対し精神的に異口同音に抗議する」よう呼びかけ、さらに、「フィリピン＝アメリカ間の特別関係の完全な検討と平等待遇の即時廃止」を要求した。

▼ C. C. P., 中央銀行回状第 182 号について発言——C. C. P. (商業会議所) のムニョス (Demetrio A. Muñoz) 会頭は、中央銀行のカスティージョ (Andres Castillo) 総裁あての書簡で、同会議所は木材の仕向港における秤量を規定した回状第 182 号の目的には同意するがその実施によりこの国の木材業が危険に陥るであろうと信ずると、のべて、その回状の実施中止と再考慮を要請した。

▼ 米生産者、大統領の「場当りの演技」を非難——米・トウモロコシ生産者協会のモレノ (Mario Moreno) 副会長は、マカパガル大統領が、米を輸入しなければ貧乏人が飢えるであろうという「感情的論議」でもって「場当りの演技 (grandstand play)」をしていると、非難した。同副会長は、現政権がカバン (cavan, 初約 44 キロ) 当たり 12.50 ペソでパライ米を買いあげて生産者を援助しているとの主張に対して、

米の生産価格が13.50ペソであるとのN. E. C. の是認を対置させ、米の輸入がおこなわれれば価格の低落がみられ全人口の約40%に達する米作農民の利益がそこなわれるとのべた。なお、N. E. C. の60万トン不足の予測の根拠となった数字は収穫期前の5、6月に集計されたものであり、そのうえ、それだけによっても10万トンの不足が予測されるだけであるとのべた。

10月4日

▼ 下院議長代理、ベトナムにおける合衆国の確固たる立場を要求——ペンダトゥン(Salipada K. Pendatun) 下院議長代理は、東南アジアを共産主義から救うためにはアメリカ合衆国が断乎として南ベトナムの現在の戦争に介入することが必要であると、のべた。また、マカパガル大統領の現在のワシントン訪問がアメリカの世論と政府意見を結晶させ「わが東南アジアの隣人」における行きづまり状態にある戦争を終らせるのに役立つであろうと、付加した。

▼ 労働者党、デモについて大統領に反論——Lapiang Manggagawa (労働者党) のシド(Cipriano Cid) 総裁は、マカパガル大統領が合衆国へ出発する直前に大統領府は10月2日のデモについて知らされていなかったとのべたことに対して、事前に2度大統領に、1度リンガド(Jose B. Lingad) 労相に通告したこと、5日前に労働者党の2名の指導者がリンガド労相と協議したこと、デモ直前に労働者党指導者と労相の使節2名(フィリピン大学労働センターのRamon Jimenez 理事とRaoul Inocentes 労相補佐官)と会談したことを指摘して、反論した。なお、国家検察庁のルクバン(Jose Lukban) 長官がデモを「インドネシア共産主義者の陰謀」に帰したことを、非難した。

10月5日

▼ マカパガル＝ジョンソン会談(～6日)——マカパガル大統領は、ジョンソン大統領と、2日にわたって、外交問題および両国間の経済問題について会談した。6日発表されたマカパガル＝ジョンソン共同コミュニケによると、両大統領は、「東南アジアの自由諸国民の自分自身の未来を決定する権利の防衛にあたって行動と目的とにおける両国間の統一を維持することを誓い」、「南ベトナム国民の側に立つ意図を再確認してSEATO条約下における東南アジア防衛の約束を繰返し」、中華人民共和国が「極東における差迫った脅威」を与えつつあることに同意した。また、ジョンソン大統領は、「フィリピンに対するいかなる軍事攻撃も当地に駐屯する合衆国軍隊および合衆国に対する攻撃とみなされ直に反撃されるであろう」ことを明

フィリピン

らかにした。経済面について、ジョンソン大統領は、合衆国がフィリピンの台風被害者に2万5000トンの穀物を贈与すること、平和のための食糧計画にもとずいて10万トンの米を売ること、戦災法に規定されている教育のための特別基金の最大限利用のため合同委員会を設置することに同意するとともに、フィリピンの小売業国民化法が両国間の経済関係をいちぢるしく損なうであろうことを指摘して同法に対する合衆国の憂慮を披瀝した。

なお、共同コミュニケにはもられなかったが、マカパガル大統領は、5日、Nat'l. Press Clubでの講演で、インドネシア・マレーシア間の交渉再開の「最低条件」はゲリラのマラヤから撤退であると、のべた。

10月6日

▼ N. Y. Herald Tribune, フィリピン—マレーシア両国の緊密な関係を要求—
New York Herald Tribune は、その社説で、「フィリピン人がインドネシア人と共通の反マレーシア事業をおこなっているとインドネシア人に信じ込ませるのに役立つだけのボルネオ要求権を棄てることをフィリピンに期待する」とともに、合衆国の物質的援助の増大のかわりにフィリピンがベトナムでアメリカ人を助けることができるであろうと、のべた。 [UPI(N. Y.), 10. 6.—M. B., 10. 7.]

▼ 国家検察庁、デモについて報告—国家検察庁のルクバン長官は、首相職務を代行しているマリニョ (Salvador Mariño) 法相にデモについての報告を提出したが、この報告の詳細は公表されなかった。したがって、少なくとも11名の負傷者を出したこのデモがインドネシア共産主義者と関係があったという主張を繰返したかどうか不明であるが、同時にデモに参加した学生団体のひとつである協議会代表連盟 (Conference Delegates Ass'n., Conda) のデモの行なわれ方を非難した手紙の一部が公開されたところからみると、ルクバン長官は学生たちに彼らを暴力行為の誤りにみちびくような共産主義的群衆扇動家たちに注意するよう警告する意図をもっていると考えられる。

▼ 労働者代表、デモに関してCIAを非難—Lapiang Manggagawa (労働者党) のラクシナ (Ignacio P. Lacsina) 書記長は、「合衆国のCIAに対する当地での無制限活動許可権」がもたらす重大な危険に警告を発して、合衆国の中央情報局 (CIA) に非難を浴びせた。同書記長は、2日の経済的自由行進 (Economic Freedom March) 以来、具体的な証拠を提供することなくあの大行進をインドネシア共産主義者のせいによって民族主義者たちをおどしアメリカ人の平等待遇権に対する反対を継続させないようにする「周知のCIAの赤狩り技法」を指摘し、さらに

「わが国の情報官が外国の権益を唱道するために外国勢力により用いられていることは明らかである」とのべた。

▼前公共事業相、中央銀行と外国企業りの結託を非難——バレンシア (Brigido R. Valencia) 前公共事業相は、中央銀行が Fesco (ルーマニア人とアメリカ人とが中心となっている Far East Superintendnce Co., Ltd.) との契約のあとで回状第 182 号を出していることを指摘し、中央銀行が税関、内国税収入局および林野庁の公務員を信用しないならば彼らからその機能を奪うべきであり、外国人にこの仕事を託すべきでないと、主張した。

10月7日

▼ソ連、フィリピンとの貿易を要請——ソ連外務省計画経済部のヴィクトル・アゾフ副部長と貿易経済研究所のクリルロフ所員とは、ソ連が開発諸国からの熱帯産品に対する関税を廃棄した (1965年1月1日に発効予定) ため、ソ連はフィリピンの輸出品、とくに砂糖、コプラおよびアバカのほとんどを消費することができる、のべ、フィリピン人がしなければならないことはモスクワとの貿易関係を樹立することだけであると、強調した。

10月9日

▼インドネシア・ゲリラの半島からの撤退が三国首脳会談の最低条件——カイコ (Librado D. Cayco) 外相代理は、マカパガル大統領のプレス・クラブでの発言に関して、インドネシアがマレー半島からそのゲリラを撤退させないかぎりフィリピンは三国首脳会談を提唱しないことを、明らかにした。同外相代理は、このさい、「半島」は「反論の余地のないマラヤの領土である」が、「北ボルネオ領においては、これが反論の余地のある領土であるため、われわれは寛容なのである」とのべた。

10月10日

▼新食糧自給緊急計画——計画実施局のファベリャ (Armand V. Fabella) 長官は、全国総生産の増大の手段として、おもに耕地拡張にたよるよりも、現在の米・トウモロコシ耕地の生産量を増すための集約農法に重点をおく、政府の新食糧自給緊急計画の大要を発表した。

▼N. E. C. 議長、日本人投資家にニッケル鉱開発を提案——日本政府の招待で来日した (6日間) N. E. C. (国家経済会議) のエナレス (Hilarion M. Henares) 議長は、桜内通産相との1時間半にわたる懇談のさい、フィリピンのニッケル資源開

フィリピン

発にあたってフィリピン人との合弁企業（60対40，日本は40）を設立するため日本の民間投資を歓迎すると、のべた。〔UPI（東京），10. 11.—M. B., 10. 12.〕

▼ C. C. P., L.=L. 協定について補足メモ——C. C. P.（商業会議所）は、国家経済会議宛のラウレル＝ラングリー協定についての補足メモの中で、つぎのようにのべた。

わが国の工業は、協定下においても「十分に保護されている」が、「輸出品は、われわれの解決能力はをるかにこえる諸要因に直面しなければならぬであろう」から、「われわれが憂慮すべきは、工業についてよりも輸出品についてである。」

協定は、再交渉されないかぎり、「満期廃棄の方向に必然的に向かい、われわれの輸出品の将来を不確かにするであろう。」

「ラウレル＝ラングリー協定下の関税率と割当量が、フィリピンと合衆国双方の物資に課せられる関税率（20～40%および75～90%）の差が多きく（50%）、しかもわが国の割当量が依然十分に大きい現段階（1962～1967年）で凍結されるならば、この状態はC. C. P.にとって受容れやすいのものであろう。」〔M. B., 10. 10.〕

10月11日

▼ 副大統領，平等待遇条項延長に反対——ペラエス(Emmanuel Pelaez)副大統領は、ラウレル＝ラングリー協定の平等待遇権条項を1974年以降延長することに反対して、「われわれは、経済的報復をおそれて、完全な独立を維持したいというフィリピン国民の全国的熱望を合衆国が尊重するよう要請することをためらうべきではない」と、のべた。なお、スムロング(Lorenzo Sumulong)上院外交委員長とアントニーノ(Gaudencio Antonino)上院議員も、平等待遇権の延長に反対を表明した。

10月12日

▼ 大統領，合衆国資本をフィリピンへ招請——マカバガル大統領は、サン・フランシスコで開かれた世界貿易協会主催の会合で、フィリピンを「アジア＝アフリカ地域における自由のショー・ウィンドー」として画き出し、合衆国の実業家たちにその経済成長に参加するよう呼び掛けた。

〔UPI (San Francisco), 10., 13.—M. B., 10. 14.〕

▼ 予算局長官，財政の不健全を認む——予算局のシチャンコ(Faustino SyChangco)局長は、上院財政経済委員会の召集した1万2000の公開クラスの教員に対する給料未払についての公聴会の席上、現財政状態があまり良くないことを認め、政府支出

の制限計画が必要であると、のべた。同長官は、現政権が、1億6200万ペソにのぼる内国税収入の減少、約9900万ペソの関税収入減少など、歳入の激減により今年計年度に約1億1600万ペソの財政赤字を出し、これにより、すでに中央銀行から借りている9500万ペソを考慮に入れると、中央銀行からの法定最高借入額2億ペソを借入れなければならなくなるであろうとのべた。

なお、13日、同長官は、上院財政経済委員会で政府状態が不安定であると証言したのではなく、もし国会の承認した支出をすべておこなうならば悪化するであろうとのべたのであって、もし選択的に支出されれば状態は制御しうるものでであろうと証言しただけであると、のべた。

▼前国家経済会議議長、平等待遇条項に反対に表明——ラウレル使節団の一員であったロクシン(Jose C. Locsin)前国家経済会議議長は、エナレス議長宛書簡において、フィリピン使節団の中には戦災賠償要求額支払の前提条件であった平等待遇に賛成したものが「ひとりもいなかった」ことを指摘し、「もとのベル通商法の改善という意味でひとつの成果」であったとしながらも、憲法の平等待遇条項を「愚事(absurdity)」と、のべた。しかし、同時に、協定改訂において「急ぎすぎること」は禁物であると注意を促した。

[M. B., 10. 12.]

▼パドゥア国家経済会議員、L.=L.協定について声明——パドゥア(Eugenio Padua)国家経済会議員は、「わが国の全体的福祉がわれわれの行動の唯一の基礎となるべきである」というマカパガル大統領の意見に全面的同意を表明し、ラウレル=ラングリー協定についての声明書を発表した。同会議員は、この声明書で、協定および憲法の条文を援用しながら、協定とくに平等待遇条項の「即時」廃棄の不可能なことを強調し、われわれの当座の仕事は、「1965年1月1日以前に、1964年の条件が協定ののこされている有効期間中、すなわち1965~1974年の間、変更されずに継続し適用されるように、割当量および関税率を凍結するために活動する」ことであるとした。

[M. B., 10. 12.]

10月13日

▼中央銀行、ニューヨークに代理店開設——中央銀行は、「フィリピンに関心をもつ貿易業者および投資家からの問合せにいっそう積極的にこたえる必要」からニューヨークに最初の代理店を開設した。なお、カスティーリョ総裁は、このさいつぎの2、3年間開発計画を賄うために毎年1億ドル程度を信用の形で獲得したいとのべた。そのうち、半分以上は合衆国から得られるであろうとのことである。

▼ココナツ油のみ合衆国への輸出割当量を達成——バルマセーダ(Cornelio Bal-

フィリピン

maceda) 商工相は、8月29日現在、ココナツ油だけが割当量358,400,000ポンドを達成したとの合衆国関税統計局からの報告を受取った。他の産品については、次の通り。

	年間割当量	輸 共 量
ボ タ ン	680,000 グロス	138,274 グロス
葉巻タバコ	160,000,000 本	9,972,429 本
綱 索	6,000,000 ポンド	4,861,206 ポンド
タ バ コ	5,200,000 ポンド	3,559,345 ポンド

[8月14日のボタン、葉巻タバコ、ココナツ油の年間割当量は誤り、本項のように訂正]

▼ コプラ輸出業者への銀行の前渡金停止——ココナツ局のマルケス (Bienvenido Marquez) 長官は、この国の輸出業者に与えられている契約済みのコプラに対する前渡貸付を受ける特権が、この国の諸銀行および外国荷受人により停止されたと、発表した。コプラ輸出業者は、信用状発行と同時に輸出価格の80%、契約書提出により95%まで受取ることができたが、契約量以下の積出しという不正のあるため、この処置がとられたのである。 (9月7日参照)

▼ 中央銀行回状第182号の実施、15日間延期——中央銀行の政策委員会は、回状第182号の実施1ヵ月延期を去る9月15日に決定したが、さらにその実施延期期間を15日間延長することに決定した。

10月14日

▼ 家内工業への貸付、僅少——フィリピン開発銀行は1960年以来融資を緩めてきたが、家内工業へのそれはきわめて僅かであった。開発銀行は1960年2月に家内工業のために500万ペソを割当てたが、いままでの2会計年度に開発銀行が供与した少額貸付は1800万ペソ以上に上りながら家内工業へのそれはわずか19万ペソにすぎなかった。前会計年度では、510万ペソの農業融資の73%が開発銀行により供与されたが、家内工業が受取ったのは4万2000ペソをわずかに上廻ったにすぎなかった。

[M. B., 10. 14.]

10月15日

▼ 北ベトナム、フィリピンのベトナム問題介入に抗議——北ベトナム政府は、最高司令部の連絡使節団を通じて、国際監視委員会に対し、フィリピン政府が合衆国に支持されている南ベトナム政府と「軍事的共謀を深めつつあること」を非難する

抗議文を手交した。この覚書は、ペンダトゥン下院議員を長とする5人の軍事使節団が南ベトナムにフィリピンの軍隊を派遣することに同意し自ら軍の指揮をとるであろうとのべたこと、マカパガル大統領とジョンソン大統領が、「南ベトナムでの合衆国の特別の戦争を積極的に援助する」ことを誓った共同コミュニケを発表したことを挙げ、フィリピン政府のこのような行動は「ベトナムについての1954年ジュネーブ協定の危険な侵犯をなす」ものであると、のべた。

[UPI (東京), 10. 18.—M. B., 10. 19.]

▼ **マルセロ、スト終結**——9月22日労働者に対する特別手当をめぐるの労働者側と経営者側の意見の相異に起因して Marcelo Rubber & Latex Products, Inc. の製靴工場労働者の発議によりはじまったストは、終結した。

▼ **輸入線材に対し、反ダンピング法適用**——計画実施局のファベリャ長官は、蔵相代理として、この国の鉄鋼業者の抗議にこたえて、日本から輸入される997トンの線材に対し、通常関税金額、特別輸入税、内国税および他の諸賦課以外にダンピング関税を課すことを命じた。これにより、鉄鋼業者の抗議が大蔵省に提出された1964年7月10日以降受渡される線材に対し、日本から直接のに対しては23.92ドル、香港経由のに対しては28.17ドルのダンピング関税が課せられることになった。

▼ **IMF、中央銀行からの政府借入額を制限**——ファベリャ蔵相代理（政策委員会委員長代理）は、IMFが今会計年度における政府の中央銀行からの借入総額を1億5000万ペソに限ったことを、確言した。 [M. B., 10. 15.]

10月16日

▼ **大統領、訪米の旅から帰国**——マカパガル大統領は、12日間の訪米の旅を終えて帰国し、その成果として、つぎの項目を列挙した。合衆国は、

1. PL 480 にしたがって10万トンの米をフィリピンに供与し、また2万5000トンの米をフィリピン人にまったくの贈与として与えることになった。
2. 土地改革法の実施にあたって援助することになった。とくに、約1億ペソにのぼる戦災補償基金の一部をこのために供与することになった。
3. 種々の特惠をふくむフィリピン人従軍者問題の検討をすすめるための米比合同委員会の設置に同意した。これは、上の要求を拒否した合衆国政府の決定の再審を意味するものである。
4. 1億2000万ペソを要する農業電化計画にたつて援助することになった。合衆国の関係諸機関は、この計画が必要とするドルを集めるのに協力することになった。

フィリピン

5. 砂糖, ココナツ製品, アバカ, 木材および鉄産物をフィリピンの主要輸出諸産業の市場拡大に援助することになった。

6. 米比軍事協定の下でのフィリピンの防衛体制を検討することに同意した。

7. 米比間の航空協定問題解決のための協議を開始することに同意した。

8. 「フィリピンに対する武力攻撃は合衆国に対する攻撃とみなされるであろうと宣言して」、いかなる外部からの侵略に対しても「ただちに」フィリピンを防衛するという、「断乎たる (iron-clad)」保証を与えた。

▼ 国民党, 大統領の訪米成果に反論——国民党の上院指導者トレンティーノ (Arturo M. Tolentino) 議員は, マカパガル大統領の8項目の訪米成果に対して, 「マカパガル氏はジョンソン大統領の約束についてのべたが, 自分に都合よく巧妙に彼がジョンソン大統領に対して約束したことにはふれなかった」とのべ, 個々の点について, つぎのように反論した。

1. 米の輸入。大統領は, それが共和国法第3848号にもとづく30万トンのうちに入るものかどうかを明らかにすべきである。もしそうであれば, 期限が去る9月30日であったために違法であり, そうでなければ, 大統領は国会に承認を求めするために提案すべきである。

2. 戦災補償基金。土地改革実施のために用いられると大統領がのべたこの基金の一部は, 教育にあてられていたものから割かれるのかどうか明らかにすべきである。そうでなければ, 補償が個人に支払われるとき, どの部分からその額はとられるのか。

3. 米比従軍者問題合同委。これが戦後19年にしてはじめて設置されるのは奇妙である。大統領はこの委員会の機能を明確にすべきである。

4. 農村電化計画。結構なことであるが, 精査を必要とする。

5. フィリピンの輸出市場拡大。これは必然的にラウル＝ラングリー協定問題と絡み合うがゆえに, もっと詳細な報告が必要である。

6. 軍事協定の再検討。再検討はわれわれの求めている改訂を意味しないゆえに, たわごと (consuelo de bobo) にすぎない。

7. 対比攻撃に対する合衆国の自動的報復, これは何も新しいことでなく, 大統領は国民をまたもだまそうとしたのである。

▼ 訪中の新聞記者の旅券取消——カイコ外務次官は, 現政府の政策および現行法規に違反して中国を訪問した4人の新聞記者 (*Manila Times* の Renato D. Tayag, *Daily Mirror* の Calixto S. Fernandez, Jr., *Manila Chronicle* の Hercules B.

Gallego, *Evening News* の Simplicio M. Tolentino) の旅券を取消したと発表した。なお、現在訪中中の *Manila Times* の Max V. Soliven を長とする5名の新聞記者団の旅券も取消されるであろうとのべた。

▼ 伐木業者、中央銀行回状第182号についての見解を明確化——フィリピン林業会議所のマニラック (Gaudencio Mañalac) 副会頭の署名した中央銀行総裁あて書簡は、つぎのようにのべた。

1. 林業会議所は、回状の原則に反対するものではない。
2. 仕向地での輸出品再秤量は政府機関間交渉の議題であって、輸出業者だけの責任とされるべきではない。
3. 丸太とコプラ・ココナツ油と比定するのは誤りである。後者が CIF (保険料、運賃込み値段、建て) であり輸出業者が輸出品価格の80%しか受取っていないのに対し、前者は FOB (積込み渡し) 建てで輸出業者が積荷価格の100%を受取るのである。
4. 日本政府の秤量結果と中央銀行に登録された秤量結果との差は、日本に到着した丸太総量の18.3%であり、自然的欠陥や整理に対し林業規則が認めている許容量 (26.90%) 内である。
5. 日本と林野庁との秤量法に差がある。
6. 中央銀行の主張するような積出し過剰がない以上、ドルのごまかしもない。
7. 日本は外貨送金に関して厳格である。
8. 中央銀行のラソン (Jesus Razon) 理事は、フィリピンが唯一の丸太輸出国であり、諸外国は買いつづけるであろうと考えているが、これは誤りである。インドネシア、北ボルネオ、サラワク、ニュー・ギニアが供給しはじめている。
9. 工業化は時間がかかり、フィリピンの木材加工業はドル獲得源として丸太輸出にかかわることができない。
10. 回状のかわりに、政府は林野庁の人員と設備のための予算を増額するか、丸太秤量のための政府検府検査官を任命するかすべきである。

10月17日

▼ L=L 協定についての立場を統一——商業・工業・労働関係諸組織は、憲法中の平等待遇条項の廃棄とラウレル＝ラングリー協定の再交渉とを要求する統一の立場を採択した。この採択がおこなわれた会議を主宰したのは商業会議所のムニョス会頭であり、工業会議所のデルガード (Antonio Delgado) 会頭が「商業およびそ

フィリピン

の他のグループの協議会 (Council of Trade and Other Groups)」と呼ばれる連合組織設立の方向に討論を導いた。

10月18日

▼ 大統領、ダバオ開拓地貸付についての「検討」を命令——マカパガル大統領は、1万3000ヘクタールのダバオ懲役開拓地を合衆国の United Fruit Co. に貸付ける計画があるとの、民族主義＝市民党のタニャーダ (Lorenzo M. Tañada) 上院議員の非難について検討し報告書を提出するよう、計画実施局のファベールリャ長官に命令した。

10月19日

▼ 議員使節団、東南アジア旅行から帰国——ペンダトゥン下院議員を長とする5人の使節団は2週間の東南アジア視察旅行を終えて帰国した。使節団は、マニラ空港で、共産主義に包囲されている南ベトナムへの援助を増強するよう大統領に要請する決意を明らかにした。使節団全体としては、南ベトナムへの経済的・医療的・技術的・行政的援助の提案に限ったが、ペンダトゥン団長は、南ベトナム政府の要請があれば軍事援助をすることを「100パーセント」支持する用意があると繰り返しのべた。

▼ 合衆国の米、10月末に到着予定——大統領官邸は、10月末以前に2万8920トンの輸入米が合衆国から到着すると、発表した。これは、ビルマ・タイおよび合衆国からの30万トン輸入米の差額分をなすものであり、PL480の下で輸入されるものである。すでに、ビルマとタイからは、27万1080トンが輸入された。

10月20日

▼ 情報網、インドネシア共産主義者の活動を指摘——フィリピン陸軍の諜報官は、インドネシア共産党の外廓組織と手先がとくにミンダナオ島を中心として南部で活動していること、100人以上の共産主義者がこの国に浸透してきていること、ラス・パルマス諸島およびカラケロングのエサングにあるスパイ学校で訓練された約60人のインドネシア共産主義者スパイがミンダナオおよびスルーのイスラムの諸州で活動していることを、指摘した。

10月21日

▼ 駐日大使、信任状提出——新任のボルハ (Jacinto C. Borja) 駐日大使は信任状を提出した。

▼ 緩慢ではあるが持続的な経済成長——バルマセーダ商工相は、フィリピン経済の成長が「緩慢ではあるが持続的」であったと、報告した。同相は、1964年前半における経済成果について、つぎのようにのべた。

貿易総額は7億4110万ドルで昨年同期より1億1260万ドル増であったが、輸出産品（砂糖およびコプラ）の価格低落により2億6100万ドルの赤字となった。このうち、第1位は合衆国が依然として占め（3億2980万ドル、14%）、ついで日本が第2位を占めた（1億7100万ドル）。ヨーロッパ共同市場とのそれも増となった。投資総額には増加がみられた。新規投資額は、昨年同期の56万ペソに比して、9090万ペソであり、62%増となった。

▼ 蔵相、中央銀行回状第182条について妥協案作成に着手——中央銀行政策委員でもあるエチャノバ蔵相は、仕向港における輸出木材の再秤量を要求している中央銀行回状第182号実施に対する製材業者および外国の輸入業者からの強い反対を考慮して、外国の港での秤量にかわる正確で効果的な秤量法を審議するために11人から成る委員会を設置した。回状の停止期間が10月31日で切れるため、この委員会には1週間の審議期間が課せられた。なお、同相は、前日（20日）の製材業者全国大会の席上で、日本の通産省による過去5年間の輸入木材量記録（86億平方フィート）とこの国の記録（71億平方フィート）との差を指摘しながらも、個人的見解として、回状が「製材業の葬式」をもたらす可能性がある、とのべた。

10月22日

▼ 大統領、サバ問題の国連への提議中止を命令——メンデス外相は、マカパガル大統領の命令により、ロベス (Salvador P. Lopez) 国連大使に対し、サバ要求権を次の国連総会で論議するというフィリピンの計画についての行動を一切差支えるよう訓令した。ロベス大使が、サロンガ (Jovito Salonga) 下院議員を長とするサバ問題委員会の訓令がなかったにもかかわらず、フィリピンは国連総会にサバ討議を要請するであろうとのべたという、ニューヨークからの報道が入ったからである。

▼ Meralco、電気料金30%値上げ申請——Meralco (Manila Electric Co.) は、一般家庭用電気料金を29.8%値上げすることを許可されたいむね、公共事業委員会に申請した。商業用および工業用電気料金については、一般家庭用ほど値上げしないため、新料金により Meralco の収入増は12%を超えないとのことである。値上げについて、Meralco のアベリョ (Emilio Abello) 社長は、「設備、原料、労賃、租税などの現在の高価格により、Meralco の周知の高水準サービスを維持するために新料金が必要となる」と、のべた。

▼ 蔵相、免税特権許与についての調査委を設置——エチャノバ蔵相は、最近国会を通過した免税法の実施による効果と税収減少について調査する委員会を任命した。この委員会の任務はつぎの通り。

1. すべての現行免税法の要覧を作成すること。
2. 免税が政府の収入に与える影響と、免税諸法の実施にともなう税収減少とを確定すること。
3. 来年1月に召集される国会に提案する必要な補正法案を勧告すること。
4. 蔵相の命ずるような他の業務および調査をおこなうこと。

なお、蔵相は、最近、56の工業企業体にも与えられた免税特種を停止し、免税特権違反のかどにより、いくつかの刺繍工場の輸入許可を取消した。

▼ 日本政府、D. B. P. への借款供与を考慮中——日本政府は、日本輸出入銀行がフィリピン開発銀行に対し来年の機械類購入のために300万ドルないし500万ドルの借款をおこなうという案を、好意的に考慮している。

[UPI (東京), 10. 22.—M. B., 10. 23.]

10月24日

▼ 民族主義—市民党議員、学生デモを賞揚——民族主義—市民党のタニャーダ上院議員は、Centro Escolar 大学での講演で、2日のデモについて、マカパガル大統領がラウレル—ラングリー協定、平等待遇権、小売業国民化法についての明確な見解を表明していない以上、学生たちは共同参集する権利をもっていると、のべた。このさい、同議員は、暴力が非難されるべきであるとのべながらも、共同行動の判断にあたっての重要事は暴力行為があったかなかったではなくて、共同行動が何のためにおこなわれたか、それがどういう問題を提起したか、それがどのような原則を主張したか、それらはこの国にとって良いことであったのかないのかであるとのべた。

▼ 金融引締、継続——中央銀行のカスティーリョ総裁は、「経済に対する執拗なインフレの圧力が弛緩の徴候を示すにいたるまで」中央銀行の現在おこなっている金融引締政策をまったく弛める意向をもっていないと、のべた。同総裁は、銀行信用が1964年の最初の7ヵ月間に9億5000万ペソ増加したことを強調し（1963年年間7億9500万ペソ増加）、通貨量の縮小はおもに「国際準備における圧力」に起因するものであると指摘した。1964年における外貨受取額は7億8100万ドル（前年比1億3000万ドル増）に達したが、支払額の増加が1億6700万ドルに達したため外貨の受取超過額が赤字に転じたのである。

10月25日

外相、サバ問題についてマレーシア非難——メンデス外相は、ラーマン首相がフィリピン側を「要求権をもてあそんでいる」にすぎないと非難しこのためこの問題についての会談を破棄すると声明したのに対して、「マレーシアの覚書が検討中であるあいだにフィリピンに食ってかかるという奇妙な習慣」について抗議声明を出した。なお、フィリピンのサバ問題委員会の長であるサロンガ下院議員も、この問題を国際司法裁判所に提訴するというフィリピンの立場は1963年初めのロンドン会議以来不変なものであり、委員会は何ひとつ新しい条件を提示したことはない、とのべた。

10月26日

▼ マレーシア、サバ問題でフィリピンに反論——マレーシアは、メンデス外相の25日の非難を論駁した。UPIによると、Abdul Rahman Yaacob 司法次官は、予備会談が開始される前にフィリピンは問題を国連に提議したと、のべた。

10月27日

▼ サバ問題について両党外交諮問会議——マカパガル大統領は、大統領官邸に両党外交諮問会議を召集し、協議の上、サバ要求権を国際司法裁判所に提訴する立場を堅持することに決定して、マレーシアが提唱したバンコクでの両国会談を開催するか否かはマレーシアの去就にゆだねることにした。

▼ マルコス上院議長、平等待遇権延長に反対——マルコス上院議長は、平等待遇権の1974年以降の延長を拒否し、「いかなる口実の下であろうともフィリピン人の世襲財産をこれ以上譲渡することを禁止する」超党派政策の採択を強く呼びかけた。

▼ ダバオのバナナ栽培計画を擁護——計画実施局のファベリーヤ長官は、ダバオ懲役開拓地の一部(7000ないし8000ヘクタール)を農工業バナナ・プランテーションに変える案についての報告をマカパガル大統領に提出した。報告要旨は次の通り。

1. 賃借人は、United Fruit Co.ではなくて、フィリピンの会社(フィリピン人投資家とUnited Fruit Co.との合弁会社)であるMindanao Fruit Co.である。
2. Mindanao Fruit Co.は、開拓地改良と開拓地移動とのためにそれぞれ370万ペソずつを支払い、借地料も報告されていたような年15万ペソでなく、33万1500ペソないし55万ペソである。

フィリピン

3. 国民経済に莫大な利益がもたらされるであろう。
4. 借地期間は比較的短かい25年である。
5. ミンダナオ開発公社には大統領布告により1万0778ヘクタールの所有権が移されるが、Mindanao Fruit Co.に貸付されるのはわずか7000ないし8000ヘクタールである。
6. この国のバナナ産業の中核となるような好適な自然条件のゆえに、この開拓地が選ばれた。
7. 計画から生ずる利益を広く及ぼすために、政府は、債券資本で800万ペソ、現金資本で400万ペソにのぼるMindanao Fruit Co.へのフィリピン人の参加を裏書きするであろう。そのほか、日本のFar East Fruit Co.に600万ペソの投資機会を与えるが、それは小単位でフィリピン市民に転売されるであろう。

[M. B., 10. 27.]

10月28日

▼ サバ首相代理、フィリピンのサバ領有に対し警告——サバ州のHarrie Bin Mohammed Salleh首相代理は、フィリピンが国際司法裁判所によりこの州の領有を認められようとも、「われわれはそれを受諾しないであろう...暴動が起るであろう」と、のべた。
[UPI (Jesselton), 10. 28.—M. B., 10. 29.]

▼ 農業教育に対する世銀最初の融資——世界銀行のウッズ総裁とロムロ (Carlos P. Romulo) 前駐米大使との間で世銀がフィリピン大学に対しその農学部拡張のため600万ドルを融資する文書が署名された。なお、これは、世銀が教育分野でおこなう最初の融資である。
[UPI (Wash.), 10. 28.—M. B., 10. 29.]

▼ 商工相、アラブ連合とのパートナーに好感——バルマセーダ商工相は、フィリピンの砂糖 (1万3万トン)、食用ココナツ油 (5000~1万トン)、工業用ココナツ油 (1000~3000トン)、アパカとアラブ連合の米とパートナーになりたいとのアラブ連合の正式申出を好意的に考慮することを勧告した。

▼ 丸太秤量について新規則——マカパガル大統領は、中央銀行回状第182号によって惹起された伐材業の反対にこたえてエチャノバ蔵相を長とする委員会が作成した「妥協」方式を受取った。これによると、農業・自然資源相が輸出丸太の秤量を規制する新法規を公布することになり、中央銀行回状第182号の実施は1965年1月1日にまで延期されることになった。

10月29日

▼ 国連で、中国と南阿に対する反対行動を要請——ロペス国連大使は、エル・サルバドル代表とともに、中華人民共和国の非人道的行為を総会の議題とするよう要求した。また、ヒメネス (Privado Jimenez) 国連大使は、11ヵ国人種差別 (apartheid) 委員会で、南アフリカにおける人種差別撤廃に世界の世論を結集するよう国連によびかけた。
〔UPI (U. N.), 10. 30.—M. B., 10. 31.〕

▼ 大統領、物価下落を誇張——マカパガル大統領は、10月15日現在でおこなった計画実施局の国民経済についての報告にもとずいて、価格の下落と「きわめて満足できる」生産指数を現政権の大きな成果として発表した。しかし計画実施局の主張は控え目なものであり、消費者物価指数については、8月の136.7から9月の136.1に下がったことを指摘し、「重要なことは低落の量ではなくて、これがフィリピンの物価指数の低落した1964年最初の時期であることである」とのべたにすぎず、昨年について8月の123.4から9月の127.9への増大を指摘しながらも、それが今年よりも低いことには注意しなかった。

10月30日

▼ 上院農業委、ダバオ開拓地貸与に反対——ダバオ懲役開拓地の現地調査をおこなった上院農業委員会は、計画中の保留地のアメリカの企業への貸付が「非良心的な行為」であると、のべた。アルメンドラス上院議員をはじめ委員たちの意見では、1ヘクタール当り30ペソでの貸付は「実質的な譲渡 (virtual give-away)」であり政府に財政的損失をもたらすであろうとのことであった。

10月31日

▼ 合衆国から輸入米到着——共和国法第3848号の下で合衆国から調達された1万2500トンの米がマニラに到着した。フェリシアノ (Jose Feliciano) 農相によれば、これは将来の米不足に対処するために PL480の下で購入された7万5000トンの一部である。

フィリピン日誌

1964年11月1日

▼ PLDT, ストに突入——PLDT(フィリピン長距離電話会社)の約2000名の従業員は、ストライキに入った。自由電話労働者組合 (Free Telephone Workers Union) のサンチェス (Manuel P. Sanchez) 組合長の声明によると、団体交渉の拒否、8時間労働法違反、従業員に対する不当解雇・処分などをふくむ会社側の不正労働行為が理由とのことである。

11月2日

▼ サバ州議会、フィリピンの要求権を拒否——サバ州議会は、全会一致で、州民が選挙された代表を通じて「マレーシア加盟を最終的に決定した」以上、フィリピンとそのサバ要求権についていかなる討議にもこれ以上参加しないよう中央政府に要請する決議を採択した。 [UPI (Jesselton). 11. 2.—M. B., 11. 3.]

▼ ハーテンドープ追放訴訟却下さる——アントニーノ (Gaudencio Antonino) 上院議員がアメリカ商工会議所雑誌のハーテンドープ (A. V. Hartendorp) 編集長に対してその雑誌5月号の論説に関連して起した訴訟は、国外追放局により却下された。理由として、同編集長が用いた“steal”の意味がアントニーノ上院議員の主張するような悪意あるものでないこと、彼のこの国に対する功績が大であること、彼の先妻・後妻・子供がすべてフィリピンであることが挙げられた。

▼ NAWASA, ストに突入——NAWASA (水道下水公社) の約3000名の労働者はマカパガル大統領が約束を果さないことを主な理由として、ストに突入することを決定した。大統領は井泉部門の解雇された労働者を維持するために毎月4万ペソの支出を約束したが、NAWASA 労働組合のロペス (Donato Lopez) 組合長によれば、1回だけ4万ペソが予算局から支払われただけで、2度と支出されていないとのことである。

▼ 農相、米の増産について言明——フェリシアーノ (Jose Feliciano) 農業・自然資源相は、1963年の米生産高は1955年よりも約24%増を示し、過去10年間の年平均増加率が2.6%であったとのべた。農相は、同時に、現政権が「自給状態をもたらすために年増加率を少なくとも5%にすることを目的としている」ことを明かにした。

11月3日

フィリピン

▼ 外相、北ボルネオ人の自由尊重を表明——メンデス (Mauro Mendez) 外相は、サバ州議会によるフィリピンの要求権非難にこたえて、フィリピンのサバ要求権の是認が植民地的意味での主人の交替を意味するものでないと、のべた。

▼ ダバオ開拓地貸付につき上院農業委調査——上院農業委員会は、ダバオ懲役開拓地のミンダナオ・フルーツへの貸付問題を調査するため、ファベリヤ (Armand Fabella) 計画実施局長官および計画実施局の職員2名を喚問した。このさい、同委員会は、計画実施局がフィリピン政府にダバオ開拓地をエナイテッド・フルーツ社へ貸付けるようにさせてしまったことを示す一書簡を示し、個々の欠点について明らかにした。

▼ 政府、中央銀行から限度額まで借出す——政府は、経常支出のため中央銀行から1300万ペソを借入れ、それまでの中央銀行に対する負債1億3700万ペソに加えて、IMFが課した最高限度借入額1億5000万ペソまで借出した。これは5日エチャノバ (Rufino G. Hechanova) 蔵相により発表されたが、そのさい、同蔵相は、7月1日に始まった新会計年度の最初の4ヵ月間に内国税収入局の収入が予算額より110万ペソ増であり、関税収入も減少しかけていたが先週から増加しはじめたことを指摘して、楽観的な見解を示した。なお、同蔵相は政府紙幣発行権限を与えている共和国法第245号の存在にもふれたが、政府はこの権限を行使する意向を持合わせていないとのべた。 [M. B., II. 6.]

▼ 軍隊の名称をフィリピン語に変更——フィリピン軍参謀総長サントス (Afredo M. Santos) 中将は、軍組織に関する現在の英文名称をフィリピン語に変更すると、発表した。その主要なものは以下の通り。

(旧)	(新)
Armed Forces of the Philippines (A. F. P.)	— Sandatahang Lakas ng Pilipinas (S. L. P.)
General Headquarters (G. H. Q.)	— Pangkalahatang Pununghimpilan (P. P. H.)
Philippine Air Force (P. A. F.)	— Hukbong Himpapawid ng Pilipinas (H. H. P.)
Philippine Navy (P. N.)	— Hukbong Dagat ng Pilipinas (H. D. P.)
Philippine Constabulary (P. C.)	— Hukbong Pamayapa ng Pilinas (H. P. P.)

[M. B., II. 3.]

▼ 実業界、特別国会を要求——国際商工会議所フィリピン会議を代表して、リム (Manuel Lim) 会長は、マカパガル大統領宛書簡で、特別国会が経済関係立法だけを審議することになるならばそれは大いに望ましいと、のべた。同会長は、国会の

審議事項をつぎのものにかぎるべきであるとした。

1. 投資奨励法案。
2. 金融引締め状態を緩和する諸方策。
3. 密輸を取締る諸法案。
4. 輸出許可手続を簡略にする法案。
5. 石油試掘に従事する者を援助する、共和国法第3098号第19節を改訂する下院法案第8623号。
6. 鉱業投資に対する制限を除去する、会社法第13節(5)を改訂する法案。
7. 資産売却所得税を撤廃ないし減額し、資産売却所得の意味を定義しなおす法案。

[M. B., II. 4.]

11月4日

▼ **大統領、ダバオ開拓地貸付を破棄**——マカパガル大統領は、ダバオ懲役開拓地のユナイテッド・フルーツ社への貸付案を却下して、現在懲役開拓地により占められている全地域を開発計画地域から除くことを前提として新しく交渉することを命令した。これは、閣議の完全な諒承を得た。しかし、同時に、レイエス (Virgilio Reyes) 新聞関係秘書官は、「経済開発のためにきわめて必要とされている外国資本をひきつける政府の努力をさまたげている」として反対党を告発する声明を出した。

11月5日

▼ **サバ州首相、メンデス外相発言を批難**——サバ州のステイーヴンズ (Dato Donald Stephens) 首相は、サバ州民が「フィリピンに属したくない」意向を明瞭に示し「われわれがマレーシア内において自由であり同様に自由であろう」以上、3日のメンデス外相発言は明かに「侮辱」であると、のべた。

[UPI (Jesselton), II. 5.—M. B., II. 6.]

▼ **フク団指導者、最高裁に上訴**——フク団の指導者で5月21日逮捕されたラバ (Jesus Lava) は、1957年制定された反破壊活動法の効力を問う訴訟を最高裁判所に提起した。彼は、同法は事後法 (ex post facto law) であり、共産党が合法的に構成された政府を非法手段によってくつがえす運動をおこなっているかどうかを確かめることなくして非合法にしたために私権剝奪法 (bill of attainder) であるとしている。

▼ **計画実施局長官、インフレ傾向を警告**——計画実施局のファベリャ長官は、

フィリピン

先週の報告要旨発表にあたりマカパガル大統領が書き出した明るい情勢とはほど遠い月例報告書を提出した。これによると、9月ににおける一時的物価上昇傾向の停止は、貿易収支の悪化と会計年度中の最近赤字額1億9000万ペソの見込とを控えているため、インフレ傾向の停滞を示すものと誤解されてはならない（同長官は触れなかったが、米輸入による米価下落に負うところが多い）。このため、「事実として、毎年最後の2、3ヵ月における物価の季節的騰貴が消費者物価指数を上昇にみちびくにちがいがなく、インフレ抑制のための金融財政政策は変更されるべきでなく、他方、「収税法の通過」が望ましいと、された。

▼ P. C. I. 政府の外国企業との契約について調査を要請——P. C. I. (フィリピン工業会議所) は、「平等待遇 (parity) が1974年7月3日に失効する以上、そのような〔政府と外国系の鉱業・農業企業との間で結ばれた、1974年以降にまで期間が延長される〕契約には、1974年7月3日でもって鉱業・農業分野における外国系子会社は、フィリピンの鉱業・農業資源の採掘・利用・開発がフィリピン市民と資本のすくなくとも60%がフィリピン市民に保有されている会社とだけに許されるという憲法の規定の適用を受けるであろうことが明記される必要がある」として、以上のような契約を調査することを要請した。

11月6日

▼ 労働者党書記長、現政権を批判——労働者党 (Lapiang Manggagawa) のラクシナ (Ignacio P. Lacsina) 書記長は、平等待遇、ラウレル＝ラングリー協定、小売業国民化法に関連しての現政権の「隷従的乞食的後退的」態度と、最近のダバオ開拓地の悪名高い合衆国への貸付計画とを指摘して、現政権が大いに自慢していた「平和革命」を「反革命」に変形していることを非難した。

11月7日

▼ アバカ関係使節団、大統領にその成果を報告——エチャノバ蔵相を団長とするアバカ関係使節団は、合衆国がアバカ在庫を即時処分しないという確約を取付けるのには成功したが4700万ポンドの繊維処分期間を10年にわたらせることには失敗したと、マカパガル大統領に報告書を提出した。合衆国の意向では、アバカ処分期間は5～7年にしたいとのことであった。

▼ 日本のコプラ輸入量増加——フィリピン・ココナツ局のランディチョ (Macario Landicho) 調査部長は、10月26日東京での日本の通産省職員との会議をもとにして、日本のコプラ輸入量は1962年以降年々増加してきていると、マルケス (Bienvenido

A. Marquez) 長官に報告した。1963年に日本は10万7250トンのコプラを輸入したが、そのうちフィリピンから輸入したのは4万1189トン(39%)で、8411トンを太平洋諸島から、7844トンをマレーシアから、4537トンをソロモン群島(パプア)から、3635トンをインドネシアから輸入した。 [M. B., II. 7.]

11月8日

▼ **上院外交委員長、基地協定の再交渉を要請**——国連総会出席のため合衆国にいる上院のスムロング(Lorenzo Sumulong) 外交委員長は、いくつかの法律的問題が未解決のままになっているためフィリピンが不利な立場におかれていることを指摘し、さらに合衆国に交渉の用意があることに注目して、軍事基地協定の再交渉を開始するよう政府に要請した。

なお、同委員長は、以前、クラーク基地はじめ在比合衆国軍事基地をアジアその他の地域における軍事行動の基地として使用するさいには合衆国はフィリピンと協議する義務を負っているという立場をとったことがある。

▼ **公共事業相、政府所有地の売却権を要請**——アバード(Jorge A. Abad) 公共事業相は、公共事業法案が国会を通過しなかったためにひき起された財源不足を補なう目的で、マニラ首都圏内の遊休政府所有地を売却する特別の権限を与えられるよう、国会に要請した。

11月9日

▼ **NAWASA 労働者、自発的に職場復帰**——NAWASA(水道下水公社)の労働者は、裁判所の中止命令なしに、裁判官の公正な判定を信頼して、これ以上公共の利益を損なわないために職場復帰を決定した。これにより5日間にわたるストは終結した。なお、ロペスを指導者としシド(Cipriano Cid)のフィリピン自由労働組合連盟に加盟しているNAWASAの組合は、マカパガル大統領の約束が守られることを要請した。

▼ **P. L. D. T. ストに対し職場復帰命令**——産業関係裁判所は、P. L. D. T.(フィリピン長距離電話会社)のスト決行中の1300人の組合員に対し、職場復帰を命じた。同裁判所は、同時に会社側に対し、労働者の要求の一部を満たすための労賃増額分約50万ペソを直ちに支払うよう命じた。

▼ **大統領、開拓地貸付案を復活**——大統領官邸は、「バナナ協定(banana deal)」が悪意ある宣伝のあとで否認されたため外国資本がおどされ追い出されようとしていることを指摘して、その復活をもう一度正当化しようと試みた。レイエス新聞関

フィリピン

係秘書官は、声明文の中で、政府の社会経済5ヵ年計画を進めるため、「この国の資本の活動を補うためにフィリピンに対し外国資本および外国資本を引きつけるような好環境をつくり出す努力の一部として」なされたユナイテッド・フルーツ・バナナ計画が反対派のために破棄され、外国資本が逃げ出した以上、「この国は、一般民衆を犠牲にして少数の勢力者に利益を与える社会主義的政府企業体制へ逆戻りしなければならなくなるかもしれない」とのべた。

▼ **法務庁、新聞記者のパスポート事件棄却を裁判所に要請**——法務庁は、中国への旅券を外務省に発行させようとする、*Manila Chronicle* のピカルド (Percival Picardo) 記者の提訴を棄却するよう、第一審法廷のペレス (Jesus P. Perez) 判事に要請した。法務庁の意見では、新聞記者に外交関係のない国への旅券を拒否するのは外務省の権限内のことであり、新聞記者の自由は絶対的なものでないことは明らかであるというのである。 [M. B., 11. 9.]

▼ **大統領、政府の外国企業との契約の審査を命令**——マカパガル大統領は、政府が外国企業との間で結ぶ重要な経済的契約をすべて大統領に勧告する前に審査するよう、N. E. C. (国家経済会議) に命令した。N. E. C. のエナレス (Hilarion M. Henares, Jr.) 議長は、大統領に契約の適切な審査を確約するとともに、政府が外国資本を歓迎する分野を確定し「フィリピン市民からその経済についての優越権をうばわない外国援助を一切歓迎する」時期が来たと示唆し、つぎの分野を合弁企業にすることを提案した。

1. 魚肉缶詰業 (フィリピン資本60%)
2. 自動車製造業 (この国の原料使用率85%まで、フィリピン資本30%)
3. 工業用化学製品の製造 (フィリピン資本40%)
4. 米・大豆加工業 (フィリピン資本60%) [M. B., 11. 9.]

▼ **Dole 操業により米穀生産低下**——パインアップル生産に広く従事している Dole (Philippines) Inc. の操業のために、以前の穀倉ミンダナオにおける米・トウモロコシ生産は半分以下に減少した。前に米やトウモロコシ栽培がおこなわれていた農地約8000ヘクタールを借地・購買して、この企業が操業しはじめてから、PNS 通信員の確かめたところによると、ミンダナオにおける米・トウモロコシの生産は月産60万袋からわずか25万袋に低下した。

[PNS (Gen. Santos), 11. 9.—M. B., 11. 10.]

11月10日

▼ **オーストラリア市場開発の試み**——バルマセーダ (Cornelio Balmaceda) 商工

相は、ほとんど12対1というようなフィリピンに不利な貿易収支を示すにいたったオーストラリアとの貿易の輸出入差額を狭めるための「売込 (selling)」使節団の団長として、オーストラリアへ向った。同相によれば、この段階でオーストラリア市場に食い込むことのできる輸出品目は、アカシアの彫刻、器物など家内工業製品であるとのことである。

11月11日

▼ **米比、軍事援助について協議**——ペラルタ (Macario Peralta) 国防相をはじめとするフィリピンの国防・軍関係高官は、JUSMAG (米軍事顧問団) のテイコン (Avelin Tacon, Jr.) 少将らと、軍事援助協定について、フォート・アギナルドで秘密裡に協議した。詳細は不明であるが、これを第1回として一連の会議が開かれて11月30日にマカパガル大統領に対して報告がなされるとのことである。

▼ **日本賠償調査団、離比**——7日訪比した藤田久治郎賠償審議官を団長とする日本賠償使節団は、イリガン、ラナオの諸工場、United Glass Corp., Filipinas Cement Corp. など、賠償による施設を利用している諸工場を調査して、この国の経済における日本の賠償のはたした役割を「きわめて印象的なもの」と評価し、サイゴンに向けて離比した。

▼ **ニュージーランド貿易使節団**——東南アジアへのニュージーランド貿易使節団は、ホンコンから最後の訪問先のフィリピンに着いた。使節団は14日までこの国に滞在の予定であるが、そのアダムズ=シュナイダー (L. R. Adams-Schneider) 団長は、この国に滞在中に100以上の契約を使節団員が結ぶであろうこと、フィリピン=ニュージーランド間の貿易が来る数年間に大いに拡大されるであろうとの確信を使節団が持っていることを、明らかにした。

11月12日

▼ **ココナツ油の輸出増大、コプラの輸出減少**——Philcoa (ココナツ局) のマルケス長官は、10月におけるココナツ関係輸出実績について、つぎのような数字を挙げた (各品目について上段は輸出量——単位英トン、下段は輸出額——f. o. b., 単位ドルを示す)。

	1963年10月	1964年10月	増加率 (%)
ココナツ油 {	18,499	20,839	12.64
	4,657,660.18	5,295,126.79	13.69
コプラ食品 {	17,192.86	21,735.09	26.42
	1,164,219.87	1,353,329.83	16.24

フィリピン

コ プ ラ	{	112,070	94,865	-15.35
		19,049,053.60	16,425,971.55	-13.37
乾燥ココナツ	{	7,327.12	6,054.80	-17.36
		2,016,802.92	1,738,725.43	-13.79
ココナツ炭	{	98.42	19.68	-80
		6,050	1,200	-80.16

11月13日

▼ 政府、電気料金値上げに反対——政府は、法務庁を通じて、数週間前公共事業委員会に提出された Meralco (Manila Electric Co.) の電気料金値上げ申請に関して、それが「不合理で過度な」だけでなく「公共の福祉に反する」として、反対の態度を明らかにした。

11月15日

▼ P. N. B. 総裁、金融緩和を支持——P. N. B. (フィリピン国立銀行) のレクト (Rafael S. Recto) 総裁は、世界旅行から帰国し、「選択的基準にもとづく金融緩和の動きを支持する」との声明書を出した。同総裁は、その中で、「とくにこれらの〔大衆に必要な物資を生産する〕諸産業をもっと多くの操業資金で援助する時が来た」とのべ、そのような援助を受けるに値する産業として、食品加工業、農業牧畜産業および低廉な織物生産業をあげた。なお、同時に、同総裁は、旅行中に取決めた国際的金融取引について、つぎのものを挙げた。

1. シカゴ、ニューヨーク、ボストンの主要銀行から得た3～5年の信用1500万ドル。
2. Banque de Paris et Pays-bas から P. N. B. の投資子組織 NIDC (産業開発公社) に対する、フランスおよび共同市場の資本財輸入を支持するための「信用枠 (frame credit)」1000万ドル。
3. スイスの資本財輸入に対し融資される「信用枠」1000万スイス・フラン。

11月16日

▼ Meralco、電気料金値上げの理由を列举——Meralco (Manila Electric Co.) のアベリョ (Emilio Abello) 会長は、1965年1月から電気料金を約30%値上げすることを申請した理由として、つぎの3点を挙げた。

1. 投下資本に見合う公正な利潤を得るため。同会社の資産は約4億6300万ペソにのぼる。
2. 来る10年間に実施される拡張計画に対する追加投資のための資金を獲得す

るため。この計画によると、設備講入費 8 億 4000 万ペソ、資本補充費 2 億 4000 万ペソが必要である。

3. 合衆国および東南アジアの近代都市における電気料金と比較すれば、申請中の料金は「公平かつ公正」である。

▼ マニラ市でジープニーの実験的一部禁止——約 1200 名のジープニー運転手の抗議ストによりもたらされたかなりの混乱の中で、日曜・休日をのぞく 15 日間、マニラ市の 4 つの主要道路および 4 つの主要橋梁でのジープニーの運転を禁止するという実験的措置が開始された。

▼ アルベルト下院議員、中国の国連加盟に賛成——自由党のマニラ選出アルベルト (Justo R. Albert) 下院議員は、合衆国よりも広大で、南米の半分以上、ヨーロッパとアフリカとの 4 分の 3 をも占める面積に居住し、世界人口の 4 分の 1 にあたる人々の直接かつ積極的な参加なしにアジアの重要問題が解決されえないことを指摘して、「個人としては共産国の国連加盟に賛成である」と、のべた。しかし、同時に、「これは国民党中国の世界機関からの自動的追放を意味するものでなく」「自分は国連内にふたつの中国が存在することに賛成する」とつけ加えた。

[M. B., II. 16.]

▼ オーストラリア小麦粉に対しダンピング関税——エチャノバ蔵相は、この国の製粉業者を保護するため、セモリナ粉をのぞく、オーストラリアから輸入される小麦粉にダンピング関税を賦課するよう、命令した。

11 月 17 日

▼ ビルマと予備通商会議——デ・レオン (Medina Lacson de Leon) 商務次官を長とするフィリピン代表团は、第 7 回 FAO 地域会議に出席のため訪比したビルマのイエ・ゴウン (Ye Goung) 中佐 (農林次官) を長とする代表团と予備通商会議をもった。席上、デ・レオン次官は、フィリピンがビルマから米を買付けることになれば、フィリピン側の出超になっている貿易傾向が逆転するであろうことを指摘した。イエ・ゴウン中佐は、近い将来にフィリピンへビルマの貿易使節団を派遣するよう、政府に勧告すると、のべた。

11 月 18 日

▼ マングラプス上院議員、自由党から脱党——マングラプス (Raul Manglapus) 上院議員は、大統領宛書簡において、「1961 年 11 月のわれわれの勝利以来、自由党がわれわれの公表したプログラムの諸目的に反する行動をなしてきていることは明白

フィリピン

になってきている」とのべて、自由党から脱党することを明らかにした。同議員は、ペラエス現副大統領、マナハン(Manuel Manahan)、ロドリゴ(Francisco Rodrigo)両上院議員とともに、今は解党してしまった大連合(Grand Alliance)の創始者のひとりであり、“Partido Filipino”と名づけられる新しい第三党の結成を計画しているとのことである。

▼ **フィリピン＝オーストラリア貿易協定成立**——10対1の不均衡でオーストラリア側の出超になっている現状を打開するのに役立つと考えられる。フィリピン＝オーストラリア貿易協定は、バルマセーダ商工相とオーストラリア外国貿易省のカーモディ(A. T. Carmody)次官との間で調印された。この協定のおもな内容は次の通り。

1. 両国は、両国間の貿易を拡張する一般的貿易原則を遵守すること。
2. 両国は、両国双方の生産物に最恵国待遇を適用すること。
3. 両国は、両国の伝統的貿易相手国——フィリピンは合衆国、オーストラリアはイギリスおよび英連邦諸国——に対し現在許与している特別関税を例外と認めること。
4. 一国からの輸入が他国の経済均衡を破るおそれのある場合は、両国ともに必要な措置をとる権利を有すること。

[UPI (Canberra), 11. 19.—M. B., 11. 20.]

11月19日

▼ **P. C. I., PLDTの外国企業との結び付きを非難**——P. C. I. (工業会議所)は、PLDT(フィリピン長距離電話会社)が設備材料調達を大部分を外国系会社から仰いでいることを非難し、その調達を公開の競争入札によりおこなうよう、公共事業委員会に要請した。[M. B., 11. 19.]

11月20日

▼ **P. C. I., 合衆国の貿易特恵の必要を強調**——P. C. I. (工業会議所)のデルガード(Antonio Delgado)会頭は、フィリピンがもはやアメリカ市場を必要としないという印象を作りだすのは会議所の意図に反することを明らかにした。そして、同会議所はフィリピン人にとって不利な条項を更改する目的をもってラウレル＝ラングリー協定を再交渉することに賛成であると、のべ、とくに、現行特恵関税を基礎にして協定を1974年以後にまで延長することに賛意を表した。しかし、同会頭は、フィリピンに有利な貿易特恵を延長するための条件として、憲法中の平等待遇条項を延長することに同意することは絶対にできないと、強調した。

11月21日

▼スウェーデン会社、合併の相手会社を求む——N. E. C. のエナレス議長は、フィリピンに約115万 USドルの乾パン (crisp bread) 製造工場設立の共同協定を締結するようなフィリピン人の会社を求める旨の書簡を、スウェーデンの Aktiebolaget Noed-Svea 社から受取ったことを、発表した。

▼N. E. C. の農場プロジェクト——N. E. C. のエナレス議長は、N. E. C. がミンダナオに合弁形態 (比60, 米40) で年約10万トンの米と50万トンの大豆を生産する農場をつくるプロジェクトを討議し、大統領に勧告する意図をもっていることを、明かにした。 [M. B., 10. 21.]

11月22日

▼マルコス、国民党の大統領候補に指名さる——国民党の大統領候補指名全国大会は21日にひらかれたが、22日の決戦投票でマルコス (Ferdinand E. Marcos) 上院議長は、ペラエス副大統領を777対444で破って、正式に大統領候補に指名された。なお、副大統領候補には、ロペス (Fernando Lopez) 上院議長代理が全会一致で承認された。

11月23日

▼ペンダトゥン下院臨時議長、南方の強化を要請——ペンダトゥン下院臨時議長は、カガヤン・デ・オロでミンダナオ、スルー両島の軍民指導者たちに対して、両島に居住するすべての外国人、とくに中国人とインドネシア人との数の調査を要請し、また、南方諸島における「開かれた裏門」を保護するためミンダナオに臨戦体制を整えた軍隊を組織するよう提案した。 [Philippine Herald, 11. 24.]

11月24日

▼鉄道組合、ストを通告——フィリピン国有鉄道の労働者1000名以上は、管理当局の不正労働行為に抗議して、労働省にストを通告した。組合側は管理当局を次の諸行為で批難した。

1. 悪意をもった交渉。
2. 解雇組合員の復職拒否。
3. 常時必要とされる職場についている臨時雇員の解雇をおこたっていること。
4. 国有鉄道の運輸部門で働いている従業員に対する差額給与の未払。
5. 組合に支払われるべき金額の未払。

フィリピン

6. 駅務員に対する住宅手当復活の拒否。
7. 組合員の血縁者の雇用拒否。

11月25日

▼ 裁判所、政府の新聞記者旅行制限権を擁護——ベレス判事は、第1審法廷で、ピカルド記者の中華人民共和国へ行くための旅券許与の提訴について、「わが国の政府がきわめて強固な反共産主義政策をとってきている」以上、外務省は中華人民共和国への旅行（たとえ新聞記者であろうとも）を規制する権限を持っているとの判決を下した。

▼ 蔵相、輸出奨励法制定を考慮中——エチャノバ蔵相は、第1回鉱物資源開発シンポジウムと第11回鉱山保安会議との閉会昼食会の席上、輸出奨励に関するすべての現行法規および諸政策を法律にまとめあげる必要についてのべ、実業家、輸出業者、工業家、商人に対し、自分とともにただちに輸出奨励についての国策を練りにかかるよう要請した。

11月26日

▼ N. E. C.、合衆国のセメント会社の進出を拒否決議——N. E. C. のメンバー13名は、前例のない全員一致で、セメント工業への外国資本の進出を阻むべきであると勧告することを決議した。エナレス議長は、これを大統領に伝え、「フィリピン人は彼から自分自身の経済事情に対する優越権を奪わないような外国の援助をすべて歓迎するであろう」、「フィリピン人は経済発展の主要な受益者であるとともに主たる決定者である」とのべた。 [M. B., 11. 26.]

11月27日

▼ 中央銀行、金融引締継続——中央銀行のカスティージョ (Andres Castillo) 総裁は、経済安定に対する脅威が依然として存在しており、現行の金融引締が撤廃あるいは緩和されればいっそうその脅威が大になるであろうと、警告し、現在の政策が年を越えてまでもちこされるであろうと、次のようにのべた。

1. 輸出額20%留保計画は、議会が政府提出の輸出税法案のような、代りになりうる「ディスインフレ」方策を通過させるまで、存続させられるであろう。
2. 中央銀行の一定限度の支持によって為替レートを3.90ペソ = 1ドルに固定しえた流動レート制度は、ペソに対するもっと現実的なレートを決定する努力の一部として継続されるであろう。

11月28日

▼自由党全国大会、マカパガルを次期大統領候補に指名——マカパガル現大統領は、自由党全国大会において、自由党の次期大統領候補に指名された。しかし、副大統領候補の問題について議場は混乱し、以前から副大統領候補と想定されていたビリャリアル (Cornelio Villareal) 上院議長が「われわれはロハス (Gerardo Roxas 上院議員) を欲する」との怒号の中に憤然退場し、候補の決定はロハスの発議により全国委員会に委ねられるにいたった。こうして、同委員会は、ロハス、ビリャリアル、セプー市長 オスメーニヤ (Sergio Osmeña)、下院議長代理 ペンダトゥン (Salipada K. Pendatun)、駐米大使レデスマ (Oscar Ledesma) のあいだから選ぶこととなった。

▼N. E. C.、関税率変更の大統領令公布を勧告——N. E. C. のエナレス議長は、大統領が拒否した法案の代りになる関税率変更のための政令の基礎として用いられるべきものとして、100項目の勧告を大統領に提出した。同議長によると、上の勧告は「明らかに関税改正原案が国策に反するような特殊ケース、あるいは、法により与えられている大統領権限が関税率の増減について一定の制限を附した特殊ケースをのぞいて」「議会の意向を十分にくんだ」ものとのことである。関税率低下を勧告された品目のなかには、松根油、亜麻仁油、カーボン紙があり、逆に増加を勧告された品目のなかには、アルミ線、電池用酸化物、鋼線、認印つき指輪、果物の加工品、壁タイル、ガラス、家具の鍵が含まれた。 [M. B., II. 28.]

11月30日

▼前軍人の団体、南ベトナムへ義勇兵派遣を提唱——南ベトナム視察団(11人から成る)の団長であったフィリピン予備将校団 (Reserve Officers Legion of the Phil.) の会長ゴレス (Ernest Golez) 少佐は、記者会見の席上、フィリピン予備将校団とフィリピン在郷軍人連盟 (Veterans Federation of the Phil.) とが、チャン・パンフォン首相とテラー米大使とに送った決議にある通り、いまでも共産主義者とたかかうために両団体からの義勇兵32万を派遣する用意があると声明した。

▼N. E. C.、Namarco を通じてのセメントの無関税輸入を決議——N. E. C. は、外国系セメント会社の進出阻止を決議してまもなく、現在の建設資材不足を補うためにセメントを無関税で輸入することを要求する決議を採択し、大統領に勧告した。そして、N. E. C. は、セメント製造業者とともに、(1)現在の不足を補うために、(2)消費者の利益を保護するために、政府機関である Namarco (交易公社) を通じてセメントを無税で輸入する計画作成にとりかかった。なお、N. E. C. の計算によれ

フィリピン

ば、1965年のセメント需要は3600万袋、供給は3400万袋であるが、1966年には需要4000万袋に対し供給5000万袋、1967年には需要4500万袋に対し供給7100万袋、1968年にはそれぞれ5100万袋、9500万袋になるとのことである。〔M. B., II. 30.〕

▼ C. C. P. 副会頭、会議所に対し日比条約の検討を要請——C. C. P. (商業会議所) のタンブンティング (Jose P. Tambunting) 副会頭は、フィリピン上院によって日比友好通商航海条約の批准がなされていないために暫定協定作成を目的とした N. E. C. のエナレス議長の見訪により、さらにラウレル＝ラングリー協定についての議論によって、日比条約案の検討が必要になったことを指摘し、その検討を要請する会議所理事会宛書簡の中で、つぎのように述べた。

「われわれがアメリカ資本による経済的支配を防ぐため、平等待遇 (parity) に対しあまりにも忙がしくたかっているあいだ、われわれは、同じ危険が他の源から投げかけられているのに気がつかないで来た。その危険は、平等待遇ほどのものではないが、わが国の経済的独立にとって重大な脅威なのである。」

同副会頭は、とくに、両当事国が資本あるいは技術の相互導入を阻まないことを規定した条約案第5条と、製品輸入の阻止・制限を禁止した第3条第3パラグラフに注意をうながした。〔M. B., II. 30.〕

フィリピン

〔大統領選挙戦の開幕〕 11月下旬、国民・自由二大政党は、それぞれ、正副大統領候補指名のための全国大会を開いた。候補者乱立状態の国民党からは、4月末に自由党を脱党したマルコス上院議員が、決戦投票の結果ようやくペラエス副大統領を破って大統領候補に指名された(11.22)。他方、自由党は全会一致でマカパガル大統領の再出馬を決定したものの、副大統領候補指名にあたっては議場の混乱まで惹起し(11.28)、12月5日になってロハス上院議員に決定するというような状態であった。さらに、かつてペラエス副大統領らとともに大連合党を創建したマンガラプス上院議員の自由党脱党・第三党結成の意志表示もあり(11.18)*、選挙戦の正式開幕とは言え、1年も先の大統領選挙の勝敗を云々するには確定しえぬ要因が多すぎる。二大政党のそれぞれの性格はきわめて曖昧であり、しかも、歴史的にみて両党間の構成員の移動はわが国では想像しえぬほど頻繁である。「現行の選挙のすすめ方と候補者たちの偽善とは、民主主義のとりでを強化するための最良の材料となるような代物ではない。それらは破壊の車にほかならぬ」という論評が新聞紙上に見られるのも故なしとしない状態なのである(H. R. R. Villanueva, "The Tragedy of Philippine Election", *M.B.*, 22. 9)。

〔難行する「植民地」からの脱皮〕 上のような政治情勢にもかかわらず、国民大衆が経済自立を求めていることは疑問の余地がない。だからこそ、現マカパガル政権も「貧困とたたかうための社会経済発展5ヵ年計画」を立てたのである**。

マカパガル大統領は、大統領候補受諾演説において、野党の執拗な妨害にもかかわらず、1963年末に「満足すべき貿易収支」が得られたこと、各部門での生産が増大したことなどを挙げ、現政権の成果を誇示した(*M. B.* 12. 3, 4)。もちろん、これは、1963年12月から貿易収支が悪化し金融難が叫ばれ出した以上、割引して考慮されなければならないが、バルマセダ商工相も、「1965年のフィリピン貿易概観」で、1964年の入超を認め1965年も入超を続けることを予測しながらも、入超をもたらす生産財の輸入が結局はフィリピン経済に繁栄をもたらすという楽観論を披瀝した。(12. 24)

しかし、ファベールヤ計画実施局長官のインフレ傾向を警告した月例報告書(11. 5)、輸出税法の制定をも待たずに輸出奨励策として中央銀行が輸出額20%留保制の一部緩和したこと(12. 1)、シチャンコ予算局長の支出削減勧告(12. 6)の中に、経済政策の破綻の一端をうかがうことができよう。この根源について、経済評論家Jose E. Romero, Jr. は、「(a) わが国と合衆国との経済的特殊関係により規定されている保護

関税の傘の下で、わが国の完成品、半製品の輸出に関して、合衆国市場に継続的に依存していること。(b) わが国の外貨獲得に関してほとんど一次産品である二、三の農産物あるいは原料の輸出に継続的に依存していること」を指摘してフィリピン経済を「植民地的」と規定している (*Disturbing Trends In Foreign Trade,* M. B., 21. 14)。

〔ふたつのナショナリズム〕 植民地経済からの脱却のため、精力的に行動してきているのは、フィリピン工業会議所を中心とする民族資本である***。かれらは、11月はじめの外国企業へのダバオ開拓地貸下げ案の大統領による破棄につづいて、合衆国系セメント会社のフィリピン進出阻止 (11. 26)、フィリピナス・セメント会社の設立などいくつかの成果を挙げ、フィリピンの自立産業の発展に寄与している。政府もオーストラリアと通商協定を締結したり (11. 18)、イギリスとの経済関係の緊密化を計ったり (12. 13, 17)、比韓貿易会談を開く (12. 15~22) など貿易市場の多角化によるフィリピン資本の自立化をすすめている。なお、この一連の動きの中で、フィリピン商業会議所副会頭の日比通商条約再検討の要請 (11. 30) は、日本のフィリピン経済に対する脅威に注意を喚起している点で、注目すべき動きである。

ところで、ナショナリズムは最近急速に拡大の傾向を示してきている。10月2日の「経済的自由行進」はこの傾向の端緒であった。11月25日クラーク米空軍基地で鉄屑を集めていたフィリピン少年の米兵による射殺事件、12月13日スピク米海軍基地での漁民射殺事件を契機に、民衆のナショナリズムは燃え上り、12月27日のアンヘレス市での3000人の抗議集会に発展し、年を越えていよいよ激化しつつある。

質的な差はあれ、これらナショナリズム=反米運動の2潮流、とくに後者に対して、経済発展をアメリカ資本導入に依存させ (11. 4, 9) 南ベトナムへの義勇兵派遣を検討中でさえある (11. 23, 30; 12. 4) 現政権はなんらかの形で対決せざるをえないであろう。1965年は、大統領選挙の年でもあり、現政府にとって険しい年であろう。

* その後この動きは新聞紙上で見るかぎり、まったく進展していない。

** 選挙戦は「実際に、個人と権力の単なる追及のためだけにおこなわれているのではない。形づくられつつある顕著な論点は経済的ナショナリズムである。」(*Augusto Caesar Espiritu, "Economic Nationalism, A Growing Poll Issue, M. B., 12. 1)*

*** 「わが国の苦悩している社会・経済的社会を一層動的進歩的な経済に変える謙虚な試み」をしているのは、*Philippine Chamber of Industries* の「気高い勇気あるメンバーである。」(*Emmanuel Q. Yap, Chamber of Industries Deserves Support,* M. B., 12. 18)

**** これに関連し、フク団の動きの活発化も、12月24日の治安体制強化命令の中に読みとれよう。

フィリピン日誌

1964年12月1日

▼ **ロハス、副大統領候補として有力**——ビリャレアル (Cornelio T. Villareal) 下院議長とセブ市のオスメニャ (Sergio Osmeña Jr.) 市長とは、自由党の副大統領候補指名戦に出ないことを決め、これによりロハス (Gerado Roxas) が副大統領候補に指名される可能性は大となった。

▼ **中央銀行、輸出に対する20%留保制度を一部廃棄**——中央銀行は、新しい回状第182号を発して、1962~63年に取引額が200万ドルを超えなかった輸出品目に対して20%留保制度を適用しないこととした。これにより留保条件をまぬがれるものは、1962~63年の輸出のわずか4%にすぎないが、各方面で、完全自由化の第一歩として歓迎された。なお、伝統的な輸出品目であるコプラ・砂糖・木材などの農産物は恩恵をこうむらないが、いままで国内向けであった石油製品・肥料・セメント・家内工業製品などの輸出は伸びるものと予期される。

12月2日

▼ **政府、第4特別国会開会を断念**——マカパガル大統領は、税増収のための措置を決定するため第4特別国会の召集を考慮してきたが、野党 (国民党) の最高政治会議 (council of state) ボイコットのため、ついに第4特別国会召集の計画を破棄した。国民党指導者は、国会が開かれれば自分たちはマニラにしばられることになるのに、大統領はその間再選をめざす選挙運動のため全国を廻ることができるとして、強固に反対したのである。なお、自由党員だけの最高政治会議は、借入れにより賄なわれるべき事業項目も国内外で募集されるべき債券の額も明確に定めなかったが、つぎのことを認めた。

1. マニラ市およびその郊外の水道下水公社による改善計画に必要なドルを賄なうために、共和国法第1000号の下での権限の行使。
2. 最新の公共事業法である共和国法第3846号中一般基金の下で現在認められている諸事業計画に対する、債券による資金提供。
3. 灌漑・電化・公共事業・運輸通信事業計画のための、諸共和国法で認められている借入・保証権限の利用。

12月4日

フィリピン

▼ **政府、南ベトナムへの義勇兵派遣を検討中**——カイコ (Librado Cayco) 外務次官は、記者会見の席上、南ベトナムにおける反共産主義的努力は、現在のところ主に合衆国の肩にかけられているが、2ないしそれ以上のアジア諸国の「積極的参加」があればずっと効果的になるであろうとのべ、政府がフィリピン人義勇兵を南ベトナムに派遣するという案を考慮中であると明言した。これは、義勇軍派遣案が政府により承認されていることを示した最初の公的発言である。

12月5日

▼ **ロハスを自由党の副大統領候補に決定**——180名から成る自由党の全国委員会は11月27日の大会の意向を体して、ロハス (Gerardo Roxas) 上院議員を副大統領にすることに全会一致で決定した。上院議員候補名簿作成については、予想に反してこれをおこなわず、臨時党総裁であるマカパガル大統領を長とする執行委員会に委ねた。

12月6日

▼ **予算局長、予算削減を大統領に勧告**——シチャンコ (Faustino Sy Changco) 予算局長は、すでに行き詰った財政状態をこれ以上悪化させないための方策として、全政府部局に対する財源割当を5～10% (3000万～6000万ペソ) 削減することを、大統領に対し勧告した。大統領官邸の発表によれば、マカパガル大統領は、7日現在この案を検討中とのことである。

12月8日

▼ **商工相、アカシア・カピスの輸出禁止を意図**——バルマセーダ商工相は、アカシア材とカピス殻の香港および日本への輸出を禁止することが得策であることを決定するために公聴会を召集することに決めた。この決定は、国産品の海外での競争力を増すための方法として家内工業従事者が提出した請願をもとにしてなされたものである。

▼ **R. C. A.、米販売を12月28日で中止**——R. C. A. (米・トウモロコシ局) のフェリシアノ (Jose Y. Feliciano) 長官は、共和国法第3848号の規定を遵守して、12月29日以降 R. C. A. は米を販売しないと、発表した。そして、すべての R. C. A. 支所・出張所に対しこのむね命令した。

12月9日

▼ **ロドリゲス国民党総裁死去**——国民党総裁であるロドリゲス (Eulogio Rodri-

guez, Sr.) 上院議員が死去した。マカパガル大統領は、同氏の偉大な功績に敬意を表して、16日までの間を国家的服喪期間とする宣言を発した。同氏の死去により、フィリピン政界の「旧時代」は完全に終わった。なお、国民党内では、トレンティーノ (Arturo M. Tolentino) 上院議員が臨時に党総裁の地位につく模様であるが、16日の葬儀後、委員会 (junta) は全国監事会 (directorate) に党総裁の選出を行うかどうかも決定させる模様となった。

▼ 外相、マレーシア問題についての新会談を提案——メンデス外相は、国連総会での政策演説において、マレーシア、インドネシア、フィリピン3国が総会の会期中にニューヨークで国連大使間の非公式会談を開くことを示唆した。しかし、マレーシア側は、ラーマン首相とラザク副首相の口を通してインドネシア・ゲリラの撤退が先であると主張して難色を示した。また、マレーシア、インドネシア両国の国連大使は会談への招請がなされれば本国に訓令を求めるであろうと、のべた。

なお、同外相は、同じ演説の中で、中華人民共和国の加盟に強く反対を表明し、ベトナム問題については「フィリピンは、北部からの共産主義的侵入と浸透から自らを防衛する努力をしているベトナム共和国を、できる限り要請のあり次第援助する政策をとっている」とのべた。 [UPI (U. N.), 12. 10.—M. B., 12. 11.]

▼ 融資・投資審議会、優先産業を決定——計画実施局のマパ (Placido L. Mapa, Jr.) 長官代理は、融資・投資審議会 (Loans & Investment Council) が優先産業の評価という仕事をほとんど完成したと、発表した。そのリストは、後日、最終決定のため計画実施局に提出されることになるが、その選択基準の主要なものは次の通り。

1. 当産業が新しい輸出製品を生産しなければならないこと。
2. 当産業が現在の輸出を多角化しなければならないこと。
3. 当産業が輸入代替製品を生産しなければならないこと。 [M. B., 12. 9.]

12月10日

▼ フィリピナス・セメント会社発足——フィリピナス・セメント会社 (Filipinas Cement Corp.) は、マカパガル大統領およびその夫人列席の下に、創業式典を举行了。この会社の現在の生産能力は日産1万6000袋であるが、拡張計画によれば1966年4月までに日産4万6000袋となるとのことである。

▼ 法相、外国人経営の食堂について裁定——マリーニョ (Salvador L. Mariño) 法相は、資本金5000ペソ以下の外国人所有にかかる食堂がそこで加工しない食品を販売することは小売業国民化法により禁止されていないとのべて、去る9月24日の商

フィリピン

工省回状と異なる見解を示した。

[M., B., 12. 10.]

12月11日

▼90日間の伐採権を廃止——フェリシアン(Jose Y. Feliciano)農相は、マカパガル大統領の命令にもとづいて、伐採権を与えられた者が継続的に仕事ができるようにするための一時的措置であった90日間の伐採権許与の停止を指令した。同農相によれば、農林相は今後つねに2～20年間の長期伐採権を許与することになるであろうとのことである。

12月12日

▼P.L.D.T.、電話使用料を来月から値上げ——P.L.D.T. (フィリピン長距離電話会社)は、拡張計画実施のため去る7月公共サービス委員会により認可された通り、商用電話については現行よりも47%、住宅用電話については40%の値上げを来月から実施する。P.L.D.T. のスポークスマンによると、新料金は次の通り。

1. 二股の住宅用電話使用者は、現行の月12ペソの代りに、月16.80ペソを支払うことになる。
2. 単独の住宅電話使用者は、現行の月16ペソに対して、月21ペソを支払うことになる。
3. 商用電話の使用者は、現行の月24ペソに対して、月35ペソを支払うことになる。

なお、P.L.D.T. の拡張計画は、4万の新設・二股電話の単独電話への切替、電話本線の敷設・ケーブル化を含むもので、1億0200万ペソの投資を要するものである。 [M. B., 12. 12.]

▼P.C.I. など、PLDT=カナダ借款協定に反対——Radio Electronics Headquarters (Rehco) と Feati Industries はP.C.I. (工業会議所) とともに、P.L.D.T. (フィリピン長距離電話会社) とカナダとの間の借款協定に強い反対を表明した。三者が、会議所のリチャウコ(Alejandro Lichauco)政策・調査部長を通して、公共サービス委員会に提出したところによると、反対理由は次の通り。

1. 当協定は、P.L.D.T. の設備供給者をカナダの供給者(「P.L.D.T. の支配的外国系株式保有者」である General Telephone & Electronics Corp. の子会社)に限定し、それによりその施設・設備を競争的条件で入手することをできなくしているために、公共の利益に反する。
2. P.L.D.T. の設備費は直ちにその使用料に影響を及ぼし加入者の負担にか

かわるため、公共の利益は、P. L. D. T. がその資本財をもっとも低廉な価格で入手することを要求する。

3. P. L. D. T. の使用料値上げが認可されたばかりである以上、P. L. D. T. は、公共に対して最小限、十分な配慮と熱心さを示し、加入者に対して P. L. D. T. がカナダから入手しようとしている施設・設備はそれ以上低い価格で他のどこでも入手できないことを確証しなければならない。

4. P. L. D. T. が使用料値上げの危険を冒していることを考慮に入れると、P. L. D. T. のドル支払を最小限にすることが必要であり、これは、P. L. D. T. が国内の供給源をもれなく当ることによってのみなされる。

なお、この反対にもとずいて、公共サービス委員会は次の月曜日にこの問題について公聴会を開くこととなった。 [M. B., 12. 12.]

12月13日

▼ **クエンコ新保健相任命**——マカパガル大統領は、カニョス(Rodolfo Caños) 保健相の後任としてクエンコ (Manuel Cuenco) セブー州知事を新しく保健相に任命したことを発表した。

▼ **セブー市長、自由党に加盟**——マカパガル大統領は、セブー市のオスメーニヤ市長と13人の市および州職員の自由党加盟を認め、オスメーニヤ市長を自由党セブー州支部の臨時支部長に任命した。大統領は、この任命とクエンコ保健相の任命とにより、当地の二大政治派閥——オスメーニヤ派 (Osmenistas) とクエンコ派 (Cuenquistas) の同盟を固め、40~45万の票固めをおこなったのである。

▼ **イギリスの会社、パルプ工場設立を意図**——フィリピン・アバカ生産者輸出業社連合会のピリャヌエバ(Jose K. Villanueva)会長は、イギリスの Whimpey Pulp & Paper (Engineering & Construction) Co. of London が、その代理者 Pacific Agricultural Suppliers, Inc. を通じて、アバカ繊維を原料として用いる最初のパルプ製紙工場の設立に関心を持っている旨を伝えてきたと、発表した。

12月14日

▼ **N. E. C., 林業技術者養成計画を認可**——N. E. C. のエナレス議長は、ロス・バーニョスのフィリピン大学林学部教師集団の増強と訓練学科の拡大を目的とする N. E. C. = 合衆国 (A. I. D.) 共同の計画のために100万8638ペソ (内 N. E. C. の直接支出は15万3325ペソで残額はフィリピン大学経常費から間接支出) を支出することを認可した。なお、この計画のための合衆国の支出は、約5万5000ドルと見積もら

フィリピン

れている。

[M. B., 12. 14.]

12月15日

▼ **比・韓貿易会談始まる**——フィリピンと韓国との間で、韓国に不利なフィリピンの貿易アンバランスを改善するための会談が開始された。これは、1961年2月に結ばれた貿易協定について1963年2～3月におこなわれた会談のつづきをなすものである。

[UPI (ソウル), 12. 15.—M. B., 12. 16.]

なお、比韓貿易は次のような数字により示される。

	輸出(韓国への)	輸入(韓国からの)
1962	13,144,000ドル	321,000ドル
1963	12,177,000 "	570,000 "
1964(1～10月)	5,655,000 "	

[M. B., 12. 21.]

▼ **P. A. L. 増資を決定**——P. A. L. (フィリピン航空) は、緊急重役会会議を開き、現在の株主に一株あたり一新株を11ペソで売ることにより、資本金を倍増して2400万ペソにすることを決定した。

▼ **商工相、セブー港の自由貿易地帯化を暗示**——バルマセーダ商工相は、セブー港の視察を終えて、同港の混雑を避けるための拡張改良の必要を強調するとともに、拡張されたセブー港が、輸入部品・輸入原料を用いるフィリピンの輸出品の世界市場における競争性を増すために、自由貿易地帯にされる可能性を示唆した。

[M. B., 12. 15.]

12月17日

▼ **織物業救済のための省間委員会設置**——フィリピン織物工場連合会のブエンカミノ(Delfin Buencamino)を長とする代表団とエバリェ(Tiburcio S. Evalle)工務次官代理との会談のあと、前者の主張したように国内需要の72%も充たしている、とくに合衆国と日本からの古着・ボロ切れ輸入(1961年の5万3000ドルから1964年には600万ドルに激増した)の増加により破綻に直面しているこの国の織物業を救済する方策を検討するために、商工省技術部のサフラ(Urbano A. Zafra)部長を長とする委員会が設置された。外務省・関税局・N. E. C.・計画実施局・中央銀行・大蔵省から各1名ずつの代表から成るこの委員会に対し、バルマセーダ商工相は、できるだけ早く会合を開き、必要な措置をとるように指令した。

▼ **イギリスの肥料会社、フィリピンの協同者を求む**——ロンドン駐在のサントス

(Francisco J. Santos, Jr.) 商務官は、イギリスの Cornish Manures, Ltd. がフィリピンの信用のおける肥料会社と提携協定を結びたい意向を持っている旨、バルマセーダ商工相に報じた。
[M. B., 12. 17.]

12月18日

▼ **外相、基地問題で合衆国大使と会談**——メンデス外相は、合衆国のブレア (William McCormick Blair, Jr.) 大使を外務省に招き、最近のアメリカ軍基地におけるフィリピン人射殺事件を含む新しい諸問題について会談した。席上、同外相は、行政権・労働条件・その他の諸問題も含めて1947年の米比軍事基地協定を改訂する必要を強調した。他方、同大使は、1964年だけでクラーク基地から564個の爆弾と多くの航空標示灯が盗まれたこと、スピク海軍基地から1万ポンドの繋留鎖が15も盗まれたことを挙げて、フィリピン人射殺は正当な措置であると主張した。なお、この様な会談は、外務省によれば、何度も基地協定内の未解決の問題についてもたれることとなった。

▼ **アメリカ軍基地内の学校に爆弾**——アメリカ大使館の職員は、第二次大戦時の白砲弾が2人のフィリピン人によって約150人の生徒が勉強中のクラーク空軍基地の学校に投込まれたが、ただちに善後処置がとられ被害がなかったことを、明らかにした。この事件は、クラーク空軍基地とスピク海軍基地で起ったアメリカ兵によるフィリピン人射殺事件の直後のものである。なお、これは、フィリピン警察により肯定はされなかった。

▼ **N. E. C., 緊急事態を宣言**——N. E. C. は一連の台風・洪水により惹起された緊急事態 (state of calamity) を54の州と都市に認める決議をし、12月29日以後 R. C. A. (米・トウモロコシ局) の米を売ることを禁止している法律の例外として、R. C. A. が輸入米を1.10ペソないし1.30ペソで売ることができるようにした。N. E. C. は、この発表にあたり、それが、Hilarion M. Henares を長とし Gil Puyat, Ambrosio Padilla, Lorenzo Tañada 上院議員 Cornelio Balmaceda 商工相, Ramon Durano, Ramon Bagatsing, Rogaciano Mercado 下院議員, Andres Castillo 中央銀行総裁, 労働指導者 Cipriano Cid, Pablo Lorenzo, Eugenio Padua, Caesar Espiritu をメンバーとしている「超党的経済組織」であり、経済危機を認めるのには3分の2が必要であることを、強調した。

▼ **日比木材業者会談**——日比両国の木材業者のマニラでの2日にわたった会談は協力と友好のうちに終了した。両者の意見は、相互に協力すること、および、新秤量規則、1月1日発効予定の1964年10月23日付林野局令第19-2号の実施にしたが

フィリピン

うことに一致した。フィリピン側は、席上、日本の国内取引に混乱を起させないため新規則の実施を3月31日まで延長して欲しいとの日本側提案に賛意を表したが、この賛意はフィリピンの関係政府部局の最終決定をまたねばならぬものである。

▼ 鉱業生産、最高をマーク——フェリシアノ農相は、鉱山局のブスエゴ(Fernando Busuego, Jr.)局長の報告にもとずいて、1963～64会計年度の鉱業生産額が前年比15%増の4億6600万ペソで最高をマークしたことを発表した。それによると、大要は次の通り。

	1962～63会計年度		1963～64会計年度	
	生産量	生産額(百万ペソ)	生産量	生産額(百万ペソ)
銅	59,196トン	127	63,310トン	142
金	370,892オンス	69	426,228オンス	81
銀	—	2.7	—	3.7
水銀	2,543フラスク	1.5	2,710フラスク	1.8

その他、鉄鉱生産量も増大し、セメント生産は600万バレル、8900万ペソとなつて非金属部門で最大となった。

12月19日

▼ 経済調整局長官、労働力問題について報告——経済調整局のアデボソ(Eleuterio Adevos)局長は、バギオで開かれた全国教育会議に、“Manpower Needs”と題するレポートを提出した。これによると、全労働人口1027万7000(935万9000人は就業者、88万3000人は失業者)のうち約60%は依然農業に従事していて、季節的な労働力需要の低下により失業問題が深刻なものとされる。また、全労働人口のうち61.9%は小学校卒、15.5%は高校卒で、大学程度の教育を受けたのはわずか6.7%にすぎず、15.9%については教育を受けたという報告がない。以上の数字にもとずいて、同長官は、過去のいかなる時よりももっと、利用できる人的資源を開発し訓練し利用することが緊急に必要であると強調した。

12月20日

▼ 法務省、フィリピン人を射殺した米兵の引渡しを要求——マリーニョ法相とガンカイコ(Emilio Gancayco)主任検事は、タルラク州のアルボレダ(Jose Arboleda)検事とバターン州のスンディアム(Carlos Sundiam)検事の報告にもとずいて、合衆国の基地で起つたふたつのフィリピン人射殺事件に関係した軍人の引渡しを合衆国政府に要請するよう、外務省に勧告した。ふたりの検事の報告は、ともに、両事

件を「不必要なもの」との結論に達していたのである。

12月21日

▼ **国民党の総裁決定、延期**——国民党の総裁決定のために開かれる予定になっていた、地方副総裁団 (regional vice-presidents) と実行委員会 (ruling junta) との間の会合は、年末年始の休暇後に持ち越されることとなった。

▼ **G. S. I. S., P. A. L. の新株募集に应ぜず**——P. A. L. (フィリピン航空) の株の49%を所有している G. S. I. S. (公務員保険制度) は、すでに現在所有している49%をできるだけ早く処分することに決定していて、今度の新株募集に応じないことを、そのスポークスマンの口を通して発表した。

12月22日

▼ **大統領、法相に射殺事件調査を命令**——マカパガル大統領は、メンデス外相、マリーニョ法相およびブレア大使から射殺事件の報告を聞いた後、マリーニョ法相に対し、クラーク基地での最近のフィリピン人少年射殺事件の現地調査をするよう命じた。また、メンデス外相に対しては、1947年の米比軍事基地協定のいろいろな側面について外交折衝を継続するよう命じた。なお、これら三者の報告内容は発表されなかったが、ブレア大使は、記者たちに対し、2名のフィリピン人がクラーク基地内の学校を爆破しようとしたという空想的な告発を自分に帰さないように要請した。この告発は、フィリピン警察当局によりデッチ上げとただちに烙印をおされたものである。

▼ **クラークでのフィリピン警察官凌辱事件を公表**——フィリピン警察第1区当局は、クラーク空軍基地への侵入者の出入口付近で侵入を防ぐためにフィリピン警察の助力を要請したアメリカ大使館の提案について、今後合衆国の空軍警察がフィリピン警察官に凌辱を加えないという保証が与えられることを条件に、顧慮することにした。このさい、警察当局は、クラーク基地で公務執行中のフィリピン人警察官が合衆国軍人により誰何され武装解除された例が少なくとも3件あったとして、その例を挙げた。なお、フィリピン警察は、これら凌辱事件以後、クラーク基地から手を引いていたのである。

▼ **比・韓貿易会談終了**——第2回比・韓貿易会談は、両国が両国間の貿易量を増大させるよう努めるとともに貿易使節団の交換をすすめることを謳った共同コミュニケを発表して、終了した。この結果、フィリピン政府は、Namarco (交易公社) に対し、その輸入計画に950万ペソの韓国産品 (その中にはセメント780万ペソが

フィリピン

含まれる)を組込むよう勧告することとなった。

[UPI (ソウル), 12. 22.—M. B., 12. 23.]

▼ N. E. C., コーヒー密輸に対し嚴重な警告——N. E. C. のエナレス議長はコーヒー生産者連合会のパテルノ (Jacoba Paterno) 会長の報告にもとづいて、密輸取締委員長であるペラルタ (Macario Peralta, Jr.) 国防相に対し、コーヒーの密輸が抑制されなければ、この国の未成熟なコーヒー産業を破壊することになるうとのべ、場合によっては、法の例外として大統領により認められている輸入をも制限ないしは中止することも躊躇しないことを明らかにした。

12月23日

▼ 反対派下院議員、基地協定改訂を要求——下院反対派の指導者ラウレル (Jose B. Laurel, Jr.) 議員をはじめとする国民党議員は、(1)合衆国との基地・軍事援助協定の再検討を要求し、(2)マカパガル大統領のクラーク基地射殺事件に対する「煮え切らないやり方 (pussy-footing)」を批難して、反対運動を起しはじめた。

▼ 比米借款協定調印——社会経済計画のための1600万ペソ借款協定はフィリピン代表のエナレス N. E. C. 議長と合衆国代表のインガソル (James H. Ingersoll) A. I. D. フィリピン局長とにより調印された。この借款は、PL480により合衆国から輸入される米の売上高からなされるものである。

12月24日

▼ 合衆国基地当局、学校爆破未遂事件犯人逮捕を要請——合衆国第13空軍情報部長フリードマン (Joseph Friedman) 大佐は、学校への爆弾投入れ事件が合衆国基地内での最近のフィリピン人射殺事件により惹起された反米風潮に対抗するために「編み出された」ものであるという印象を払拭するため、フィリピン警察ができるだけ早い機会に犯人と目される2名の「フィリピン人」を逮捕するよう要請状を出した。なお、これに関連して、フィリピン警察第1区のヤン (Manuel T. Yan) 大佐は、自分に帰せられているデッチ上げであるとの声明書の内容を明確にするため、ただアメリカ大使館の公表した報告を否定しただけであって、第1区当局は徹底的な調査をおこなうことになっていると、のべた。

[PNS (C. A. F. B.), 12. 24.—M. B., 12. 25.]

▼ フク団に対する治安体制強化を命令——警視総監補佐のメンドサ (Godofredo F. Mendoza) 大佐は、23日夜パンパンガ州のアラヤト村のティアンコ (Eduardo Tiangco) 村長の殺害はフク団によってなされたとの軍情報部からの確認を受取り、

フィリピン警察第1区司令官のマニエゴ (Felix Maniego) 大佐に対し、中部ルソンのフク団のブラックリストに挙げられている人たちの身辺警護を強化するよう命令した。

▼ **商工相、1965年の貿易収支赤字を予想**——バルマセーダ商工相は、「1965年のフィリピン貿易概観」と題する年末報告書で、1965年における貿易の拡大を予測するとともに、もう一年貿易収支は赤字となろうとのべた。同商工相は、来年の貿易拡大を過去の傾向から予測した。すなわち、外国貿易は、1963年には1962年の18%増、さらに1964年には前年の15%増であった。1964年1～8月の貿易額は9億9340万ペソにのぼり、前年同期の8億6080万ペソに比べて15%増である。しかし、1963年の出超は1964年に入超にかわり、1964年1～8月に貿易収支の赤字は680万ペソになった。そして、この赤字は、次の理由により、1965年もつづくと予測した。

1. ラウレル＝ラングリー協定により、1965年1月1日から合衆国への輸出品に対する関税が100%増となり、また、輸出割当量が減ること。これらにより、3500万ペソの輸出減が見込まれる。
2. この国が米輸入を続けること。
3. 工業部門が機械およびその他の生産財を輸入しつづけること。

しかし、同商工相は、砂糖・コブラの価格低落に対しては他の製品の価格上昇の可能性を、中央銀行の20%留保制の部分的廃止による家内工業製品の輸出増大、1964年中におこなわれたドイツ・オーストラリア・韓国・インドとの貿易交渉の結果としての輸出拡大の可能性を指摘し、さらに生産財輸入が結局はフィリピンにとって大きな利益をもたらすことを強調して、楽観的観測を披瀝した。

12月25日

▼ **クラーク基地労務者のボーナス増額**——クラーク基地の中央民間人人事課は、基地で働いているフィリピン人に新年のボーナスとして、いままでの2週間分のかわりに1月分を支払ってよいという訓令をワシントンから受取った。

[M. B., 12. 25.]

12月26日

▼ **N. E. C. = A. I. D., 経済開発基金と融資協定**——N. E. C. と合衆国の A. I. D. とは、E. D. F. (Economic Development Foundation, Inc. 経済開発基金) と、同基金のフィリピンにおける私的生産企業発展計画を促進するために、300万ペソの融資協定に調印した。

[M. B., 12. 26.]

フィリピン

12月27日

▼ **米兵のフィリピン人射殺事件に対する抗議デモ**——クラーク米空軍基地の近くにあるアンヘレス市で、1946年以後クラーク基地で米兵に射殺された31名のフィリピン人の親族を中心に、サンディコ(Carlos Sandico)市会議員の指導の下、11月25日の同基地でのフィリピン少年射殺事件と12月13日のスピク米海軍基地での漁民射殺事件に抗議する集会が開かれた。これには、約2000名*が参加し、デモ参加者たちは「ブレア〔米大使〕を帰国させろ」、「すべての基地を撤廃せよ」、「基地協定を改訂せよ」、「引金気狂いのエア・ポリスをベトナムに送れ」、「アメリカ人よ、君は友なのか敵なのか?」と書かれたプラカードを掲げ、アメリカ軍基地の撤廃と基地協定の改訂を主張して気焰をあげたが、平和裡に散会した。

また、同時に、スピク海軍基地のあるサンバレスでは、パンパンガ州のネポムセノ(Francisco Nepomuceno)知事とサンバレス州のバレット(Manuel D. Barreto)知事は、基地協定の即時改訂を強く主張した。 [Manila Times, 12. 28.]

* アンヘレス市28日発 UPI=共同によると、デモ参加者数は約3000名であった。 [読売, 12. 29.]

また、Manila Times 12. 29. の社説でも3000としている。

12月28日

▼ **国民党指導者、基地協定について超党派の行動を要請**——マルコス上院議員、ロペス上院議員をはじめとする国民党指導者たちは、「フィリピン、合衆国両国政府間の基地問題についての会談には、政府の招請があれば超党派の基礎に立って」参加する意志を持っていることを、明らかにした。これに対し、メンデス外相は、反対派の見解を考慮に入れたいとは思いますが、最初に明確にされるべきことは公認された党首がいないいまこのような見解を国民党の公式見解とみていいかどうかである、と答えた。 [Manila Times, 12. 29.]

▼ **閣議、米の輸入を諒承**——閣議は、N. E. C. が確認した1965年における米不足を満たすために、フェリシアノ農業自然資源相提案の59万5400トンの米の輸入を諒承した。しかし、マカパガル大統領は、米生産者および国民党からの強い反対のあとのだけに、閣議の勧告に対して決定を保留した。なお、この閣議で大統領は、フィリピン国有鉄道改善のための860万ペソ「緊急」計画と、アバード公共事業相の要求した道路建設を中心とする10の大規模プロジェクトを公開入札に付すことを認可した。 [Manila Times, 12. 29.]

12月29日

▼ **米資本、Filoil の株を過半数所有**——フィルオイル精油会社は、同社の株の67%を Gulf Oil に渡すという12月18日の特別株主総会の決定を実施したことを、発表した。これにより、前国家経済会議議長のロハス (Sixto K. Roxas) にかわって Gulf Oil のツェーナー (B. E. Zehner) 専務が副社長に就任することになった。

[*Philippine Herald*, 12. 30.]

12月30日

▼ **合衆国の砂糖割当量決定**——合衆国の農務省は、1965年第1四半期の砂糖50万トンの輸入を認可し、各国への割当量を発表した。これによるとフィリピンに対する割当量はずっとも多く18万7196トンである。なお、第2四半期の割当量は最大限120万トンとなっている。

[*UPI (Wash.)*, 12. 31.—*M. B.*, 1. 1.]

▼ **合衆国、フィリピンの戦災補償を要求を承認**——合衆国の外国要求権解決局 (Foreign Claims Settlement Commission) は、フィリピンの総合戦災要求500万ドルを承認した。これにより、合衆国政府が規定した最終期日1963年12月23日までに要求を提示しなかった5000~1万のフィリピン人が恩恵を蒙ることとなった。

[*Philippine Herald*, 12. 30.]

12月31日

▼ **マルコス上院議長、外交審議会召集を要請**——マルコス上院議長 (次期国民党大統領候補) は、現政権が軍事基地協定を改訂するにさいしてとるべき目的および目標を討議するため外交政策審議会を直ちに開くよう、マカパガル大統領に要請した。

▼ **フィリピン人射殺米兵を軍法会議に**——クラーク米空軍基地駐屯の合衆国第13空軍司令官マダックス (Sam Maddux) 少将は、アキノ (Benigno S. Aquino) 知事に対し、11月25日にクロウ溪谷でフィリピンの少年 Rogelio M. Balagtas を射殺したと言われている合衆国空軍兵 Larry Cole を軍法会議にかける旨、通告した。

[*PNS (Tarlac)*, 12. 31.—*M. B.*, 1. 1.]

アジア諸国の

政治・経済・社会の

動きを適確に

把握するための手引書

アジアの 動向 <月刊>

A5判・200頁/定価 1000円

●内容 アジア各国の政治・経済動向の概観、重要問題の解説/現地紙を素材にした重要事項日誌/現地紙の論説、社説、政府発表、統計、その他資料の紹介

●対象国 韓国、中国、インドシナ3国、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ビルマ、インド、パキスタン、(付)シベリア開発

●予約購置料 昭和四一年度より
年額 七、〇〇〇円(送料共)

発売所

雄松堂書店

東京都新宿区四ツ谷1の17
TEL(353)2636/振替東京71208

●内容見本ご希望の方は左記へお申し込みください

アジアの動向〔フィリピン〕1964

定価 800円

発行所 アジア経済研究所

東京都新宿区市ケ谷本村町42
電話東京 353局 4231(代表)

印刷所 株式会社第二印刷所

製本 株式会社舟清製本所

アジア経済研究所